

令和 5 年度

包括外部監査結果報告書

「公共施設マネジメント及び直営施設の管理
等に係る財務事務の執行について」

枚方市包括外部監査人
公認会計士 横田 慎一

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
（1）「公共施設マネジメント」について	1
（2）「直営施設の管理等」について.....	4
（3）用語の使い分けについて.....	5
4. 監査対象年度	5
5. 監査の実施期間	6
6. 監査の方法.....	6
（1）監査の視点及び監査要件.....	6
（2）監査手続き.....	7
7. 監査対象部署・施設	8
（1）公共施設マネジメントに係る監査対象部署	8
（2）直営施設の管理等に係る監査対象施設.....	9

8. 包括外部監査人を補助した者	11
9. 利害関係	12
第2 監査対象の概要	13
1. 公共施設の内容	13
2. 枚方市の公共施設の概要	14
3. 公会計と固定資産台帳	14
4. 公共施設マネジメントに関する計画	16
第3 公共施設マネジメントに関する監査の結果及び意見	18
1. 公共施設マネジメントに関する監査結果の総括	18
(1) 公共施設の真の「マネジメント」の実施に向けて【意見（総論1）】	18
(2) 公共施設マネジメントに係る事務分掌及び関連委員会について【意見（総論2）】	23
(3) 対応すべき課が現状、明確になっていない事項について【意見（総論3）】	27
2. 公共施設マネジメントの推進を担う各課に関する監査の結果及び意見（マネジメント関係課）	30
(1) 財政課	34

(2) 行革推進課.....	37
(3) 財産管理課.....	44
(4) 契約課.....	45
(5) 施設整備室 各課.....	46
第4 直営施設の管理等に関する監査の結果及び意見（個別施設）	50
1. 監査対象施設	50
2. 直営施設の管理等に関する監査結果の総括	52
(1) 施設所管課職員の意識とノウハウの向上について【意見（総論4）】	52
3. 個別施設に関する監査の結果及び意見.....	53
(1) サプリ村野（複合施設）	53
(2) 輝きプラザきらら（複合施設）	59
(3) 地域サービス課所管施設.....	64
(4) 総務管理課所管施設.....	66
(5) 商工振興課所管施設	71
(6) 文化財課所管施設.....	75
(7) スポーツ振興課所管施設.....	80

(8) 長寿・介護保険課所管施設	89
(9) 子ども青少年政策課所管施設	99
(10) 公立保育幼稚園課所管施設	105
(12) 穂谷川資源循環センター・環境政策課所管施設	118
(13) 希釈放流センター所管施設	122
(14) 小中学校、単独調理場及び留守家庭児童会室（教育政策課、新しい学校推進 室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室）	128
(15) 中央図書館	160
(16) 教育研修課	164
おわりに	168
巻末資料	169
1. 公共施設マネジメントに関する監査の結果及び意見（概要一覧）	169
2. 直営施設の管理等に関する監査の結果及び意見（概要一覧）	175
3. 用語集	189

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

包括外部監査人が作成したものを除き、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。

【監査の結果】は、今後、枚方市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項及び）となる。ただし、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。また、公共施設の管理上の重要性を鑑み、利用者等の安全性に関わる指摘事項のうち、特に重要と考えられるものについても【監査の結果】としている。

また、【意見】は、【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性等の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、枚方市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

なお、【監査の結果】及び【意見】に対して、本報告書原案の取りまとめ時期（令和5年11月30日）までに措置が完了したと包括外部監査人が判断できた場合、その措置の状況について＜参考：本報告書作成日までの措置状況＞として記載している。

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について

3. 事件を選定した理由

枚方市（以下、「市」という。）では、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備した公共施設の多くが老朽化し、大規模改修や更新の時期を迎えようとしている。そこで市では、平成23年4月に「枚方市市有建築物保全計画」、また、平成25年2月に「市有財産等の有効活用に関する基本方針」を策定し、その後、「枚方市公共施設マネジメント推進計画」や「個別施設計画（総合編）」を策定・更新するなど公共施設の最適化を進めている。

市の保有資産の状況に関して、地方公会計に基づく財務分析によると、資産規模は類似団体と比べて金額ベースでは小規模であるものの、有形固定資産減価償却率は高く、公共施設の老朽化対策が特に重要となる。

加えて、公共施設マネジメントの推進のためには、財務・経営的視点だけでなく、技術職による建築・設備等の専門的観点と事務職による企画・財政等の観点を融合的に捉えることが重要となる。

この点、市では公共施設マネジメントに関する部署が多岐にわたるため、公共施設マネジメントの考え方について、各部署と連携を図りながら、定着させていくことが課題になると考えられる。

そこで、市の公共施設マネジメント及び市職員が直接かかわる直営施設の管理等に係る財務事務が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の観点から調査報告することは、市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

ここで、「公共施設マネジメント」及び「直営施設の管理」について、より具体的にはそれぞれ次のとおりの考えに基づいている。

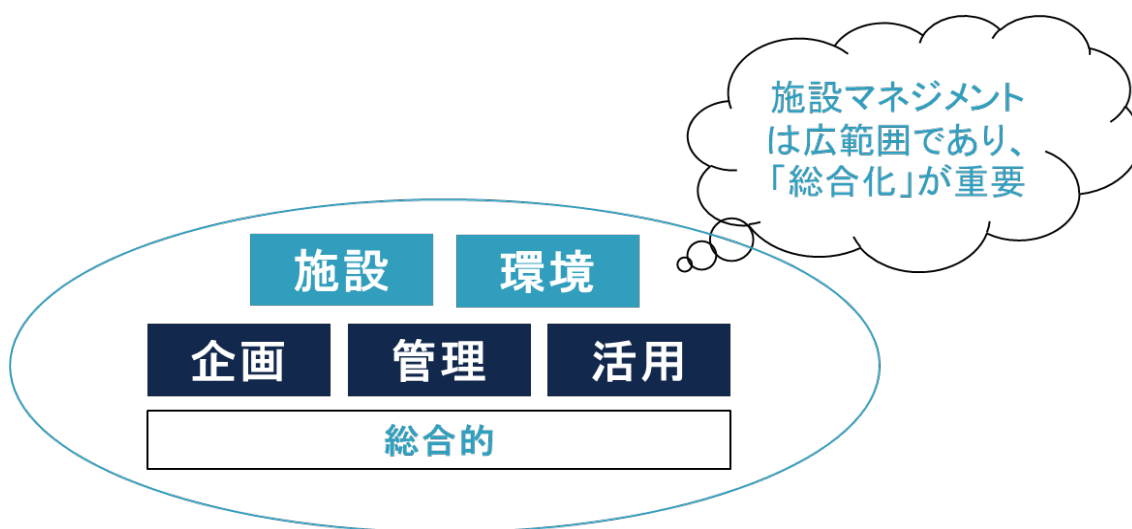
（1）「公共施設マネジメント」について

本監査における「公共施設マネジメント」は、民間企業等を含めた一般的なマネジメント手法である「ファシリティマネジメント」（FM：Facility Management）の考えに基づいている。

ファシリティマネジメントは、「企業・団体などの組織体の全施設及び環境（ファシ

リティ)を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動」と定義される¹。このように、ファシリティマネジメントは、【図表 1】のとおり、①企画、②管理、③活用にまたがる様々な事項を総合的に行うものである。つまり、公共施設マネジメントは、①公共施設のあり方に関する計画や、全庁的な方針の策定などの企画、②公共施設の維持・運営に関する管理、③公共施設の有効活用を有機的に連携しながら行うものである。

【図表 1】ファシリティマネジメントの概念



ここでさらに強調すると、公共施設に関わる①企画、②管理、③活用は、行革・企画・管財・財政系の部署だけではなく、建築・設備・土木系の技術的部署や、施設を所管する部署の有機的な連携が求められる。

また、ファシリティマネジメントにおける重要な概念のひとつとして、建築・設備・土木系の技術的な観点に加え、財務の面も重要視し、これらのバランスを図りながらマネジメントを進める考えがある。具体的には、公共施設の整備・維持管理において、【図表 2】の①「品質」と②「供給」、③「財務」²のバランスを図る、という考えである。

¹ 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会による定義（FM推進連絡協議会（2018）『公式ガイド ファシリティマネジメント』（日本経済新聞出版））。

² 地方自治法上の「財務」とは異なる視点であることに留意されたい。地方自治法上の「財務」は、公共施設を含む「財産」を包括するものであり、ファシリティマネジメントにおける①「品質」と②「供給」、③「財務」のすべてを包含する概念である。

【図表 2】公共施設の整備・維持管理における「品質」、「供給」、「財務」

観点	説明
① 品質	○品格性・・・地域性／景観性／ブランディングなど ○快適性・・・居住性／エルゴノミクス／保健性など ○生産性・・・機能性／効率性／利便性／融通性／俊敏性など ○安全性・・・防災性／安全性／利便性／機能継続性など ○耐用性・・・耐久性／可変性／整備性／更新性など ○環境性能・・・省エネルギー性能など ○満足度・・・利用者満足度
② 供給	○需要対応性・・・施設面積（注）の過不足に対応できるか ○施設利用度・・・施設管理の有効活用に対応できるか ○サービス供給・・・サービスの質と量に対応できるか （注）特に面積は、品質や財務など他の要素への影響が大きい。品質、供給、財務のバランスをとるためには、面積標準の設定や公平な運用、面積の過剰・余剰に強い意識を持つ必要がある。書庫や倉庫にも面積が必要となり、コスト要因となることにも留意。
③ 財務	○ファシリティコスト・・・維持管理費、収入など ○施設資産・・・・・・・・・・保全性（メンテナンスのしやすさ：メンテナンスビリティ、メンテナンス性能）など ○ライフサイクルコスト・・・生涯費用（ライフサイクルコスト：LCC）の最適化

（出所：FM推進連絡協議会（2018）『公式ガイド ファシリティマネジメント』（日本経済新聞出版）を参考に作成）

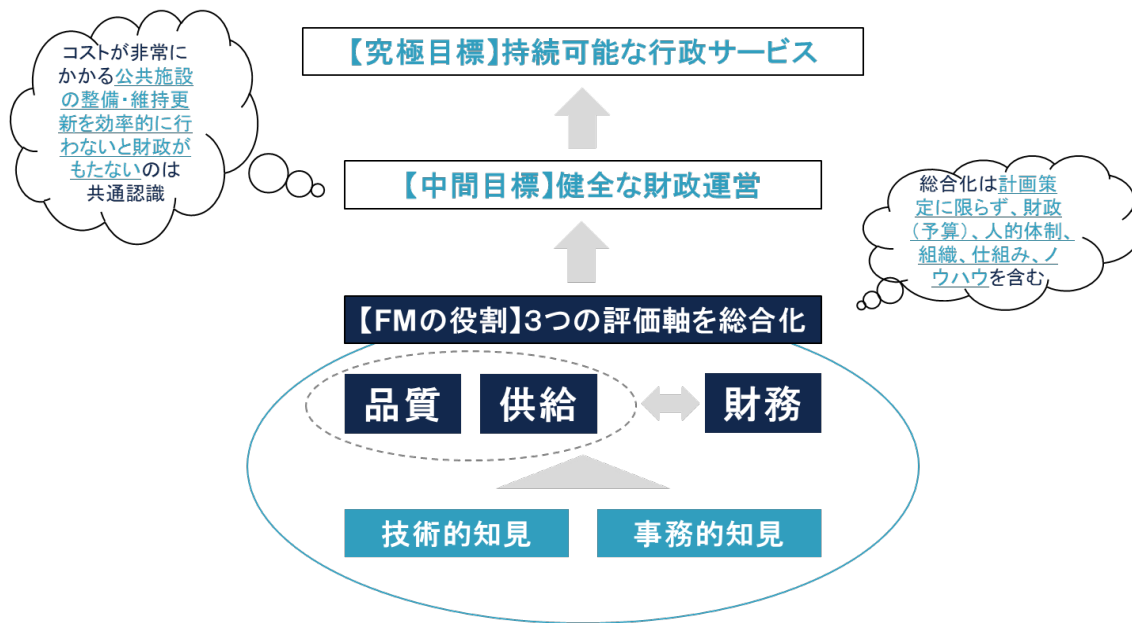
これらの①「品質」と②「供給」、③「財務」のバランスの問題の代表例を挙げると、「デザイン性（品質）を凝らし、施設面積（供給）も大きくするとコスト（財務）が増大する」ということである。

つまり、施設マネジメントにおいては、①「品質」と②「供給」、③「財務」のバランスに最大限配慮することが重要である。

特に、近年、公共施設マネジメントが全国的に、ますます重要視されるようになってきている理由は、「人口減少社会においては、これまで整備してきたすべての公共施設をそのまま維持・更新していくことは財政的に困難」ということである。そのため、公共施設マネジメントの究極的な目標は、持続可能な行政サービスの実現である。また、そのためには、健全な財政運営も求められる。

以上より、「公共施設マネジメント」をテーマに監査するに際しては、【図表 3】のように、①「品質」と②「供給」、③「財務」のバランスに最大限配慮され、施設の整備・維持管理が行われているか、という点に留意する。

【図表 3】本監査における「公共施設マネジメント」



(2) 「直営施設の管理等」について

公共施設マネジメントの推進に際しては、個々の施設の適正な管理が不可欠である。また、個々の施設が抱える課題について、その解決を組織のマネジメント体制として行うことが十分にできうるかという観点も重要である。そこで、公共施設マネジメントについての監査に際しては、個々の施設の管理状況について確認することが必要であると考えた。なお、個々の施設の管理状況については、民間が管理を行う「指定管理者制度」導入施設を除き、市職員が直接管理を行っている直営施設を対象とした。

加えて、施設所管課において個々の施設の日常的な管理にとどまらず、効果的・効率的な管理手法への改善といったマネジメントの視点を含め、「直営施設の管理等」を監査テーマとした。

（３）用語の使い分けについて

本監査が意図する公共施設マネジメントの考えを理解するためには、「公共施設マネジメント」と「公共施設の管理」の違いについて理解することが重要であり、【図表 4】のとおり、それらの用語の使い分けについて記載した。

特に、公共施設マネジメントは、公共施設全体の「企画」、「管理」、「活用」を有機的に連携しながら行うものであり、公共施設について、単なる「管理」(Administration)を超え、「経営」(Management)するものである点に留意されたい。

なお、その他の用語については巻末資料の用語集を参照されたい。

【図表 4】用語の使い分け

用語	定義等
公共施設マネジメント 【同義語】 施設マネジメント 公共施設のマネジメント 施設のマネジメント ファシリティマネジメント	公共施設マネジメントは、①公共施設のあり方に関する計画や、全庁的な方針の策定などの企画、②公共施設の維持・運営に関する管理、③公共施設の有効活用を有機的に連携しながら行うものである。 つまり、公共施設について、単なる「管理」(Administration)を超え、「経営」(Management)するものである。 なお、市は公共施設に類似する用語として、「市有建築物」という呼称もしているが、本監査においては「市有建築物」を「公共施設」のうち、市有地を除くものと定義する（原則として、「公共施設」と呼称するが、市有地を除く際は、市の資料等に準じて「市有建築物」と呼称する場合もある）。
公共施設の管理 【同義語】 直営施設の管理 公共施設の維持管理	個々の公共施設について、日常的な維持や保全（修繕・更新等）を行うとともに、施設において実施する行政サービスの日常的な運営を行うことである。 なお、施設所管課において個々の施設の日常的な管理にとどまらず、効果的・効率的な管理手法への改善といったマネジメントの視点を含めた場合、「直営施設の管理等」というように「等」を加えることとする。

4. 監査対象年度

原則として、令和4年度とした。ただし、必要に応じて令和3年度以前の各年度及び令和5年度についても対象とした。

5. 監査の実施期間

令和5年6月9日から令和5年12月27日まで

6. 監査の方法

(1) 監査の視点及び監査要件

公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について、合规性、透明性、公平性のほか、3E（経済性・効率性・有効性）の視点に着目し、【図表5】の事項を監査要点（監査手続きによって検証すべき事項）とした。なお、先述のファシリティマネジメントの観点に基づき、品質、供給、財務のそれぞれの観点から監査要点を分類している。

【図表5】監査要点（監査手続きによって検証すべき事項）

監査要点	主な 観点①	主な 観点②	監査テーマと の主な対応
① 公共施設マネジメントに関する組織体制が、必要に応じて適切に整備されているか。	合规性、 3E	品質、 供給、 財務	公共施設マ ネジメント
② 公共施設マネジメントに関する各種計画の内容が、目的に照らして適切であるか。			
③ 公共施設マネジメントに関する各種計画に記載された事項が適切に実行されているか。			公共施設マ ネジメント ／直営施設 の管理等
④ 施設カルテや地方公会計など施設に関する各種情報が、公共施設マネジメントに効果的・効率的に整備・活用されているか。			公共施設マ ネジメント
⑤ 未利用地や遊休施設等の活用方法や処分等について、適時・適切に検討、実行されているか。		供給、 財務	公共施設マ ネジメント ／直営施設 の管理等
⑥ 公共施設のあり方について、利用状況や老朽化の状況に基づき、具体的な検討が実施されているか。		品質、 供給、 財務	公共施設マ ネジメント ／直営施設 の管理等
⑦ 公共施設に関連する目的外使用許可、貸与等の事務手続きが、法令又は条例・規則等に従い適切に実施されているか。	合规性	供給、 財務	直営施設の 管理等

⑧ 公共施設の日常的な維持管理が適切に実施されているか。特に、利用者の安全性を阻害する不具合や、施設のライフサイクルコストを阻害する事象が生じていないか。	合規性 3 E	品質、 財務	直 営 施 設 の 管理等
⑨ 公平な施設利用等に配慮しながらも、利用者の増加や利便性向上など、施設の利活用が十分に検討されているか。	透明性 公平性 3 E	供給、 財務	直 営 施 設 の 管理等
⑩ そのほか、歳入増加や歳出削減への取組みが十分に検討されているか。	3 E	財務	公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト ／ 直 営 施 設 の 管 理 等

(2) 監査手続き

「(1) 監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続きは、次のとおりである。

○市の公共施設マネジメントの概要把握

市の公共施設マネジメントについて、事務分掌規程、既存の計画及び関連する取組みに係る各種資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事務所管課から意見聴取を行い、市の公共施設マネジメントの概要を確認した。

○監査対象施設の概要把握

監査対象施設について、施設カルテ、既存の計画、関連する設置条例及びホームページ等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、施設の概要を確認した。

○関連資料の閲覧と施設所管課に対する質問

監査対象施設について、施設カルテ、図面、法定点検等定期点検の記録、直近5か年の修繕料・工事請負費の一覧などの資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜、施設所管課に対し質問を実施している。

○現地又は現物の視察（施設巡回）

監査対象施設に係る実地調査として施設巡回を実施し、施設の管理状況を確認した。また、施設担当者に施設の管理状況及び管理上の課題に関する意見を聴取した。

○監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

7. 監査対象部署・施設

施設整備室、財政課及び行革推進課並びに施設管理等に関連する部署を対象とした。

(1) 公共施設マネジメントに係る監査対象部署

枚方市事務分掌規則を閲覧し、【図表 6】のとおり、公共施設マネジメントへの関わりを持つ部署を広く監査対象とした。

【図表 6】公共施設マネジメントに係る対象部署

所管部等	所管課	公共施設マネジメントへの関わり
総合政策部	財政課	予算編成を通じた施設整備・保全の最適な予算配分等
	行革推進課	公共施設マネジメントの推進、指定管理者制度（計画及び方針の策定等）
総務部総務管理室	総務管理課	本庁舎の管理、他の課の所属に属さない事務
	財産管理課	市有財産の有効活用に係る調査研究、企画及び総合調整等
総務部	契約課	契約事務の総括等
都市整備部施設整備室	施設計画課	市有建築物の新設並びに改良工事の計画及び調整等
	建築課	市有建築物の新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行等
	設備課	市有建築物の建築設備に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行
	施設管理課	市有建築物の土木に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行

（注）令和5年度における所管課の名称を記載している。

（２）直営施設の管理等に係る監査対象施設

一般会計及び公営企業会計を除く特別会計の直営施設（令和４年度末時点において全 225 施設）のうち、令和４年度末時点で存在しており、かつ、令和５年度６月末時点において施設廃止の方向性が決まっていない施設から、【図表 7】の施設（55 施設）を監査対象とした。なお、監査対象施設の選定に際しては、一般的に老朽化等により修繕・改修費が増大してくるとされる、築 15 年以上の施設を中心に施設カルテに基づいて選定したが、設置年度以後において建替えや大規模改修等が行われている施設がある。

【図表 7】直営施設の管理等に係る監査対象施設

所管部	所管課	施設名称（カッコ内は複合施設の場合の複合施設名称等）	当初設置年度
危機管理部	危機管理政策課	地域防災センター (輝きプラザきらら)	平成 17
市長公室	市民活動課	サプリ村野 N P O センター (サプリ村野)	平成 25
市民生活部	地域サービス課	北部支所	昭和 50
総務部	総務管理課	本庁舎	昭和 35（本館） 昭和 44（別館）
		サプリ村野（サプリ村野）	平成 25
		輝きプラザきらら (輝きプラザきらら)	平成 17
観光にぎわい部	商工振興課	公設市場サンパーク	平成元
		地域活性化支援センター (輝きプラザきらら)	平成 17
	文化生涯学習課	生涯学習情報プラザ (輝きプラザきらら)	平成 17
	文化財課	旧田中家鋳物民俗資料館	昭和 59
	スポーツ振興課	野外活動センター	昭和 45
		サプリ村野スポーツセンター (サプリ村野)	平成 25
健康福祉部	長寿・介護保険課	老人福祉センター楽寿荘	平成 12
		シルバー作業所	平成 6
子ども未来部	子ども青少年政策課	枚方公園青少年センター	平成 2
	公立保育幼稚	枚方幼稚園	昭和 12

	園課	樟葉幼稚園	昭和 42
		楠葉野保育所	昭和 50
		高陵幼稚園	昭和 43
環境部	環境政策課	穂谷川清掃工場（環境政策課）	昭和 38
	穂谷川資源循環センター	穂谷川清掃工場	昭和 38
	希釈放流センター	希釈放流センター	平成 5
総合教育部	教育政策課等	枚方小学校	明治 6
		樟葉西小学校	昭和 49
		樟葉小学校	明治 6
		藤阪小学校	昭和 56
		津田小学校	明治 5
		中宮小学校	昭和 47
		桜丘小学校	昭和 39
		西牧野小学校	昭和 50
		蹉跎東小学校	昭和 53
		殿山第一小学校	明治 8
		蹉跎西小学校	昭和 49
		交北小学校	昭和 45
		磯島小学校	昭和 48
		第三中学校	昭和 35
		蹉跎中学校	昭和 58
		第二中学校	昭和 26
	おいしい給食課	樟葉西小単独調理場	昭和 50
		中宮小単独調理場	平成 18
		桜丘小単独調理場	昭和 57
		蹉跎東小単独調理場	平成 18
学校教育部	放課後子ども課	枚方留守家庭児童会室	昭和 54
		樟葉西留守家庭児童会室	昭和 55
		樟葉留守家庭児童会室	昭和 48
		藤阪留守家庭児童会室	昭和 56
		津田留守家庭児童会室	昭和 46
		中宮留守家庭児童会室	昭和 53
		桜丘留守家庭児童会室	昭和 57

		西牧野留守家庭児童会室	昭和 57
		蹉跎西留守家庭児童会室	昭和 57
		交北留守家庭児童会室	昭和 51
総合教育部	中央図書館	村野分室（サプリ村野）	平成 25
		中央図書館	平成 17
学校教育部	教育研修課	教育文化センター	昭和 62

（出所：施設カルテ （注）令和 5 年度における所管課の名称を記載している。）

8. 包括外部監査人を補助した者

包括外部監査人を補助した者は【図表 8】のとおりである。公認会計士のほか、一級建築士、認定ファシリティマネジャー、自治体職員、大学教授、弁護士から監査チームを構成し、多樣的、かつ、専門的な監査に努めた。

【図表 8】包括外部監査人を補助した者

氏名	資格又は所属	本監査における役割
鳥生 紘平	公認会計士	施設所管課に対するヒアリング及び施設巡回等担当
湯本 規子	公認会計士	
綾木 彰吾	公認会計士	
中村 圭吾	公認会計士	
萩原 芳孝	一級建築士、技術士補、認定ファシリティマネジャー、一般社団法人日本ファシリティマネジメント協会 公共施設FM研究部会副部会長・公会計連携WG リーダー	建築及びファシリティマネジメント等の専門的観点からのアドバイザー
保木本 薫	吹田市職員、早稲田大学パブリックサービス研究所招聘研究員	他の自治体における公共施設マネジメントの経験等からのアドバイザー
岡本 真理子	公認会計士	本監査の品質向上のための本報告書のレビュー等担当
成山 哲平	公認会計士	
渡部 淳一	公認会計士	
横山 幸司	大学教授	地方自治及び行政経営の専門的観点からのアドバイザー
福島 由梨	弁護士	法律の専門的観点からのアドバイザー
鳥村 純	弁護士	

（注）ほか、包括外部監査人は、公認会計士のほか、認定ファシリティマネジャーの資格を有している。

＜参考：認定ファシリティマネジャーについて＞

認定ファシリティマネジャーとは、ファシリティマネジメント（FM：企業・団体などの組織体の全施設及び環境（ファシリティ）を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動）に関する一定の専門知識・能力を証する資格である。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

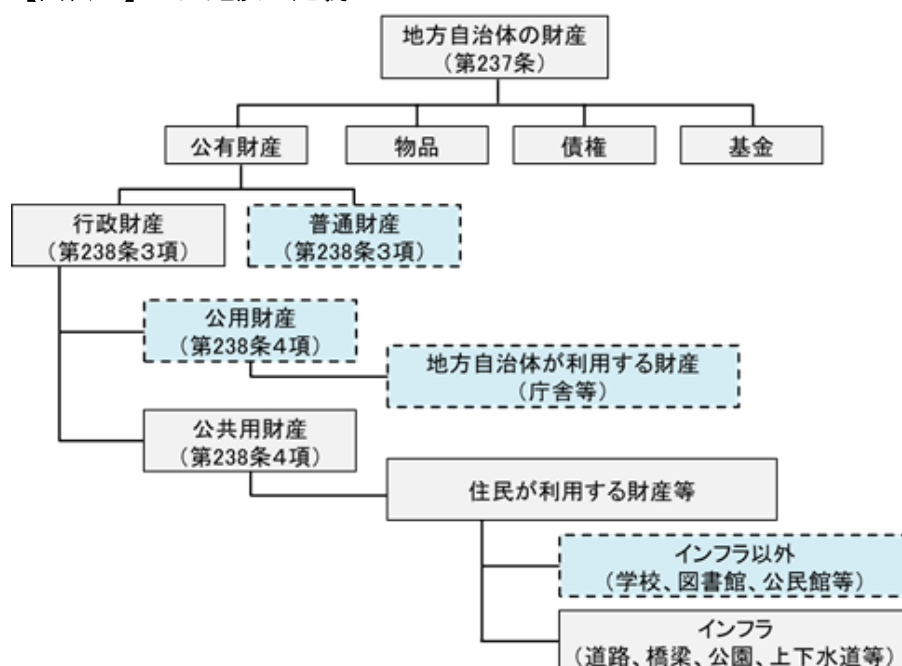
第2 監査対象の概要

1. 公共施設の内容

地方自治体が保有する財産は、「公有財産」と「物品」、「債権」、「基金」に区分され、このうち、公有財産は、特定の行政サービス提供のために保有する「行政財産」と未利用施設等、行政財産以外の「普通財産」に分類される（地方自治法第238条3項。以下、法律の名称なき場合は地方自治法の条文番号を示す）。そして、行政財産は、庁舎等の地方自治体職員が直接執務で使用する「公用財産」と、市民が利用する「公共用財産」に分類される（第238条4項）。なお、公共用財産については地方自治法による定めはないものの、実務的には、①道路、橋梁、公園、上下水道等の「インフラ」と②学校、図書館、公営住宅、公民館等のインフラ以外の財産に分けられる。

これらの地方自治体の財産のうち、本監査において監査対象とするものは、「普通財産」、行政財産のうち「公用財産」及び「公共用財産のうちインフラ以外の資産」とする（【図表9】の破線。市有地については公共施設の敷地である場合、監査対象に含める）。なお、市は公共施設に類似する用語として、「市有建築物」という呼称もしているが、「市有建築物」は公共施設のうち、市有地を除く建築物を指す。また、関連する用語として、「公共施設等」というように「等」を付す場合があるが、これはインフラを含めた用語である。本監査ではインフラを監査対象に含めないため、原則として「公共施設」という用語を用いる（ただし、公共施設のうち、市有地を除く建築物のみを指す場合、市の資料等に準じて「市有建築物」と呼称する場合もある）。

【図表9】公共施設の定義



2. 枚方市の公共施設の概要

市が保有する公共施設の一覧は【図表 10】のとおりである。市の公共施設は、平成 28 年 3 月時点で 378 施設、延床面積は約 76.4 万㎡となっている。施設分類別の延床面積は、小中学校が過半（約 42.5 万㎡、55.7%）を占めており、次いで行政系施設（約 6.2 万㎡、8.1%）となっている。

【図表 10】市の公共施設

施設分類	施設例	主な施設	施設数	延床面積（㎡）	施設分類別 延床面積割合
市民文化系施設		生涯学習市民センター メセナひらかた会館	21	36,138.8	4.7%
社会教育系施設		図書館・分室 旧田中家鋳物民俗資料館	18	19,988.9	2.6%
スポーツ・レクリエーション系施設		体育館 市民ふれあいセンター	65	41,420.2	5.4%
産業系施設		地域活性化支援センター	1	3,667.9	2.2%
学校教育系施設		給食調理場 教育文化センター	31	16,834.1	0.5%
小中学校		小学校 中学校	64	425,456.1	55.7%
子育て支援施設		幼稚園、保育所 留守家庭児童会室	68	25,703.8	
保健・福祉施設		保健所、保健センター 総合福祉会館	15	28,302.3	
行政系施設		庁舎（本館・別館） 地域防災センター	54	61,804.6	
公営住宅		津田元町住宅 津田北町住宅	2	1,928.2	
病院		市立ひらかた病院	1	31,697.3	3.4%
公園		鏡伝池緑地、王仁公園 東部公園	3	2,861.7	3.7%
その他		公設市場サンパーク 駐車場	31	29,819.2	8.1%
プラント系施設		穂谷川清掃工場 東部清掃工場	4	38,199.9	4.1%
総 計			378	763,822.9	3.9%

（出所：枚方市公共施設マネジメント推進計画（令和 4 年 3 月改訂） （注）平成 28 年 3 月時点）

3. 公会計と固定資産台帳

人口減少や高齢化の進展に伴って税収等の財源が減少傾向にある中で、地方自治体は、限られた財源を効果的・効率的に使うことがより一層求められている。

そこで、企業会計の手法を地方自治体の決算に取り入れることによって、行政経営の推進を目指すことが望まれている。実際に、行政経営の推進の一環として企業会計方式による地方公会計の導入について、東京都等一部団体は独自に取組を進めたが、全国的には平成 20 年度ごろから総務省方式改訂モデル及び基準モデルによる財務書類の作成が進み、平成 28 年度決算以降は、総務省の要請に基づき「統一的な基準」による財務書類の作成に全国的に移行した。

「統一的な基準」による財務書類の作成方式においては、既存の歳入歳出予算に加えて複式簿記の補完的導入と固定資産台帳の作成が求められる。そこで、市においても平成 28 年度以降、「統一的な基準」に基づいて固定資産台帳及び財務書類を作成している（平成 27 年度以前に取得した固定資産についても過去の取得情報を調査した上で固定資産台帳に記載）。

なお、固定資産台帳のほかにも枚方市公有財産等の管理に関する規則に基づく公有財産台帳や各省庁から求められている法定台帳（学校施設台帳、公園台帳等）も市において整備されている。

これらの資産に係る台帳は公共施設マネジメントを進めるにあたって、施設や設備の整備・更新状況に関して基礎的な情報源となることが期待されている。

この点、【図表 11】のとおり、資産の状況に関して地方公会計に基づく財務分析を行った。

【図表 11】地方公会計に基づく財務分析（資産の状況）

指標	枚方市 令和 2 年度	中核市 (中央値)	中核市 (平均値)	算定式
歳入総額対資産比率（年）	2.1	2.7	2.8	資産合計 ÷ 歳入総額
有形固定資産減価償却率（％）	77.4	62.8	62.5	減価償却累計額 ÷ （有形固定資産合計 － 土地等の非償却資産 ＋ 減価償却累計額）
減価償却費対維持補修費比率（％）	31.0	21.8	25.2	維持補修費 ÷ 減価償却費

（出所：総務省が公表する令和 2 年度財務書類データより作成）

【図表 11】について、それぞれの財務分析指標の概況は次のとおりである。

① 歳入額対資産比率（資産合計 ÷ 歳入総額）

歳入額対資産比率は、過去から形成された資産が歳入の何年分に相当するかを表すものであり、資産形成の大きさを示す。市の歳入額対資産比率は 2.1 年で、中核市中央値の 2.7 年より低い数字となっている。

歳入額対資産比率が低い点については、次の②有形固定資産減価償却率が高いように公共施設等の資産価値が低下してきていることも一因にある。

② 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

（減価償却累計額÷（有形固定資産－非償却資産＋減価償却累計額））

有形固定資産減価償却率は、建物や工作物等、有形固定資産が耐用年数に対して、どの程度資産の取得から経過しているか（老朽化）の程度を表す。この指標が高いほど有形固定資産の老朽化が進んでいることを示す。市の有形固定資産減価償却率は 77.4% で、中核市中央値の 62.8% より高い数値となっている。

ここからは、市の公共施設の老朽化は比較的進んでおり、公共施設の更新・老朽化対策が喫緊の課題であることがわかる。

③ 減価償却費対維持補修費比率（維持補修費÷減価償却費）

減価償却費対維持補修費比率は、固定資産（公共施設等）の 1 年あたり減価償却費に対して、年間の維持補修費がどの程度あるかを表すものであり、維持補修に要した財源の大きさを示す。市の減価償却費対維持補修費比率は 31.0% で、中核市中央値の 21.8% より高い数字となっている。老朽化対策の結果として維持補修費を比較的多く要している状況にあると言える。

4. 公共施設マネジメントに関する計画

全国的な公共施設を取り巻く課題として、①少子高齢化や人口減少による歳入減少と②そのような人口構成の変化による公共施設に係る行政サービスに対する市民からの需要の変化、③さらには公共施設の老朽化による維持更新費用の増大がある。

このような背景のもと、計画的に公共施設の維持更新や統廃合を進めることによる持続可能な行政サービスの提供の重要性が増してきており、平成 26 年 4 月に総務省から地方自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知された。本通知では、地方自治体における公共施設マネジメントの具体的な行動計画であり、今後の公共施設等の管理方針等を定めた計画として「公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成 26 年度から早期に策定することが地方自治体に求められた。また、総合管理計画策定後は、個別施設の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を令和 2 年度までに策定することとされた。さらに、令和 3 年 1 月に策定済みの総合管理計画や個別施設計画をふまえて過去に行った対策の実績を反映、地方公会計の固定資産台帳に基づく「有形固定資産減価償却率」（＝減価償却累計額÷取得原価）の推移を掲載する等、総合管理計画の改訂を令和 3 年度までに行うことが総務省から要請された。

この点、市は、全国的にも早い時期に公共施設マネジメントに着手し、平成 23 年 4 月に「枚方市市有建築物保全計画」、また、平成 25 年 2 月に「市有財産等の有効活用に関する基本方針」を策定し、その後、「枚方市公共施設マネジメント推進計画」や「個別施設計画（総合編）」を策定・更新している。

- 枚方市市有建築物保全計画（平成 23 年 4 月策定）
- 市有財産等の有効活用に関する基本方針（平成 25 年 2 月策定）
- 枚方市公共施設マネジメント推進計画（平成 29 年 3 月策定（令和 4 年 3 月改訂））
- 個別施設計画（総合編）（令和 3 年 3 月策定）
- 個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉（令和 3 年 3 月策定（令和 5 年 3 月改訂））

これらの市全体の計画のほか、個別施設に係る計画として主に次の計画がある。

- サプリ村野施設活用計画【最終版】（平成 24 年 3 月策定）
- ひらかた高齢者保健福祉計画 21（現在は、令和 3 年度～5 年度を計画期間とする第 8 期計画）
- 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）（令和 4 年 9 月策定）
- 希釈放流センター老朽化対策計画（令和 2 年 11 月策定）
- 枚方市学校整備計画（令和 2 年 3 月）
- 枚方市学校規模等適正化基本方針【改訂版】（平成 29 年 6 月策定）

第3 公共施設マネジメントに関する監査の結果及び意見

1. 公共施設マネジメントに関する監査結果の総括

(1) 公共施設の真の「マネジメント」の実施に向けて【意見（総論1）】

市は【図表 12】のとおり、その対象範囲が変遷しながらも、全国的にも早い時期に公共施設マネジメントの一端に着手しており、平成 23 年 4 月に「枚方市市有建築物保全計画」、また、平成 25 年 2 月に「市有財産等の有効活用に関する基本方針」を策定し、その後、「枚方市公共施設マネジメント推進計画」や「個別施設計画（総合編）」を策定・更新している。さらに、公共施設のネーミングライツの推進といった一部の具体的取組みが行われるなど、各課における取組みが比較的充実している面も見られる。

【図表 12】市におけるこれまでの取組み

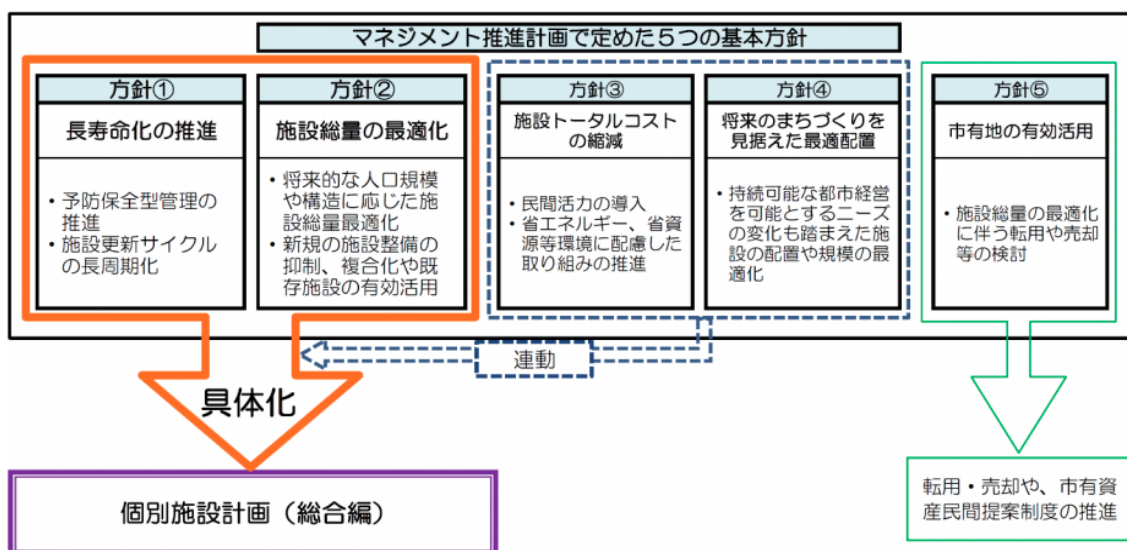
計画等	対象 ³	定義・概念・範囲
枚方市市有建築物保全計画（平成 23 年 4 月）	市有建築物	市庁舎・支所、市民会館、生涯学習市民センター、健康福祉施設、保育所、図書館、社会体育施設、学校園（中学校、小学校、幼稚園等）の延床面積 100 ㎡以上の建物
市有財産等の有効活用に関する基本方針（平成 25 年 2 月）	市有財産等	企業会計所管財産を除く、土地開発公社保有地及び借地（借家）を含む、市が管理するすべての財産
枚方市公共施設白書（平成 27 年 3 月）	公共施設	庁舎や市民利用施設、学校等のいわゆるハコモノのうち、1 棟の延床面積又は施設全体の延床面積の合計が 100 ㎡以上の施設
枚方市公共施設マネジメント推進計画（平成 29 年 3 月） （令和 4 年 3 月一部改訂）	公共施設	庁舎や市民利用施設、学校等のいわゆるハコモノのほか、道路や橋梁などの土木構造物、水道・下水道等の公営企業の施設、プラント系施設もその範囲に含まれる。 ※この「計画」には、公共施設と不可分な土地も含まれる。
	市有建築物	庁舎や市民利用施設、学校等のいわゆるハコモノ

³ 「市有建築物」は、市の公共施設のうち、土地を除く建築物である。また、「市有財産」は、公共施設及びインフラ（土地を含む）であり、さらに借地を含めると「市有財産等」と呼称される。そして、「公共施設」は、【図表 9】で示したとおり、「普通財産」、行政財産のうち「公用財産」及び「公共用財産のうちインフラ以外の資産」である（市有地を含む）。

個別施設計画（総合編） （令和3年3月）		ノのほか、プラント系施設を含む。
	インフラ	道路や橋梁などの土木構造物、水道・下水道等の公営企業の施設
	公共施設	庁舎や市民利用施設、学校等のいわゆるハコモノのほか、道路や橋梁などの土木構造物、水道・下水道等の公営企業の施設、プラント系施設もその範囲に含まれる。 ※この「計画」には、公共施設と不可分な土地も含まれる。
	市有建築物	庁舎や市民利用施設、学校等のいわゆるハコモノのほか、プラント系施設を含む。 ※「個別施設計画（総合編）」の3章以降の「最適化」については、市有建築物が対象となっており、インフラ系施設は含まれていない。
	インフラ	道路や橋梁などの土木構造物、水道・下水道等の公営企業の施設

特に、市の公共施設マネジメントの取組みに係る基本方針として、令和3年3月に策定された「個別施設計画（総合編）」において【図表 13】のとおり、①長寿命化の推進、②施設総量の最適化、③施設トータルコストの縮減、④将来のまちづくりを見据えた最適配置、⑤市有地の有効活用を連動しながら行うことが掲げられている。

【図表 13】市の公共施設マネジメントの取組みに係る基本方針



（出所：個別施設計画（総合編））

これら 5 つの掲げられた基本方針のうち、現状の市の公共施設マネジメントの取組みとして、方針①については施設整備室を推進役とした長寿命化の推進、方針②については行革推進課を推進役とした施設総量の最適化、方針③については行革推進課又は施設整備室を推進役とした施設トータルコストの縮減、及び⑤については財産管理課を推進役とした市有地の有効活用が行われている。しかし、それらの取組みが十分に連動できていない点が見られる。また、方針④についてはその推進役が明確になっていない。

また、市の事務分掌上、公共施設マネジメントの推進を担う行革推進課が各施設所管課に対して各種方針を示すものの、各施設所管課における実施の管理・サポート体制が十分でないため、各施設所管課における取組みが進んでいない点が散見される。

例えば、市の公共施設マネジメントの取組みとして、行革推進課が使用料の見直しや公共施設のあり方検討（施設評価）について一定の方針を示しているが、その後の取組みは、進捗管理や実施体制の検討が不十分な中、各課に任せられ、実際の取組みが進んでいない状況も見られた。このように、市では計画や方針策定までは行っているものの、行革推進課、財産管理課、施設整備室など、施設マネジメントを全庁的・統括的にサポートすべき組織体制が十分と言えない面もあり、計画や方針の策定後における進捗管理体制が不十分と考えられる。しかし、一方で施設所管課からすると、示された計画や方針を実行することの実務的負担が大きく、実行に移すことができないという面もうかがわれた。

さらには、公共施設に係る基礎情報として、市は財政課が管理する固定資産台帳（地方公会計）のほか、行革推進課が管理する施設カルテ、財産管理課が管理する公有財産台帳、施設整備室が管理する建築物の保全システムがあり、それぞれの情報が十分に連携されておらず、各施設所管課に対してそれぞれ照会を行うこともある。そのため、各施設所管課にとって事務負担が大きく、かえってそれぞれの情報の精度が低下する要因となっていると考えられる。

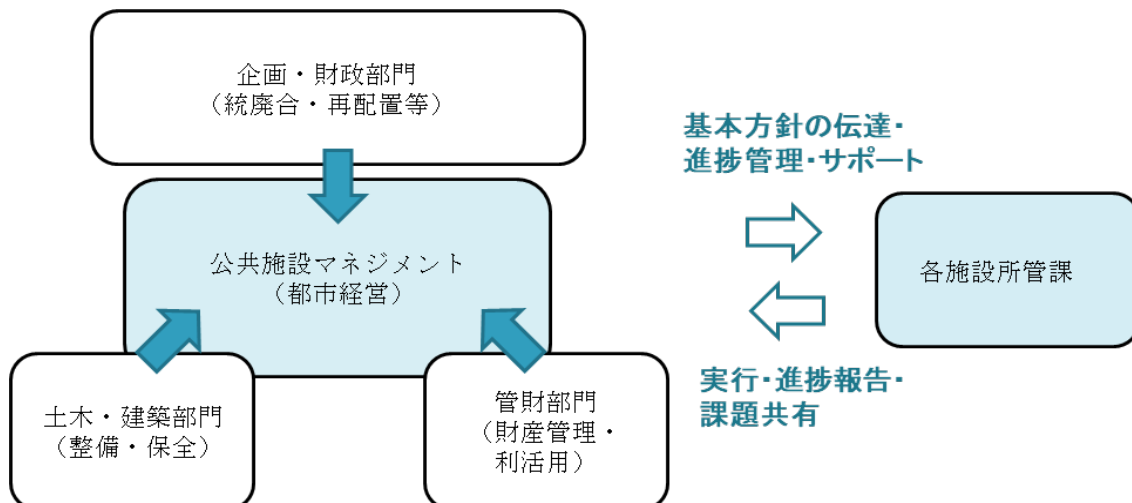
以上のように、市の公共施設マネジメントは、現状のところ、「公共施設マネジメントの一端」にとどまり、本来の公共施設マネジメントである、①公共施設のあり方に関する計画や、全庁的な方針の策定などの企画、②公共施設の維持・運営に関する管理、③公共施設の有効活用を有機的に連携しながら行うという状態にまで至っていないものと考えられる。

そこで、公共施設の真の「マネジメント」の実施に向けて、個々の公共施設の管理やマネジメントは各施設所管課が担うとしつつも、各施設所管課が着実に取組みを進められるように、全庁的な基本方針の策定だけでなく、人材育成（意識面、ノウハウ面）や進捗管理・サポートを含めた実行支援など、市の公共施設マネジメントの推進体制について十分に検討されたい。

なお、公共施設マネジメントのあるべき実施体制として、【図表 14】にイメージ図を示した。それぞれの役割・機能を持つ部門が有機的に連携しながら、公共施設マネジメ

ントの体制を構築し、各施設所管課に対する実行支援をしていくというものである。

【図表 14】公共施設マネジメントのあるべき実施体制



また、【図表 15】のとおり、他市における公共施設マネジメントの推進体制の例を示しているため、今後の組織体制の見直し検討の際の参考にされたい。

【図表 15】他市における公共施設マネジメントの推進体制の例

団体名	公共施設マネジメント 推進部門の名称等	公共施設マネジメント 推進部門の事務分掌
伊丹市 (兵庫県)	施設マネジメント課 (総合政策部) 【特徴】 固定資産台帳（公会計）の管理に係る事務を含めている。	(1) 公共施設の最適化に関する企画および総合調整に関すること (2) 公共施設等総合管理計画に関すること (3) 公共施設の再配置に関すること (4) 公共施設白書に関すること (5) 公会計制度に関すること（固定資産台帳に関することに限る）
沼田市 (群馬県)	FM推進係 (総務部財政課) ※財政課には、ほか財政係、管財係を配置 【特徴】 固定資産台帳（公会計）、公	(1) ファシリティマネジメント施策の実施及び推進に関すること (2) 公共施設等総合管理計画の推進に関すること (3) 固定資産台帳の整備及び保管に関すること (4) 公有財産台帳の整備及び保管に関すること

	有財産台帳の管理に係る事務を含めている。	ること
高砂市 (兵庫県)	公共施設マネジメント室 (政策部) 【特徴】 P P P、指定管理者制度、市有建築物の建築・設備工事の調査、設計、施工、監理及び保全に係る事務を含めている。	(1) 公共施設等総合管理計画の推進に関すること (2) P P P事業の総合調整に関すること (3) 公共施設の総合調整に関すること (4) 公共施設の有効活用に関すること (5) 指定管理者制度の総合調整に関すること (6) 庁舎の維持管理に関すること (7) 庁舎の秩序保持に関すること (8) 庁舎の整備に関すること (9) 市有建築物の建築工事の調査、設計、施工、監理及び保全に関すること (10) 市有建築物の設備工事の調査、設計、施工、監理及び保全に関すること
常総市 (茨城県)	施設マネジメント係 (総務部資産活用課) ※資産活用課には、ほか管財係、契約係を配置 【特徴】 公民連携の推進、市有建築物の営繕に係る事務を含めている。	(1) 公共施設等総合管理計画の推進に関すること (2) 公共施設の適正配置に係る総合調整に関すること (3) 公有財産の有効活用に関すること (4) 公共施設における公民連携の推進に関すること (5) 市有建築物の営繕に関すること
津山市 (岡山県)	F M推進係 (総務部資産活用課) ※資産活用課には、ほか管財係を配置 【特徴】 普通財産の管理、公民連携の推進、市有建築物の営繕、設計、管理に係る事務を含めている。	(1) ファシリティマネジメントに関すること (2) 津山市公共施設長寿命化等推進基金に関すること (3) 津山市ファシリティマネジメント委員会に関すること (4) 公共施設等総合管理計画に関すること (5) 普通財産に関すること (6) 公民連携に関すること (7) 市の建築物の営繕計画に関すること

		(8) 市の建築物の設計及び監理に関する こと (9) 市の施設整備補助事業に係る助言等 に関すること
吹田市 (大阪府)	資産経営室 (都市計画部) 【特徴】 公有財産の管理(公有財産台帳、固定資産台帳を含む)、普通財産の管理、公民連携の推進、市有建築物の営繕、設計、施行に係る事務を含めている。	(1) 公有財産の総括事務に関する事項 (2) 公有財産の利活用並びに市有建築物の保全及び整備に係る施策の企画、調整及び推進に関する事項 (3) 公有財産に係る情報の管理に関する事項(他の課等の所管するものを除く) (4) 普通財産の管理及び処分に関する事項(他の課等の所管するものを除く) (5) 用地(再開発事業、区画整理事業及び改良事業を除く)の取得に関する事項 (6) 土地開発基金に関する事項 (7) 登記に関する事項(他の課等の所管するものを除く) (8) 市有建築物の建築及び営繕に係る設計及び施行に関する事項

(出所：各市の事務分掌規則等)

(2) 公共施設マネジメントに係る事務分掌及び関連委員会について【意見(総論2)】

公共施設マネジメントは、役割が非常に多岐にわたるところであるが、各施設が抱える課題について、対応しきれていない状況が散見された。例えば、施設が抱える課題について各施設所管課は、どの課に相談すべきか分からないといった事象や、本監査において各所管課から聞き取りした課題に対して一義的に対応する課が事務分掌上、定まっていない事象が見受けられた。

この点、施設マネジメントに係る事務について、市の事務分掌規則は【図表 16】の下線部のように細分化されており、公共施設マネジメントをワンストップで相談できる、また、サポートする組織体制が現状、不十分と考えられる。

【図表 16】公共施設マネジメント及び施設整備・保全に係る事務分掌

課	事務分掌
財政課 (総合政策部)	(1) <u>予算の編成及び執行管理</u> に関すること (2) <u>財政計画</u> 及び資金計画に関すること (3) <u>市債</u> 及び地方交付税に関すること

	(4) 財政事情の公表に関すること (5) 市議会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く
行革推進課 (総合政策部)	(1) 行政改革の推進及び執行管理に関すること (2) 他の執行機関等との行政改革の推進に係る調整に関すること (3) 事務事業の見直しに係る企画及び調整に関すること (4) 外郭団体との調整の総括に関すること (5) 提案制度に関すること (6) <u>公共施設マネジメントの推進</u>に関すること (7) <u>指定管理者選定委員会</u>及び窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会に関すること
総務管理課 (総務部総務管理室)	(1) 名誉市民、有功者及び市民表彰に関すること (2) 叙勲・褒章候補者の推薦に関すること (3) 市制施行記念式典及び追悼式に関すること (4) 後援名義に関すること (5) <u>本庁舎の管理</u>に関すること (6) 公用車の管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (7) 公用車による事故及び紛争の調査及び処理の総括に関すること (8) 統計に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (9) 自衛官に関すること (10) 文書の受領及び発送に関すること (11) 文書の浄書に関すること (12) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること (13) <u>他の課の所管に属さないこと</u>
財産管理課 (総務部総務管理室)	(1) <u>市有財産の有効活用に係る調査研究、企画及び総合調整</u>に関すること (2) 市営住宅の管理に関すること (3) <u>普通財産の取得、管理及び処分</u>に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (4) <u>行政財産の管理の総括</u>に関すること (5) 不動産の取得、処分、交換及び賃貸借に係る鑑定に関すること (6) 不動産の取得に係る損失補償金の算定に関すること

	(7) 市有財産の登記に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (8) 市有建築物等の損害共済及び賠償保険に関すること (9) 寄附収受に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (10) 地価公示及び地価調査に関すること (11) 土地開発公社に関すること (12) 財産区に関すること
契約課 (総務部)	(1) <u>契約事務の総括</u>に関すること。 (2) <u>工事その他の請負契約及び業務委託契約</u>に関すること。 (3) 物品の売買及び賃借契約に関すること。
施設計画課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る教育機関に係る施設を含む。以下同じ。)</u>の新設並びに改良工事の計画及び調整に関すること (2) <u>市有建築物の定期点検の調整</u>に関すること (3) <u>市有建築物の建築物に係る定期点検の実施</u>に関することただし、他の課の所管するものを除く (4) <u>公共施設等の整備に係るPFI事業の計画及び調整</u>に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (5) <u>小中学校体育館空調設備整備DBO事業者選定審査会</u>に関すること
建築課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物の新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行(建築設備及び土木に係るものにあつては、別に定めるものに限る。)</u>に関すること (2) <u>公共施設等の整備に係るPFI事業の実施</u>に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (3) <u>禁野小学校設計施工(DB)事業者選定審査会</u>に関すること
設備課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物の建築設備に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行</u>に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (2) <u>市有建築物の建築設備に係る定期点検の実施</u>に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (3) <u>公共施設等の建築設備の整備に係るPFI事業の実施</u>に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く
施設管理課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物の土木に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行</u>に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く

設整備室)	ものを除く (2) <u>教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る学校用地及び学校関連用地の管理</u>に関すること (3) <u>市有建築物の環境整備</u>に関すること
-------	---

(出所：枚方市事務分掌規則。下線は包括外部監査人による)

また、公共施設マネジメントに関連した庁内委員会としては、【図表 17】のように、現状、行革推進課の所管の「公共施設マネジメント推進委員会」及び、財産管理課の「市有財産等有効活用検討委員会」の2種類の公共施設マネジメント関連委員会が並列的に存在している。行革推進課と財産管理課への聞き取りによると、各委員会の担当事務のうち、現行の行政利用を終了する施設の跡地活用については、「市有財産等有効活用検討委員会」で審査することを基本とするが、公共施設の集約化といった観点、本市のまちづくり全体を見据えた政策的な視点から検討すべき事案は「公共施設マネジメント推進委員会」で審査するとのことであった。

【図表 17】公共施設マネジメントに関連した庁内委員会

名称	目的	担当事務
公共施設マネジメント推進委員会 (行革推進課が運営を所管)	公共施設マネジメント推進計画に係る施策を総合的に推進するため	(1) 枚方市公共施設マネジメント推進計画の推進及び改定に関すること (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること
市有財産等有効活用検討委員会 (財産管理課が運営を所管)	市有財産等の有効活用に係る施策（枚方市公共施設マネジメント推進計画に係るものを除く。）を総合的に推進するため	(1) 市有財産等の有効活用に係る施策に関すること（枚方市公共施設マネジメント推進計画に係るものを除く。） (2) 市有財産の処分に関すること (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること

(出所：枚方市庁内委員会規程)

このように、行革推進課と財産管理課で事務を分掌しながら、また、「公共施設マネジメント推進委員会」及び「市有財産等有効活用検討委員会」という会議体を通じて、市は公共施設マネジメントの取組みを進めているところであるが、今後、より一層の推

進のため、公共施設マネジメントについてワンストップで取り組む組織・人員体制を構築するための事務分掌及び人員体制のあり方について検討されたい。その上で、各部・課の困りごとを全庁的に解決する、また、各課の好事例を全庁的に広めることを狙い、公共施設マネジメントに係る庁内委員会で議論を積み上げるなど、その運営方法についても工夫されたい。例えば、次項の「(3) 対応すべき課が現状、明確になっていない事項について」に係る今後の取組みについて、全庁的に議論を行うことも有用と考えられる。

(3) 対応すべき課が現状、明確になっていない事項について【意見（総論3）】

今般の包括外部監査において実施した施設巡回に際しては、各施設所管課・施設が抱える課題についてもヒアリングした。また、それらの課題について、財政課、行革推進課、総務管理課、財産管理課、及び施設整備室（施設計画課・建築課・設備課・施設管理課）にヒアリングし、市の公共施設マネジメントとしてどのような実施体制があるかなどを確認した。

その結果、この各施設所管課・施設が抱える課題の一部について、財政課、行革推進課、総務管理課、財産管理課、及び施設整備室（施設計画課・建築課・設備課・施設管理課）のいずれの事務分掌として想定されておらず、現状の市の組織体制では対応が難しい状況にあった。

市の特徴としては、先述の公共施設マネジメント及び施設整備・保全に係る事務分掌のとおり、公共施設マネジメントの機能が多くの課に分散されていることが挙げられる。

この事務分掌において、市有建築物保全計画、施設評価、ネーミングライツの導入など、各々の取組みは充実している面もある。しかし、事務分掌が細分化されていることによって、各施設所管課が抱える課題について十分に対応できていない点が見受けられた。

【図表 18】 のとおり、事務分掌上、対応すべき課が明確になっていない事項について、公共施設マネジメントの推進という観点から、①「品質」と②「供給」、③「財務」のバランスを踏まえて、対応方法等を検討されたい。

【図表 18】 事務分掌上、対応すべき課が明確になっていない事項

事項	市の現状	意見
① 公共施設に求める機能・役割の明確化について	施設巡回をしたところ、避難所である体育館に空調設備が設置されていなかったり、トイレの洋式化が遅れている施設が見受けられた。 また、業者側の採算性の問題	各施設所管課のみでは対応に限界があると考えられる。そこで、 <u>全庁的に利用者の安全性確保や時代に応じた利便性確保のため、公共施設に求める機能・役割の水準を施設用途・目的ごとに明確化し、</u>

	もあり、単独の施設だけでは自動販売機が設置できていないような施設も見受けられた。	<u>必要な事項については全庁的に対応することが望まれる。</u>
② 定期的な書庫・倉庫等のたな卸しと廃棄について	各施設を巡回したところ、保存年限の過ぎた文書や、利用がほとんどないと思われる備品等が書庫や倉庫に保管されているものが散見された。	不用品の廃棄が十分に進まない場合、年々の物量の増大によって、書庫や倉庫のスペースが逼迫する。ひいては、書庫や倉庫を新たに各課が確保しようとし、空き施設や空きスペースが生じると、書庫や倉庫に転用されるケースも生じる。 その一方で、不用品の廃棄を進めれば、書庫や倉庫の拡大を抑え、より効果的・効率的な公共施設の利活用に繋がる。 市では現在、コンプライアンス推進課が文書管理の適正化を進めているところである。 その一方で、公文書以外の文書や、利用がほとんどないと思われる備品等（市の備品台帳に掲載されないものを含む）を書庫や倉庫のスペースを使って保管することが、コスト要因になるということについて、各課施設所管課の意識が不十分と考えられる。 <u>書庫や倉庫のスペース抑制に向け、書庫・倉庫等のたな卸しと適時の廃棄処理について各課施設所管課に対して方針を示し、各課施設所管課が今後、定期的に書庫や倉庫の見直しをするような仕組みを検討されたい。</u>
③ 全庁的な会議室の見える化の推	現状では各施設所管課の判断で会議室の予約状況についてグループウェアに掲載する	全庁的・慢性的に会議室が足りない状況にあり、また、今後の新庁舎整備の重要な参考情報となる

進について	こととなっているところであり、出先の庁舎など、一部の施設について会議室の情報がグループウェアに掲載されていなかった。	ため、<u>すべての会議室をグループウェアに掲載するようにするなど、会議室の見える化について検討されたい。</u>
④ 公共施設予約システムの利便性向上について	市は公共施設予約システムを導入し、多くの施設が公共施設予約システムを通じたオンラインによる利用予約が可能となっている。 ただし、楽寿荘など、施設によっては1時間単位の施設利用枠を設定しているところであるが、公共施設予約システム上の利用枠は「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」の4区分となっている。 そのため、一部施設は利用可能単位が異なるなどの理由から、公共施設予約システムを導入していない。	利用可能単位をきめ細かくすることは、一般的に施設利用者にとって利便性向上につながるため、<u>公共施設予約システム利用枠など、利便性向上に向けて検討されたい。</u> ただし、当該公共施設予約システムの構築・改修はDX推進課が事務を担っているが、DX推進課は、公共施設マネジメントの推進を所管事務としていない。そこで、<u>今後の公共施設予約システムの改修の際には、公共施設マネジメント関係各課と連携を図り、施設のより一層の利活用に向けた検討をされたい。</u>
⑤ 公共施設用地に係る地籍調査の実施の検討について	市は地籍調査が実施できていない。	公共施設マネジメントの取り組みにおいて、公共施設の敷地に所有権不明地がある場合、施設の統廃合の阻害要因となる事例も他団体において見受けられる。 市において、これまで公共施設の敷地の所有権が問題となった事案はないとのことであったが、<u>公共施設用地の所有権について登記や実態等を改めて確認し、所有権が不確かな可能性のある土地がある場合、地籍調査そのものの費用対効果を考慮しながらも、地籍調査の要否について検討されたい。</u>

2. 公共施設マネジメントの推進を担う各課に関する監査の結果及び意見（マネジメント関係課）

（1）市の公共施設マネジメントに係る組織体制及び各課の取組みの概要

① 公共施設マネジメント及び施設整備・保全に係る事務分掌

市における公共施設マネジメント及び施設整備・保全に係る事務分掌は、【図表 19】のとおりである。特に、下線部が公共施設マネジメント及び施設整備・保全に係る事務分掌である。

総合政策部内の組織として、財政課は予算編成等を通じて公共施設マネジメントに関わっている。同じく、総合政策部内の組織として、行革推進課は公共施設マネジメントの推進そのものを所管している。

次に、総務部総務管理室内の組織として、総務管理課は機能が多岐にわたる本庁舎の管理のほか、他の課の所管に属さないことを所管している。同じく、総務部総務管理室内の組織として、財産管理課は、市有財産の有効活用に係る調査研究、企画及び総合調整や、普通財産の取得、管理及び処分、また、行政財産の管理の総括を所管している。

また、総務部内の組織として、契約課は修繕や工事の契約に関する総括等を所管している。

そして、都市整備部施設整備室内の組織として、施設計画課、建築課、設備課、施設管理課が施設の整備・保全に係る事務を分掌している（教育委員会の権限に属する事務の補助執行等を含む）。

【図表 19】公共施設マネジメント及び施設整備・保全に係る事務分掌（図表 11 の再掲）

課	事務分掌
財政課 (総合政策部)	(1) <u>予算の編成及び執行管理</u> に関すること (2) <u>財政計画及び資金計画</u> に関すること (3) <u>市債及び地方交付税</u> に関すること (4) 財政事情の公表に関すること (5) 市議会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く
行革推進課 (総合政策部)	(1) 行政改革の推進及び執行管理に関すること (2) 他の執行機関等との行政改革の推進に係る調整に関すること (3) 事務事業の見直しに係る企画及び調整に関すること (4) 外郭団体との調整の総括に関すること (5) 提案制度に関すること (6) <u>公共施設マネジメントの推進</u> に関すること

	(7) <u>指定管理者選定委員会</u> 及び窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会に関すること
総務管理課 (総務部総務管理室)	(1) 名誉市民、有功者及び市民表彰に関すること (2) 叙勲・褒章候補者の推薦に関すること (3) 市制施行記念式典及び追悼式に関すること (4) 後援名義に関すること (5) <u>本庁舎の管理</u> に関すること (6) 公用車の管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (7) 公用車による事故及び紛争の調査及び処理の総括に関すること (8) 統計に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (9) 自衛官に関すること (10) 文書の受領及び発送に関すること (11) 文書の浄書に関すること (12) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること (13) <u>他の課の所管に属さないこと</u>
財産管理課 (総務部総務管理室)	(1) <u>市有財産の有効活用に係る調査研究、企画及び総合調整</u> に関すること (2) 市営住宅の管理に関すること (3) <u>普通財産の取得、管理及び処分</u> に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (4) <u>行政財産の管理の総括</u> に関すること (5) 不動産の取得、処分、交換及び賃貸借に係る鑑定に関すること (6) 不動産の取得に係る損失補償金の算定に関すること (7) 市有財産の登記に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (8) 市有建築物等の損害共済及び賠償保険に関すること (9) 寄附収受に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (10) 地価公示及び地価調査に関すること (11) 土地開発公社に関すること (12) 財産区に関すること
契約課 (総務部)	(1) <u>契約事務の総括</u> に関すること (2) <u>工事その他の請負契約及び業務委託契約</u> に関すること

	(3) 物品の売買及び賃借契約に関すること
施設計画課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る教育機関に係る施設を含む。以下同じ。)</u> の新設並びに改良工事の計画及び調整に関すること (2) <u>市有建築物の定期点検の調整</u> に関すること (3) <u>市有建築物の建築物に係る定期点検の実施</u> に関することただし、他の課の所管するものを除く (4) <u>公共施設等の整備に係る P F I 事業の計画及び調整</u> に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (5) <u>小中学校体育館空調設備整備 D B O 事業者選定審査会</u> に関すること
建築課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物の新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行(建築設備及び土木に係るものにあつては、別に定めるものに限る。)</u> に関すること (2) <u>公共施設等の整備に係る P F I 事業の実施</u> に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (3) <u>禁野小学校設計施工(D B)事業者選定審査会</u> に関すること
設備課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物の建築設備に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行</u> に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (2) <u>市有建築物の建築設備に係る定期点検の実施</u> に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (3) <u>公共施設等の建築設備の整備に係る P F I 事業の実施</u> に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く
施設管理課 (都市整備部施設整備室)	(1) <u>市有建築物の土木に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行</u> に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く (2) <u>教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る学校用地及び学校関連用地の管理</u> に関すること (3) <u>市有建築物の環境整備</u> に関すること

(出所：枚方市事務分掌規則。下線は包括外部監査人による)

② 市の施設マネジメントに係るこれまでの取り組み

市では、財政課が予算編成や地方公会計などを通じて、公共施設マネジメントと一定の関連を有している。

次に、行革推進課は、平成 25 年 2 月に「市有財産等の有効活用に関する基本方針」

を策定し、その後、「枚方市公共施設マネジメント推進計画」や「個別施設計画（総合編）」を策定・更新している。また、行革推進課は、施設カルテや使用料の見直しに係る方針策定なども通じて、市の公共施設マネジメントを推進している。

さらに、財産管理課は、民間提案制度やネーミングライツなどの取組みを推進している。民間提案制度については、平成 30 年度に民間事業者等のアイデアやノウハウ等を生かした提案を募集する「市有資産民間提案制度」を創設し、これまで市有地の売却・貸付、公共施設へのネーミングライツに対して提案を募集するなど、同制度の運用による市有財産の有効活用が進められている。公共施設におけるネーミングライツについては、市有財産の有効活用に係る取組みの一環として平成 30 年度からスタートし、スポーツ施設や図書館など、21 箇所（施設・諸室）で実施されている（令和 5 年 11 月 1 日時点）。

さらに、施設計画課（施設整備室）は、平成 23 年 4 月に「枚方市市有建築物保全計画」を策定して以降、この保全計画を適宜更新しながら、公共施設の適正な保全の推進に努めている。また、施設整備室各課は、そのほか、公共施設の整備・保全に係る事務を行っている（教育委員会の権限に属する事務の補助執行等を含む）。

そして、これら各課における取組みのほか、【図表 20】のとおり、公共施設マネジメントの推進のための庁内委員会が設けられている。

【図表 20】公共施設マネジメントに関連した庁内委員会（図表 17 の再掲）

名称	目的	担任意務
公共施設マネジメント推進委員会 （行革推進課が運営を所管）	公共施設マネジメント推進計画に係る施策を総合的に推進するため	（１）枚方市公共施設マネジメント推進計画の推進及び改定に関すること （２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること
市有財産等有効活用検討委員会 （財産管理課が運営を所管）	市有財産等の有効活用に係る施策（枚方市公共施設マネジメント推進計画に係るものを除く。）を総合的に推進するため	（１）市有財産等の有効活用に係る施策に関すること（枚方市公共施設マネジメント推進計画に係るものを除く。） （２）市有財産の処分に関すること （３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること

（出所：枚方市庁内委員会規程）

(1) 財政課

① 監査の結果及び意見

ア) 施設の保全に係る予算編成上の優先度の明確化について【意見 1】

財政課は、予算編成において各課からの予算要求の内容を査定した上で予算編成を行っている。

この点、市における施設の保全に係る予算編成上の優先度について、現状、法定点検で不備等が指摘された事項（建築基準法 12 条点検、消防用設備等点検、防火対象物点検など）や、市有建築物保全計画において修繕・更新が予定されている事項などが比較的優先される傾向にある。

ただし、実際の施設の保全は、市有建築物保全計画に掲載されていない修繕・更新も多い中、野外活動センター（【監査の結果 5】）のように、施設所管課において必要性を強く認識しているものの、予算化がされなかったという事案も見られる。本事案は、限られた財源を極力、最適に配分する予算編成において、十分な必要性が認められなかったという判断がされていたものであるが、現状、予算要求・査定の際の一定の基準となる予算編成方針において、施設の保全に係る予算編成上の優先度が明確化されていない。そのため、施設所管課によっては、本来的に必要性が高いにもかかわらず、財政課への予算要求において十分に施設・設備の修繕・更新の必要性を説明できないことによって、予算付けがされないというミスマッチが起きるおそれがある。

そこで、限られた予算の最適配分により一層配慮しながら、より納得感の高い予算編成のため、施設の保全に係る予算編成上の優先度を予算編成方針等において具体的に明記するよう検討されたい。

イ) 固定資産台帳の作成方法について【監査の結果 1】

市は、平成 28 年度決算以降、統一的な基準による地方公会計の取組みとして、固定資産台帳の整備・更新を行っている。

固定資産台帳とは、固定資産を管理するために用いられる補助簿であり、【図表 21】のとおり、資産ごとに取得価額、耐用年数、減価償却額、減価償却累計額、減価償却後の帳簿残高等に関する金額情報等が記録される。

【図表 21】固定資産台帳の例

番号	勘定科目	件名	耐用年数	取得年月日	供用開始年月日	取得価額等	期末簿価	用途	稼働年数	目的別資産区分	減価償却累計額	財産区分
2001001	建物	〇〇小学校××校舎	50	1978/3/31	1978/4/1	10,000,000	1,600,000	小学校	42	学校施設	8,400,000	行政財産
2001002	建物附属設備	〇〇小学校××校舎 受変電設備	15	2012/3/31	2012/4/1	3,000,000	1,400,000	小学校	8	学校施設	1,600,000	行政財産

（出所：馬場英朗・大川裕介・横田慎一（2019）『公会計と公共マネジメント』（中央経済社））

固定資産台帳は公共施設マネジメントを進めるにあたって、施設や設備の整備・更新状況に関して基礎的な情報源となることが期待されており、公共施設マネジメントに資する程度の情報精度が求められる。また、有形固定資産減価償却率（＝減価償却累計額÷取得原価）は、総合管理計画に掲載されたり、財政状況資料集に掲載されたりするなど、昨今の行財政運営において重要な指標と位置付けられている。なお、平成 30 年に起きた大阪府北部地震の際に小学校のブロック塀が倒壊し、女児が亡くなったことを受けてブロック塀の緊急調査が全国的に行われたが、他市においてはこの緊急調査に固定資産台帳を活用し、危険なブロック塀の有無を迅速に調査できたという報告もある。また、適正な整備を続けることによって、将来的には、各施設が保有している設備等の一覧となり得る。

そのため、固定資産台帳は、普段から公共施設の管理のために積極的に活用されたい。

この点を踏まえ、市の固定資産台帳を閲覧したところ、次のとおり運用改善を検討されたい事項が見受けられた。

- 資産名称及び摘要等の台帳記載内容からは資産を特定できないものであったり、同一名称の資産が散見される。資産の内容が分からないことによる資産管理上の課題のほか、資産更新や処分時に固定資産台帳上の除却処理が困難となる。さらに結果として、有形固定資産減価償却率が不正確な数値となる
- 資産名称が「H25 調整分（削除対象）」であるなど、一部に実態が不明な資産が見受けられる
- 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において平成 27 年度以前に取得した道路のみに特例的に認められている「50 年」の耐用年数が、平成 28 年度以降に取得した道路に対しても一部使用されている
- 本来、建物附属設備と思われる「楠葉中学校教室棟トイレ改造工事」や「受変電設備更新」等が建物（躯体）の耐用年数で登録されており、建物と建物附属設備の整理が不十分
- 「実施設計委託料」など、単独では固定資産にならないものが固定資産（建物）として登録されている。工事本体の付随費用として、工事本体に含めて固定資産登録すべきである
- 本来、行政目的（目的別資産区分）が正しく登録されていない資産が散見される
- 資産の棚卸（実在するか等の現物確認）と固定資産台帳上の除却処理が不十分
- 枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館について「耐震・改修工事」が建物（躯体）として登録されているが、耐用年数が 30 年（鉄骨造）や 50 年（鉄筋コンクリート）が使用されていた。総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」等において会計処理が明確にされていないため、不備とは言えないが、耐震補

強・改修工事によって、通常、そこから 30 年や 50 年間使用できるものではないため、建物附属設備の耐用年数である 18 年（前掲のもの以外のもの/金属製のもの）を用いることが実態により近いと考えられる。なお、外壁改修工事も同様に建物（躯体）の耐用年数によって登録されている

- 「施設名称」及び「施設類型」を入力することによって、施設累計別の金額集計が可能であるものの、「施設名称」及び「施設類型」が空白の資産が散見される

上記のような課題があることの一因として、固定資産台帳の整備・更新を財政課職員が限られた人員で担当せざるを得ない状況もある。市において、類似する取組みとして、公有財産台帳や施設カルテの整備・更新がある。現状の固定資産台帳を精査し、固定資産台帳を修正するとともに、今後の固定資産台帳の整備・更新方法及びその体制について検討されたい。また、あわせて、固定資産台帳の更新ルールを明確化するとともに、固定資産台帳の記載内容について、固定資産のたな卸しを含めて定期的に確認されたい。

なお、市においては、前述の【意見 1】でも記載したとおり、市有建築物保全計画に記載されていない修繕・更新が多く、固定資産台帳整備の目的のひとつとして資産情報の把握も考えられる。そのため、施設整備室等の公共施設マネジメント関係各課と協議し、固定資産台帳の目的を定めた上で、その目的に対応した効果的・効率的な固定資産台帳の整備・更新が望まれる。

(2) 行革推進課

① 監査の結果及び意見

ア) HPにおける公共施設一覧の更新について【意見2】

監査時点（令和5年7月）において、市HPに掲載されている公共施設一覧（オープンデータ）が平成31年3月以降更新されていなかった。

市HPに掲載されている公共施設一覧（オープンデータ）は、市民や公共施設にかかる関係各所が閲覧する可能性のある市の重要なデータのため、適時に更新されたい。

イ) 利用目的を踏まえた効果的・効率的な施設カルテの作成について【意見3】

行革推進課は、施設カルテを毎年、更新し、市の公共施設に係る情報（施設概要、財務情報、利用状況、改修状況等）を収集している。そして、施設カルテの作成のために、毎年度、行革推進課が各施設所管課に照会し、各所管課が施設カルテの各項目について更新・追記している。なお、各施設の管理運営に係る財務情報や、建物等の情報、改修履歴の情報など、地方公会計（固定資産台帳を含む）や施設整備室が把握している改修情報等と連携しておらず、施設カルテのために各課に情報を照会している。

このような更新方式は多大な事務負担となり、また、情報の正確性の観点からも疑念が生じる。実際に、各施設の巡回に際して、施設カルテを閲覧したが、現状に施設カルテに【図表22】の課題が見られた。

後述するように、施設カルテは公共施設のあり方の見直しに十分に使われているという実感は乏しく、施設カルテの利用目的を踏まえた効果的・効率的な施設カルテの作成について再検討されたい。

なお、指定管理者制度導入施設について、指定管理者が直接入力するわけではなく、いったん所管課に提出された実績報告書等から施設カルテに転記するのが実状であるため、施設カルテを見直した場合、指定管理者から基礎情報を収集できるように指定管理者と各課が状況共有を図るように留意されたい。

【図表 22】施設カルテにおける課題等

項目	課題等	意見
建物基本情報	● 包括外部監査における施設巡回の際に確認した現地状況と「建物基本情報」の建物、面積に齟齬が散見される	<u>記載誤りを防ぐなどのために、公有財産台帳や固定資産台帳との連携が有用と考えられ、「建物基本情報」との連携を検討されたい。</u>
財務情報	● 現状の予算体系が施設別予	施設の管理運営費は、使用料の適正

	算でないことなどから、複数の施設をまたがった予算について、施設ごとの按分が必要となる ● 通常、人件費は施設別に予算付けされていないため、人件費がゼロの施設が多い ● 固定資産の減価償却費も計上されていない	化や統廃合の検討などに有用であるが、現状は、いわゆる「フルコスト」を十分に把握できておらず、不十分な情報となっている。<u>中長期的に、地方公会計との連携による施設別フルコストの把握を検討されたい。</u>
建 物 改 修 等情報	● 建物改修等情報が網羅的に記載されていない施設が散見される ● 包括外部監査の実施に際して、施設に関連した工事請負費及び修繕料を過去5か年分集計したが、施設カルテとの齟齬が見られた ● 施設カルテに記載する「建物改修等情報」の定義が明確ではない部分が見受けられ、記載対象となる建物改修等情報が各施設所管課にとって曖昧になっているおそれがある ● 現状の予算体系が施設別予算でないことなどから、複数の施設をまたがった設備等の修繕・更新を行った場合、施設ごとの按分が必要となるなど、施設によっては、利用率の計算や修繕費用の按分が複雑になる	「建物改修等情報」を施設カルテに掲載するそもそもの目的は、「枚方市公共施設マネジメント推進計画」において「公共施設情報の一元管理」として施設カルテへの情報の一元化の方針が記載されていることへの対応である。ただし、同計画に記載されているとおり、施設カルテの作成目的は「データを必要に応じてすぐに活用できる」ようにすることである。その一方で、施設の保全を主に担う施設整備室や所管課は、施設カルテの「建物改修等情報」を活用している状況にない。つまり、「建物改修等情報」の作成自体が目的となっている状況が推察される。<u>「建物改修等情報」を施設カルテとして改めてデータを各課から収集する必然性はないと考えられるため、施設整備室が所管する「市有建築物保全計画」との連携を図るなどして、施設カルテへの記載にこだわらずに、正確な情報を全庁的に効率的に保持する体制を検討されたい。</u>
災害区域	災害区域の記載誤りが見受けられた。	<u>危機管理部など関係課が把握している情報との連携又は照合について検討されたい。</u>

ウ) 施設統廃合の具体的な推進手法に係る合意形成について【意見4】

施設カルテ作成の目的はデータの一元化のほか、施設の利活用検討の前提となる施設の個別評価を行うことにある。

この点、市は「個別施設計画（総合編）＜別冊資料＞〔施設評価における分類ごとの総括〕」を作成し、施設ごとの評価を行っている。

施設ごとの評価は「住民利用度」と「建物性能（老朽度・コスト情報）」の2つの評価軸によって行い、「A：住民利用度、建物性能ともに良好な施設」、「B1：住民利用度は良好であるが、建物性能については詳細な検討が必要な施設」、「B2：建物性能は良好であるが、住民利用度の向上に向けた検討が必要な施設」及び「C：住民利用度の向上に向けた検討と建物性能のより詳細な検討が必要な施設」の4つのランク付けがされる。

市はこれら4つのランク付けを各施設に対して行っているが、小中学校など別途、施設の最適化が検討されている施設群を除いて、これらのランク付けに応じた施設の最適化の議論は、あまり進んでいない状況にある。

市では、公共施設マネジメント推進計画に基づき、市民1人当たりの公共施設の延床面積は現状の1.9㎡を維持することとしているが、【図表23】のとおり、施設の統廃合を進めない限り、人口減少社会の進展に伴って、市民1人当たりの公共施設の延床面積は大きくなっていくことが見込まれている。

【図表23】市民1人当たりの延床面積の推移

	令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)	令和8年 (2026年)	令和11年 (2029年)	令和16年 (2034年)	令和21年 (2039年)	令和26年 (2044年)	令和31年 (2049年)
延床面積(㎡)	760,478	約 768,000 ※1						
人口の推移(人) ※2	401,074	395,557	391,000	384,377	370,167	352,146	332,683	314,183
1人当たりの延床面積(㎡/人)	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4

※1 総合文化芸術センターの増床及び機能廃止予定施設（くすの木園、市民会館大ホール、渚保育所、渚西保育所）の減床を計上

※2 人口の推移は、令和2年は1月1日現在の住民基本台帳人口を、その他については令和元年度の「枚方市人口推計調査結果」を基に算定

（出所：個別施設計画（総合編））

ただし、他団体においても、同様に施設カルテのランク付けに応じて施設の最適化が進まない例も多い、実際に、本市においても、特に各施設の「統廃合」となると施設所管課だけでは、稼働率が低下した施設について一足飛びに統廃合の方向性を出すことは、利害関係者の存在等によって難しい状況にある。

そこで、「統廃合」を検討する前に、施設のより一層の利活用を図ることも有用と考えられる。例えば、【意見48】のように、市の老人福祉センター楽寿荘は、昭

和 35 年に大阪府立の施設として開設、平成 12 年に枚方市へ無償譲渡され、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 に規定する老人福祉センターとして高齢者の教養の向上及びレクリエーション等のための事業や老人クラブ活動に対する援助を行うための施設として設置されたが、現在は、教養講座を主催しているものの、貸館としての利用がほとんどであり、また、稼働率が 30%程度と高いとは言えない。しかし、この楽寿荘を「統廃合」とするという議論は最初に行うのは現実的ではなく、まずは、高齢者の利用以外にも施設の設置目的を拡大するなど、より一層の市民利用の促進を図るのが現実的と考えられる。そして、その上で依然として稼働率が低い場合に、統廃合を進めるというステップを経ることが現実的と考えられる。

そこで、稼働率などの利用度に係る指標が低下している施設に関し、例えば、稼働率が 50%未満～25%以上の場合、現代の市民ニーズに応じ、条例の改正を含めた施設の設置目的拡大など、より一層の市民利用の促進を図ることとし、稼働率が 25%未満の施設は民間提案制度の活用など抜本的な対応によって、より一層の市民利用の促進を図るなど、評価と対応検討の基準を再検討されたい。

また、市民 1 人当たり延床面積 1.9 m²を維持するという総論までは賛成するが、個別施設の統廃合になると、利害関係者の理解が得られずに検討が進まないという「総論賛成各論反対」からの脱却方法を目指すことが重要である。そのため、施設統廃合の具体的な推進に向けて、まずは、施設の利用状況を改善させる方策を検討し、それでも利用状況が低迷する場合には統廃合を進めるといった、一連の流れについて、より具体的な検討ルールを設定し、議会の理解を得ることが有用と考えられる。そこで、施設統廃合の具体的な推進手法を設定し、その合意形成を図る手順について検討されたい。

エ) より一層の指定管理者制度の導入検討について【意見 5】

野外活動センターなど一部の直営施設について、指定管理者制度の導入によって、民間のノウハウを発揮し、施設の活性化や、より一層の有効活用に繋がる可能性が考えられる（参考：【意見 44】など）。

より一層の施設の活性のためには、指定管理者制度の導入に係る推進役が必要と考えられ、推進体制を検討の上、指定管理者制度のさらなる導入を検討されたい。

オ) 営利目的の施設利用のあり方について【意見 6】

現状では、市の多くの施設は、施設設置条例によって営利目的の利用が認められていない。

ただし、この営利性に係る定義が明確ではなく、施設によっては民間のスポーツ等の教室が参加者を有料で募るような利用実態も見受けられる状況にある。このよ

うな利用方法そのものを否定することは今回の包括外部監査では行わないが、「営利性」について定義を明確にすることは必要と考えられる。その一方で、施設のより一層の市民利用促進や歳入増加、維持管理費低減の観点からは、本来の施設設置目的を害さない範囲で、営利目的の利用を一部認めることも必要と考えられる。

現に、枚方市立総合スポーツセンターでは指定管理者が認めた場合、陸上競技場の営利目的利用が可能であり（枚方市立総合スポーツセンター条例第7条3号）、その他の施設についても営利目的利用のあり方について全庁的に検討されたい。

なお、営利目的利用を認める場合、使用料・利用料金は割増料金とするのが通常と考えられるため、使用料等の設定についてもあわせて検討されたい。

カ) 施設使用料の見直しについて【意見7】

行革推進課は、令和元年度において各課に対し、事務連絡「使用料の見直しに係る資料等の作成について（依頼）」を通知したところである。この通知を通じて、各課が各課所管の使用料について検証し、適正な料金となるような見直しを行うことを要請した。

しかし、実際はその後の使用料の見直しが十分に進んでおらず、【意見36】のように、依然として低廉な使用料の施設も多い。各課における使用料の見直しについて十分な進捗管理を行い、全庁的に使用料の見直しがより進むように実施・進捗管理体制を再検討されたい。

なお、使用料の見直しに際しては、地方公会計に基づき、減価償却費などを含めたフルコスト（行政サービスにかかる原価）を参考にされたい。ただし、フルコストと現行の使用料を比較すると、その差が大きく、使用料を見直ししてもフルコストが十分に回収できないことが想定されるが、施設の設置目的や民間施設の有無などを踏まえて、市外利用者の使用料を割高にするなど、市民への影響と歳入増のバランスについて留意されたい。

キ) 全庁的な駐車場有料化の導入検討について【意見8】

市内の公共施設の駐車場については、本庁舎のように有料化している施設もある。この点、市は、平成27年11月に「来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方」を取りまとめ、「来庁者・利用者用自動車駐車場の有料化に向けた取組みを進める」としている。しかし、施設巡回をしたところ、有料化を過去に検討したが、単独の施設では業者側の採算性の問題もあり、有料化できなかったような施設も見受けられた。

ただし、【意見27】のように、駐車場の有料化が歳入増加だけではなく、施設の抱える課題解決に繋がることも考えられる。

駐車場の有料化の考え方について全庁的に改めて検討した上で、必要に応じて地

域ごとに複数施設を一括して委託するなど、全庁的な駐車場有料化の導入に係る方針・手法を検討されたい。

ク) 目標耐用年数の設定と最適な設計について【意見 9】

「枚方市公共施設マネジメント推進計画」において、市有建築物（小中学校を除く。）は、概ね 70 年で更新（建替え）することを基本とするとされているところである。

しかし、人口動態に応じて行政サービスへの需要が変動していく中で、新たに整備する全ての施設を 70 年間利用する必然性はない。つまり、更新（建替え）建築物の設計に際しては、行政サービスが必要とされる期間を想定した上で、施設のライフサイクルコストを最適化する更新（建替え）間隔とすることが望ましい。例えば、行政サービスの提供予想期間が 30 年程度である場合、30 年程度が耐用年数とされる軽量鉄骨造とするなど、行政サービスの提供予想期間に応じて最適な設計とするような検討が有用である。

そこで、施設の整備に際しては、人口動態等に応じた行政サービスの予想提供期間を踏まえて、目標耐用年数を設定した上で、最適な設計を検討するような仕組み（ルール化等）を検討されたい。

ケ) 予算を必要としない公共施設管理の創意工夫について【意見 10】

限られた財源で効果的・効率的に公共施設を維持管理していくような、公共施設マネジメントの考えにおいては、維持管理費の削減も非常に重要である。

この点、小中学校（施設整備室及び教育委員会）では、令和4年度の取組みとして「前年度の電力使用量の5%削減を目標」とし、校長を電力削減責任者に教職員が電力削減実践者となって児童生徒に節電に対する意識啓発及び実践を指導し、啓発ポスターの掲示、節電チェックリストを活用するなどの取組みを実施している。また、水道使用量や通信に要する経費、ガス使用量及び紙類の削減も同様に継続実施している。特に、最大需要電力（デマンド）を抑制するための、一斉にエアコンの電源を入れるのではなく、30分単位の時間差で入れるなど、基本料金の削減に努めている。

さらに、野外活動センターにおいては、使用しなくなった選挙ポスター掲示用の板を用いて、市職員が木製の棚を自作したりと、予算を必要としない公共施設管理の創意工夫も見受けられた。

【野外活動センター 市職員が作成した棚】



このような公共施設管理の創意工夫に係る取組みについて全庁的に情報共有する場を作り、全庁的な取組みを進められたい。

(3) 財産管理課

① 監査の結果及び意見

ア) 公有財産台帳の記載誤りを防ぐ体制整備について【意見 11】

財産管理課は、公有財産台帳の管理を所管しており、公有財産台帳等の情報に基づき、市有建築物の火災保険への加入手続きを行っている。

この点、【監査の結果 9】のとおり、公有財産台帳の記載誤りがあったことなどにより、過大に火災保険料を支払うこととなった。

公有財産台帳は地方自治法 238 条及び枚方市公有財産等の管理に関する規則等に基づき整備されている財産台帳であり、固定資産台帳（地方公会計）とともに、市の財産管理上、重要な情報である。

そのため、公有財産台帳の記載誤りを防ぐような、また、仮に記載誤りが生じたとしても適時に発見できる体制について検討されたい。なお、市における公有財産台帳に類似する取組みとして、固定資産台帳や施設カルテの整備・更新があるため、関係各課と協議の上、市全体として最適な資産情報整備・更新方法及びその体制について検討されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

本報告書作成日までに、次の対応が実施され、財産管理課による措置が完了した。

- 現状、毎年 4 月上旬に土地、建物を保有している所管課に対して、前年度中に所管する行政財産等の異動、用途変更などに関する報告に漏れがないかの確認の照会を行っているが、今後は、あわせて公有財産台帳に記載されている建物の現存確認の項目を追記し、点検に努める

そのほか、財産管理課は公有財産台帳の適正な更新について次の事務を行っているところであり、上記の取組みとともに公有財産台帳の適正な更新に努めている。

- 土地、建物を保有している所管課に財産取扱主任を置き、公有財産の区分・定義、財産の適正管理や、そのための財産取扱主任としての「任務」が適正に行われるよう、枚方市財産取扱主任マニュアルを作成している
- 令和 5 年 6 月 14 日に財産取扱主任を対象にマニュアルの内容についての説明会を実施し、財産の適正な維持管理やこれに伴う市有建築物の火災保険等の必要な手続き等について、周知を行った
- 既存建物の解体撤去工事については、解体工事担当所管課に解体予定の建物に関する照会を行い、解体が行われる建物の把握に努めている
- 建物及び備品等について、毎年 2 月頃に全課（市長部局）に対して次年度の火災保険への加入、解約及び継続に関する照会を行っており、建物の新築、増築や解体等の有無を含めて確認の上、回答を必須としている

(4) 契約課

① 監査の結果及び意見

ア) 緊急修繕の発注手続きの簡素化について【意見 12】

現在、市では設備・機器等の故障に係る緊急修繕の発注手続きについて、以下のとおり定められている。

- 緊急修繕を依頼する際、施設所管課から契約課の工事担当者に連絡を入れ、対応可能と思われる業者を2者指定される
- 施設所管課から指定された業者に見積もり依頼をする
- なお、見積もり依頼を行う順序を契約課から指定されており、もし1者目で受注可能であった場合、1者目で決定することし、2者目には見積もり依頼しない
- 引き受け業者が決定した場合、施設所管課から契約課に電話で報告をする
- 現地確認等を経て、正式な見積書を引き受け業者から受領し、契約に至る
- 「小規模修繕等に係る業者選定承認依頼書」を施設所管課から契約課に後日、提出する

このような発注の流れが設けられている趣旨は、契約課によると、公平な受注機会の確保のためとのことである。この趣旨を踏まえ、契約課で速やかに選定業者(回数)を把握して同じ業者を重複して選定することのないようにするため、緊急修繕の発注手続きとしては、「引き受け業者が決定した場合、施設所管課から契約課に電話で報告」を行うこととし、口頭で手続きを完了させている。その上で後日、「小規模修繕等に係る業者選定承認依頼書」を施設所管課から契約課に提出し、承認記録を文書化しておくことを求めている。

ただし、この流れのうち、『小規模修繕等に係る業者選定承認依頼書』を施設所管課から契約課に後日、提出する(発注案件ごとに1通必要)という事務手続きについて、施設の老朽化等に伴い、設備・機器等の故障が増えてきている中で、施設所管課及び施設所管課の発注をサポートする設備課の事務負担がますます大きくなっている。特に、設備課は、緊急修繕の発注手続き関連の事務が日常の事務の多くを占め、緊急対応以外の事務とあわせると人員が慢性的にひっ迫している。

この点、業者の選定承認依頼という本来の目的を踏まえると、施設所管課から契約課に電話で報告し、その電話内容が記録化されている場合、「小規模修繕等に係る業者選定承認依頼書」は、月次でまとめて提出するなど、事務手続きを省力化することも考えられる。

そこで、設備・機器等の故障が増えてきている中で、施設所管課及び設備課への事務負担に配慮しながら、内部統制上のリスクを踏まえた緊急修繕の発注手続きの簡素化について検討されたい。

(5) 施設整備室 各課

① 監査の結果及び意見

ア) 設計図面及び点検記録データ等の効果的・効率的な蓄積に向けて【意見 13】

本監査における施設巡回に際して、各施設の設計図面及び法定点検等の点検記録の照会を各課に依頼したところであるが、紙による保存がほとんどであり、情報の収集に市職員の大きな負担を要した。

紙資料であると、紛失のリスクや情報の集約化、事務効率などの観点から、課題が残るため、中長期的に、設計図面及び法定点検等の点検記録についてデータ化を検討されたい。

また、施設の点検記録については、法定点検等への対応状況をより明確にするため、データを集計しやすいエクセル等による全庁的な統一様式を設定するなど、点検記録データ等の効果的・効率的な蓄積に向けて検討されたい。

イ) 施設所管の担当職員ができる日常の施設管理に向けて【意見 14】

施設計画課は、各施設所管課において、施設の日常点検が事務職員でもできるようにするため、「枚方市施設自主点検マニュアル」を策定しているところである。

しかし、屋上などの排水溝（ドレン）の清掃が行われていないなど、マニュアルの理解浸透が図られていない施設が散見された。

施設所管の担当職員が基本的な日常の施設管理のポイントとその重要性が理解できるように、日常の施設の実態や施設に関する相談内容等を踏まえて、施設自主点検マニュアル等に反映されたい。また、年に1回程度、各施設所管課向けの研修会を実施することによって、一層の理解促進を図られたい。

ウ) 過去の施設設計上の不具合から学びを得る設計の仕組み化に向けて【意見 15】

本監査における各施設の巡回の結果、屋上などの排水溝（ドレン）が清掃しづらい設計となっている施設が散見された（安全に屋上に登れない設計、排水溝がすぐに見えない設計など）。また、数十年後もきれいに維持管理し続け、使い続けられることが結果としてできずに、現状はあまり使われない、又は使いづらい設計となっている部分が生じている施設も散見された（朽ちてきている中庭・バルコニー。現状は利用されていないものの、施設整備当初は利用者が何らかの目的で使うことが想定されたようなバルコニーなど）。

これらの事例から学び、今後の市有施設の設計時に留意すべきことは多いと思われる。そこで、過去の事例などを参考に、ライフサイクルコストの最適化やメンテナンス性の確保に向けた設計思想の文書化について検討されたい。その上で、当該設計思想は設計委託業務の事業者選定時などにおいて、依るべき基準として公表し、かつ、事業者選定の際の評価基準に織り込むことを検討されたい。そして、過去の

設計思想を策定した後においても、施設設計上の不具合を全くのゼロにすることは困難であると考えられるため、その都度発生した不具合を踏まえて、設計思想を随時改訂し、組織として自律的に学び、常により効果的・効率的な設計を目指すような、仕組づくりを検討されたい。

エ) その他設計事務の高度化に向けて【意見 16】

市は施設整備に際して、内閣府の要請による、いわゆる「優先的検討」（多様な PPP／PFI⁴手法導入を優先的に検討するための指針等）に基づき、デザインビルド（DB）方式⁵などを中心とした民間活力の導入を進めている。

ただし、DB方式は、一般的に施工者にとって都合の良いロジック（安く、早くを目指す）が優位になる手法であることを、十分理解する必要がある。つまり、DB方式によって、設計と施工がシームレスになる中で、DB方式の受託業者が行った設計の内容について、ほかに効果的・効率的な設計がないか、また、そもそもその設計で良いかなど、十分に精査することが特に重要である（もちろんDB方式以外による場合も同様に、設計内容の精査は重要である）。

そこで、DB方式受託業者による設計内容が「メンテナンス性の確保」と「ライフサイクルコスト低減」の目的に合致しているかについて、①基本設計取りまとめ前、及び、②実施設計完了前において検証し、問題がある場合には、設計内容を修正させるようなデザインレビューの仕組みを検討されたい。ただし、このようなデザインレビューが市の人員体制的に行うことができない場合、コンストラクション・マネジメント（CM）⁶を導入し、外注化による専門的・独立的観点から、実施することも検討されたい。

また、市における過去のDB方式の関係資料を閲覧したところ、市のDB方式について【図表 24】のとおり課題が見受けられた。設計事務の高度化に向けて、各種対応策を検討されたい。

⁴ 公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つである（日本PFI・PPP協会HP）。

⁵ DB方式とは、工事や設計業務等を発注する際に、設計と施工を一括して発注し、スピード感を持って施設整備を進めることなどを意図した施設整備方法である。

⁶ コンストラクション・マネジメントとは、専門家が発注者側の立場に立って、施設の計画立案や設計（基本設計、詳細設計）の段階から、コスト管理や品質管理などを行う業務である。

【図表 24】設計事務の高度化に向けて

課 題 等	意 見
《要求水準書》 設備計画の課題として更新性・メンテナンス性はうたわれているが、建築計画の項目に、更新性・メンテナンス性を要望する記載がない	<u>更新性・メンテナンス性への配慮について要求水準書に具体的に記載されたい。</u>
《要求水準書》 共通事項に、日常の維持管理に関する記述があるものの、開口部の施錠や照明の点灯のことが例示されていることから、発注者側の要求の中心が長期的な視点ではなく、日常的な視点に限定されてしまっているミスリード感が見受けられる。また、共通事項に、温暖化防止と維持管理コスト低減について記載されているものの、環境負荷低減のことしか例示されていないことから、維持管理コスト低減に対する発注者側の思惑がメンテナンス性ではなく水光熱費低減にあるというミスリード感が見受けられる。	<u>市が意図する設計思想等について明確化されたい。また、要求水準書に建築計画のメンテナンス性確保・ライフサイクルコスト低減の要求水準を盛り込むことが望まれる。そして、メンテナンス性確保・ライフサイクルコスト低減の前提として、施設の耐用年数を明確にすることを検討されたい。</u>
《事業者選定委員会》 審査委員の構成を見る限りでは、建築関係者が少なく、さらに、デザイン系と住環境と専門分野が偏っている。結果として、設備計画や維持管理に関する専門家がいらない状況である。また、財務の専門家として市内の税理士が審査委員になっているが、地方財務等に知見の深い、専門家を選任するような選任過程になっているかが不透明である。	<u>審査委員の構成の中に、建築意匠系の学識経験者だけでなく、設計業務を多数経験しているファシリティマネジメントの学識経験者を加えるなど、設備計画や維持管理、財務に関する専門家を配置するように検討されたい。</u>
《事業者選定委員会》 前述のように、建築計画の更新性・メンテナンス性に係る配点も重きが置かれていない。	<u>審査項目として、建築計画の更新性・メンテナンス性に係る配点比重を高めるように検討されたい。</u>

オ) 施設別の保全の優先度付けについて【意見 17】

市は、市有建築物保全計画に基づき、計画的な予防保全に努めている。

この点、施設整備室は、屋上防水や外壁、給水消火施設や受変電設備など、予防保全にとって重要性の高い事項について優先的に保全に努めることとしている。このように、部材ごとの保全の優先度については一定の考え方が定まりつつある。

保全計画は建設当初の機能の改善を前提（＝保全）として策定されており、施設カルテ等における施設の評価結果やその他事由に基づき、施設ごとの保全の優先度付けまでは明記されていない。例えば、避難所である体育館において、雨漏りが見られているが、修繕がなされておらず、また、空調設備がない⁷など、避難所としての改善が必要と思われる状況が見受けられた（参考：【意見 21】）。

そこで、避難所に指定されている施設については、雨漏りの修繕を他の施設より優先させたり、空調設備の導入など利用者に必要な機能を加えるなど修繕や保全の優先度付けを検討されたい。

また、学校園以外のトイレの洋式化など時代のニーズに応じた全庁的な対策方針についても必要性や優先度を明確にした対応を検討されたい。

⁷ 避難所に指定されている小中学校体育館（62 校）は生徒・児童の熱中症対策及び避難所の環境改善として令和 6 年度中に空調設備の整備完了予定

第4 直営施設の管理等に関する監査の結果及び意見（個別施設）

1. 監査対象施設

一般会計及び公営企業会計を除く特別会計の直営施設（令和4年度末時点において全225施設）のうち、令和4年度末時点で存在しており、かつ、令和5年度6月末時点において施設廃止の方向性が決まっていない施設から、【図表25】とおり、55施設を監査対象とした。なお、監査対象施設の選定に際しては、一般的に老朽化等により修繕・改修費が増大してくるとされる、築15年以上の施設を中心に選定した。

【図表 25】直営施設の管理等に係る監査対象施設（再掲）

所管部	所管課	施設名称（カッコ内は複合施設の場合の複合施設名称等）	当初設置年度
危機管理部	危機管理政策課	地域防災センター (輝きプラザきらら)	平成 17
市長公室	市民活動課	サプリ村野NPOセンター (サプリ村野)	平成 25
市民生活部	地域サービス課	北部支所	昭和 50
総務部	総務管理課	本庁舎	昭和 35（本館） 昭和 44（別館）
		サプリ村野（サプリ村野）	平成 25
		輝きプラザきらら (輝きプラザきらら)	平成 17
観光にぎわい部	商工振興課	公設市場サンパーク	平成元
		地域活性化支援センター (輝きプラザきらら)	平成 17
	文化生涯学習課	生涯学習情報プラザ (輝きプラザきらら)	平成 17
	文化財課	旧田中家鋳物民俗資料館	昭和 59
	スポーツ振興課	野外活動センター	昭和 45
		サプリ村野スポーツセンター (サプリ村野)	平成 25
健康福祉部	長寿・介護保険課	老人福祉センター楽寿荘	平成 12
		シルバー作業所	平成 6
子ども未来部	子ども青少年政策課	枚方公園青少年センター	平成 2
	公立保育幼稚	枚方幼稚園	昭和 12

	園課	樟葉幼稚園	昭和 42
		楠葉野保育所	昭和 50
		高陵幼稚園	昭和 43
環境部	環境政策課	穂谷川清掃工場（環境政策課）	昭和 38
	穂谷川資源循環センター	穂谷川清掃工場	昭和 38
	希釈放流センター	希釈放流センター	平成 5
総合教育部	教育政策課等	枚方小学校	明治 6
		樟葉西小学校	昭和 49
		樟葉小学校	明治 6
		藤阪小学校	昭和 56
		津田小学校	明治 5
		中宮小学校	昭和 47
		桜丘小学校	昭和 39
		西牧野小学校	昭和 50
		蹉跎東小学校	昭和 53
		殿山第一小学校	明治 8
		蹉跎西小学校	昭和 49
		交北小学校	昭和 45
		磯島小学校	昭和 48
		第三中学校	昭和 35
		蹉跎中学校	昭和 58
		第二中学校	昭和 26
	おいしい給食課	樟葉西小単独調理場	昭和 50
		中宮小単独調理場	平成 18
		桜丘小単独調理場	昭和 57
		蹉跎東小単独調理場	平成 18
学校教育部	放課後子ども課	枚方留守家庭児童会室	昭和 54
		樟葉西留守家庭児童会室	昭和 55
		樟葉留守家庭児童会室	昭和 48
		藤阪留守家庭児童会室	昭和 56
		津田留守家庭児童会室	昭和 46
		中宮留守家庭児童会室	昭和 53
		桜丘留守家庭児童会室	昭和 57

		西牧野留守家庭児童会室	昭和 57
		蹉跎西留守家庭児童会室	昭和 57
		交北留守家庭児童会室	昭和 51
総合教育部	中央図書館	村野分室（サプリ村野）	平成 25
		中央図書館	平成 17
学校教育部	教育研修課	教育文化センター	昭和 62

（出所：施設カルテ （注）令和 5 年度における所管課の名称を記載している。）

2. 直営施設の管理等に関する監査結果の総括

（1）施設所管課職員の意識とノウハウの向上について【意見（総論 4）】

市の公共施設マネジメントに関して、各課に対するヒアリング、資料閲覧及び施設巡回の結果、各課における取組みは一定程度行われていることを確認できた。例えば、野外活動センターでは、予算をかけない創意工夫によって施設の魅力向上に取り組んでいた。また、小中学校においては、「前年度の電力使用量の 5 %削減を目標」とし、校長を電力削減責任者として全校の教職員及び児童・生徒を巻き込んだ電力使用量の削減に取り組んでいた。

その一方で、施設の適正な管理や、利活用のより一層の推進に対する職員の意識やノウハウが十分とは言えない面も見受けられた。例えば、屋上等の排水溝（ドレン）を定期的に清掃しないことが、雨漏りを招き、維持管理を増大させたり、外壁欠落の原因になり、利用者等の安全性を害する可能性があることについて、各施設所管課に十分に意識がいきわたっていない状況が見受けられた。

また、万が一の際に利用者等の安全性を守る消防用設備等の管理の重要性についても十分に意識がいきわたっていない状況が見受けられた。

施設の適正な管理や、利活用のより一層の推進に係る、施設所管課職員の意識とノウハウの向上を図られたい。

<参考：鉄筋コンクリート造（RC造）における雨漏りの重大さ>

- 鉄筋コンクリート造（RC造）は、外壁や屋上等のコンクリートの中に鉄筋が入っており、中の鉄筋が錆びてしまうと次のような問題が生じるおそれがある（コンクリートが水の侵入を防ぐ役割を持っている）
- 雨漏りにより、天井や壁にシミやカビができる（特に、カビはアレルギーや悪臭の原因となる）
- 雨漏りによる水滴が機械・設備に落ちると、機械・設備のショート等の故障に繋がる
- 鉄筋の錆びは建物の耐久性（寿命）を短くする
- 鉄筋の錆びにより、鉄筋が膨張し、外壁等の欠落（落下）に繋がる

3. 個別施設に関する監査の結果及び意見

(1) サプリ村野（複合施設）

① 監査対象施設の概要

サプリ村野は、下表のとおり、総務管理課、市民活動課、スポーツ振興課及び中央図書館（総合教育部）にまたがる複合施設である。平成 12 年に村野小学校が廃校となり、平成 13 年 9 月から市庁舎を補完する分館機能を担う施設として、サプリ村野（総務管理課）の運用が開始された。さらに、平成 24 年度に耐震補強やエレベーターの設置など、リニューアル工事を実施し、平成 25 年度から市庁舎分館機能、NPO センター、スポーツセンター、図書館分室を有する複合施設として運用を開始した。

【図表 26】監査対象施設の概要（サプリ村野）その 1

施設名（所管課）	施設概要
サプリ村野 （総務管理課）	平成 12 年に村野小学校が廃校となり、平成 13 年 9 月から市庁舎を補完する分館機能を担う施設として運用開始
サプリ村野 NPO センター （市民活動課）	NPO その他の市民団体の活動の場を提供することにより、市民団体の活動を支援することを目的として設置された施設
サプリ村野 スポーツセンター （スポーツ振興課）	生涯スポーツ活動の機会と場所を提供することにより、市民の健康と体力の向上に資することを目的として村野小学校跡を活用し、平成 25 年 4 月に体育館・多目的体育室・運動広場を有して供用を開始した。
村野分室 （中央図書館）	図書等の資料を収集、整理、保存して市民の利用に供し、教養、調査研究、余暇活動等に資することを目的とした社会教育施設

（出所：施設カルテ）

【図表 27】監査対象施設の概要（サプリ村野）その 2

施設名	開設年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
サプリ村野	平成 25	3,182.53	地上 2 階	R C 造 ⁸	79	第一次 避難所
サプリ村野	平成 25	956.60	地上 3 階	R C 造	51	第一次

⁸ R C 造とは鉄筋コンクリート造の略である（以下、同様）。

NPO センター						避難所
サプリ村野 スポーツ センター	平成 25	1, 048. 15	地上 1 階	R C 造	79	第一次 避難所
村野分室	平成 25	131. 20	地上 3 階	R C 造	79	第一次 避難所

(出所：施設カルテ)

【図表 28】監査対象施設の利用状況（サプリ村野）

施設名・ スペース名	利用者 数（人）	利用可 能コマ 数（A）	利用 コマ数 （B）	稼働率 （%） （B ÷ A）	その他利用指標
サプリ村野	—	—	—	—	開館日数： 346 日
サプリ村野 NPO センター	—	9, 688	4, 505	46. 5	開館日数： 346 日
サプリ村野 スポーツ センター・ 施設全体	65, 333	—	7, 029	83. 6	開館日数： 346 日
サプリ村野 スポーツ センター・体育 館	—	—	—	82. 3	—
サプリ村野 スポーツ センター・多目 的体育室 1	—	—	—	76. 2	—
サプリ村野 スポーツ センター・多目 的体育室 2	—	—	—	76. 6	—
サプリ村野 スポーツ	—	—	—	91. 0	—

	センター・多目的体育室 3					
	サブリ村野 スポーツ センター・多目的体育室 4	—	—	—	92.1	—
	村野分室	39,420	—	—	—	開館日数： 239 日 貸出冊数： 93,149 冊

(出所：施設カルテ)

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

市の「個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉」（令和 5 年 3 月改訂）において、サブリ村野は、軽微な不具合があるが、各視点からの施設の必要性は高く、計画的な保全を着実に進めることで当面の維持が可能であるため、引き続き現状の用途で活用していくとされている。

【図表 29】 監査対象施設の今後の方向性

今後の方向性	● 各視点からの施設の必要性は高く、引き続き現状の用途で活用していく
--------	------------------------------------

(出所：個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉)

③ 監査の結果及び意見

ア) 組織横断的な協議・意見交換会の定期的な開催について【意見 18】

サプリ村野の受付窓口等の管理業務は市内NPOの中間支援組織（NPO法人）に委託しているが、委託による管理では仕様書どおりの業務を期待するのみであり、管理業務受託事業者の創意工夫による施設のより一層の活性化に構造的に難しい面がある。

この点、市は毎年度、業務改善に向け、委託先である中間支援組織（NPO法人）との協議を契約前に行っている。ただし、サプリ村野は、総務管理課、市民活動課、スポーツ振興課及び中央図書館にわたる複合施設であるものの、その協議は、主にサプリ村野NPOセンターを所管する市民活動課（市）と中間支援組織（NPO法人）によって行われている。

サプリ村野NPOセンターのより一層の活性化はもちろんのこと、サプリ村野スポーツセンターや村野分室を含め、複合施設であるサプリ村野全体のより一層の施設の利活用に向けて、市民活動課以外の関係課や、サプリ村野に常駐している施設所長を巻き込んだ協議・意見交換会の定期的な開催が重要と考えられる。

そこで、施設のより一層の利活用に向けて、関係課及び施設所長と中間支援組織（NPO法人）との協議・意見交換会の定期的な開催を検討されたい。

イ) 営利目的利用のあり方等の検討について【意見 19】

サプリ村野スポーツセンターにおいて、市内団体によるスポーツ教室としての利用が見られるが、これは教室参加者から会費を徴収する有料制にて行われている。また、こうした教室参加者の半数以上が 60 歳以上であれば、枚方市立サプリ村野スポーツセンター条例別表に基づき、当該団体から市が徴収する使用料は半額に減免されている。

この点、枚方市立サプリ村野スポーツセンター条例第 7 条において「専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき」は施設の使用を認めないとされている中、市はこれに該当しないものとして、使用を許可している。

しかし、一般的に、会費を徴収する有料制での施設の使用は、他の利用者から営利目的に該当するのではないかと疑念を抱かれるおそれがある。その一方で、サプリ村野は、廃校をリノベーションして開設され、市民の活動拠点ともなりうる重要な施設であり、多くの小中学校を抱える市にとって、今後の先行事例となるべき施設であって、市民利用の活性化は望ましいことである。

そこで、営利目的の基準をわかりやすく示すとともに、今後、営利目的利用の制限緩和を行う場合、営利目的利用のあり方に係る基本方針の整理や、営利目的利用における使用料減免のあり方、割増料金の設定など、施設利用のより一層の活性化と使用料の適正化を検討されたい。

ウ) グラウンドの半面貸しについて【意見 20】

現状、サプリ村野スポーツセンターのグラウンドは全面のみでの貸出しとなっている。当該グラウンドは広く、例えば少年野球とソフトボールの同時利用も可能であると考えられる。

より一層の貸出し増や、利用者にとっての利便性向上に向けて、グラウンド半面での貸出しを可能とする取扱いについて検討されたい。

エ) 避難所となるべき体育館の適切な保全について【意見 21】

サプリ村野スポーツセンターの体育館は、災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置する施設として、第一次避難所に指定されている。

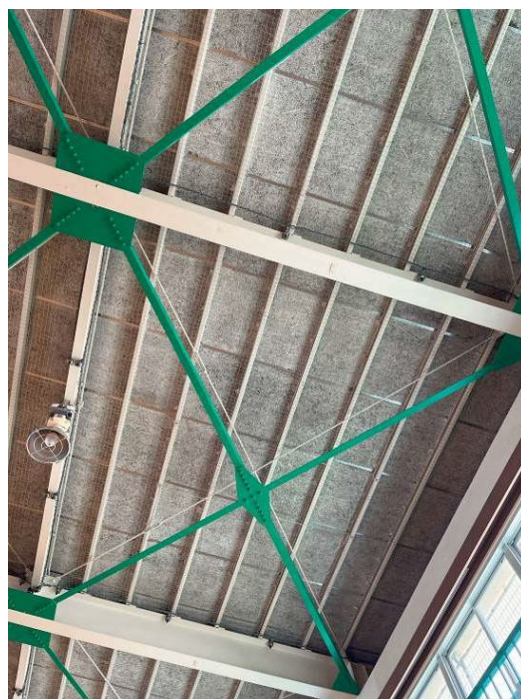
しかしながら、当該体育館は、エアコンが設置されておらず、さらに雨天時に雨漏りが発生する状態にある。この点、市においては、【意見 17】に記載のとおり、第一次避難所として求められる機能と保全の優先度が明確にされていない。

第一次避難所として求められる機能等を明確にした上で適切に保全されたい。

【体育館雨漏り箇所（外観）】



【体育館天井】



オ) 駐車場の有料化の検討について【意見 22】

現在、サプリ村野の駐車場は無料となっている。利用者の利便性への配慮は一定必要であるが、より一層の歳入増のため、【意見 8】などとあわせ、駐車場の有料

化について検討されたい。

(2) 輝きプラザきらら（複合施設）

① 監査対象施設の概要

輝きプラザきららは、下表のとおり、総務管理課、危機管理政策課、商工振興課及び文化生涯学習課にまたがる複合施設である。後述するように、輝きプラザきららは関西外国語大学からの寄付等により平成 17 年度に開設したが、輝きプラザきららの前身である関西外国語大学片鉾学舎は、昭和 63 年竣工である。

【図表 30】監査対象施設の概要（輝きプラザきらら）その 1

施設名（所管課）	施設概要
輝きプラザきらら （総務管理課）	教育委員会事務局等の庁舎としての施設 市は、関西外国語大学片鉾学舎跡地全体の良好なまちづくりを進めていくために、大学施設を購入し、校舎部分については平成 16 年度に改修工事を実施の上で、平成 17 年度より市庁舎分館機能、生涯学習情報プラザ、地域活性化支援センター、地域防災センターを有する複合施設として運用開始
地域防災センター （危機管理政策課）	防災にかかる活動・研修等を目的とした施設
地域活性化 支援センター （商工振興課）	市内事業者の創業支援及び経営相談、各種支援セミナーの開催、施設内セミナー室の貸出など新たな事業の創出を支援するとともに地域産業の育成及び振興を図ることを目的とした施設
生涯学習情報 プラザ （文化生涯学習課）	市民の自発的な学習活動・芸術などの文化活動を支援し、地域のコミュニティ活動の活性化を促進することにより、市民が生涯にわたって学び続けることのできる環境を醸成し、これらの活動を通じた市民との協働によるまちづくりの推進を目的としている施設

（出所：施設カルテ）

【図表 31】 監査対象施設の概要（輝きプラザきらら）その2

施設名	開設年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
輝きプラザ きらら	平成 17	3,758.47	地上 8 階 地下 1 階	S R C 造 ⁹	135	一時避 難場所
地域防災 センター	平成 17	5,104.38	地上 8 階 地下 1 階	S R C 造	135	一時避 難場所
地域活性化 支援センター	平成 17	3,667.91	地上 8 階 地下 1 階	S R C 造	135	一時避 難場所
生涯学習情報 プラザ	平成 17	1,837.03	地上 8 階 地下 1 階	S R C 造	135	一時避 難場所

(出所：施設カルテ)

【図表 32】 監査対象施設の利用状況（輝きプラザきらら）

施設名・ スペース名	利用者 数 (人)	利用可 能コマ 数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
輝きプラザ きらら	—	—	—	—	開館日数： 358 日
地域防災 センター	379	878	21	2.4	開館日数： 308 日
地域活性化 支援センター	—	—	—	—	開館日数： 358 日
地域活性化 支援センター・ セミナー室等	—	12,108	5,490	45.3	開館日数： 358 日
地域活性化 支援センター・ インキューベ ートルーム	—	12	10	83.3	—
生涯学習情報 プラザ	—	1,946	650	33.4	開館日数： 347 日

(出所：施設カルテ)

⁹ S R C 造とは、鉄骨鉄筋コンクリート造の略である（以下、同様）。

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

市の「個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉」（令和5年3月改訂）において、地域防災センター及び地域活性化支援センターは、軽微な不具合があるが、各視点からの施設の必要性は高く、計画的な保全を着実に進めることで当面の維持が可能であるため、引き続き現状の用途で活用していくとされている（ただし、輝きプラザきらら及び生涯学習情報プラザについては方針についての記載が見られない）。

【図表 33】 監査対象施設の今後の方向性

今後の方向性	● 各視点からの施設の必要性は高く、引き続き現状の用途で活用していく
--------	------------------------------------

（出所：個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉）

③ 監査の結果及び意見

ア) 会議室の庁内グループウェアへの掲載について【意見 23】

市では庁内の情報の集約や見える化などのため、グループウェアを構築し、庁内インターネット環境で閲覧可能な情報サイトを構築している。また、このグループウェアには本庁舎など、会議室の予約状況を掲載し、市職員が会議室を効率的に使用できるようにしている。

この点、輝きプラザきららの3階の平面図において「学校給食課」と記された部屋が現状、会議室として使用されていたが、庁内グループウェアにおいて会議室の掲載がされていなかった。会議室の見える化による効率的な施設利用に向けて、会議室の予約状況を庁内グループウェアに掲載されたい。

イ) 機械室の結露対策について【意見 24】

輝きプラザきらら6階機械室において、機械の制御盤の上部にある機械ホースから結露による水滴が落ちてくる状況が見受けられた。現状では、水滴によって機械の制御盤にショートなどの被害は起きていないが、結露の状況によっては機械の制御盤にショート等が懸念される。

予防保全の観点から、重要な個所であるかについて施設整備室等と協議の上、適正な管理をされたい。

【6階機械室 結露による水滴】



【6階機械室 結露箇所】



ウ) 臨時対策本部の倉庫利用について【意見 25】

輝きプラザきらら 8 階の「臨時災害対策本部」であるはずの部屋に多数の備品・資材が保管されていた。これは、危機管理対策推進課と協議のもと、教育委員会によって借用され、教育委員会の倉庫として利用されているものであった。

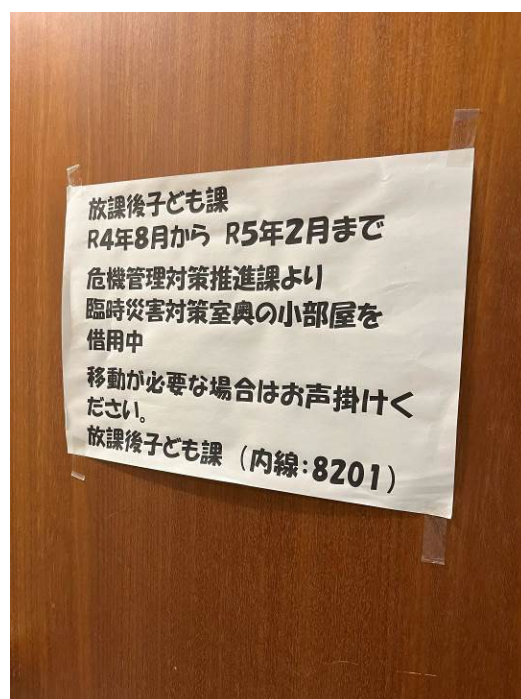
当該臨時災害対策本部は、本庁舎の災害対策本部が使用できない場合に補助的・臨時的に災害対策本部として利用することが想定されており、市の危機管理上、重要な施設である。

現状の使用方法が「臨時災害対策本部」としての部屋の利用が必要となった際に適時に利用できるかどうかを改めて検討し、適切な利用をされたい。

【臨時災害対策本部】



【臨時災害対策本部 部屋奥】



< 参考：本報告書作成日までの措置状況 >

本報告書作成日までに、「臨時災害対策本部」としての利用を阻害するおそれのある物は撤去され、施設所管課による措置が完了した。

エ) 地域防災センター研修室のあり方について【意見 26】

地域防災センター研修室の稼働率は令和 4 年度において、2.4%と著しく低い状態にある。地域防災センター研修室のあり方について検討し、より効果的・効率的な利活用の手法について検討されたい。

(3) 地域サービス課所管施設

① 監査対象施設の概要

地域サービス課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

北部支所は、市民サービス向上のため、昭和 50 年に北部地域のサービス拠点として設置された施設である。主な業務としては、戸籍の届出、住所変更、印鑑登録、マイナンバー関係の手続きなどをはじめ、各種証明書等の発行や総合窓口として国保、後期高齢者医療、年金、医療助成制度、児童手当等の手続きなどを行っている。

北部支所における空きスペースの有効活用として、平成 29 年度に北部支所施設を改修し、「楠葉なみき小規模保育施設」及び「すこやか健康相談室北部リーフ（令和 2 年 11 月から「健康福祉相談センター北部リーフ」と改称）を設置した。

【図表 34】監査対象施設の概要（地域サービス課）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
北部支所	昭和 50	1,630.33	地上 2 階 地下 1 階	R C 造	38	指定無

(出所：施設カルテ)

【図表 35】監査対象施設の利用状況（地域サービス課）

施設名・ スペース名	利用者数 (人)	利用可能 コマ数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
北部支所	—	—	—	—	開館日数： 243 日 支所業務取扱件数： 81,664 件

(出所：施設カルテ)

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

市の「個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉」（令和5年3月改訂）において、北部支所は、軽微な不具合があるが、各視点からの施設の必要性は高く、計画的な保全を着実に進めることで当面の維持が可能であるため、引き続き現状の用途で活用していくとされている。

【図表 36】監査対象施設の今後の方向性

今後の方向性	● 軽微な不具合 はあるものの、施設の運営に支障がない程度である。各視点からの施設の必要性が高いため、引き続き現状の用途で活用していく。
--------	--

（出所：個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉）

③ 監査の結果及び意見

ア) 駐車場の適正な利用について【意見 27】

北部支所には、40 台が駐車可能な利用者用駐車場があり、北部支所以外にも楠葉生涯学習市民センター、楠葉図書館、北部リーフなど、複数施設の利用者が駐車している。同駐車場は樟葉駅近くにあり、無料で利用できることから、施設利用者以外の自動車も駐車していることが推察される。

施設の隣接道路は、一方通行で狭く、満車状態になると、駐車待ちの車列による道路渋滞が発生するとのことであった。その結果、施設利用者が長時間待機することや、道路渋滞による近隣住民からの苦情も寄せられているとのことであった。

担当課によると、市民からは「駐車場を有料化すべき」といった声もあるが、他の類似施設との整合性の観点などから、現状、対応できていないとのことであった。

施設利用者以外の駐車抑制や駐車待ちの整理・誘導など、駐車場の適正な利用について、まずは施設所管課において可能な対応を検討されたい。その上で、全庁的な駐車場有料化などの実施可能性について関係課と協議のもと、検討されたい。

(4) 総務管理課所管施設

① 監査対象施設の概要

総務管理課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

市庁舎は、市政全般にわたる政策、施策、総合的な調整・管理事務や多くの市民に直結する事務を行う本庁機能を担う施設である。市庁舎については、昭和 35 年に本館（地上 4 階）を建設。昭和 44 年に別館（地下 1 階、地上 1～2 階）が建設された。別館については、昭和 46 年に 3～4 階、昭和 49 年に 5～6 階の増築がなされた。

また、平成 29 年 1 月より来庁者駐車場が有料化された。

【図表 37】監査対象施設の概要（総務管理課）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
本庁舎	昭和 35 (本館) 昭和 44 (別館)	20,915.89	地上 6 階 地下 1 階	S R C 造	71	指定無

(出所：施設カルテ)

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

市の「個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉」（令和 5 年 3 月改訂）において、本庁舎は、軽微な不具合があるが、各視点からの施設の必要性は高く、計画的な保全を着実に進めることで当面の維持が可能であるため、引き続き現状の用途で活用していくとされている。

ただし、令和 3 年 3 月に「枚方市新庁舎整備基本構想」が策定されており、将来的な新庁舎整備に向けて議論が行われている。

【図表 38】監査対象施設の今後の方向性

今後の方向性	● 各視点からの施設の必要性は高く、引き続き現状の用途で活用していく
--------	------------------------------------

(出所：個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉)

③ 監査の結果及び意見

ア) ドレン（排水溝）の清掃について【意見 28】

バルコニーにおいて、ドレン（排水溝）にコケやゴミがたまっているなど、清掃が不十分な個所が見受けられた。ドレンは、水はけによって雨漏り等を防ぎ、ひいては躯体の鉄筋の錆を防ぎ、施設の長寿命化の基礎となる重要な点検事項であるため、適時にドレンの清掃をされたい。

なお、市庁舎各階に設けられたバルコニーは、施設設計当時において何らかの必要性を見込まれていたと思われるが、現在ではほとんど使っておらず、施設管理の負担を増す原因となっている。今後、設計する施設については、ドレンの清掃のしやすさにも配慮されたい。

【ドレンのコケ】



【ドレンのコケ・ゴミ】



イ) 倉庫におけるノートパソコンの残置について【監査の結果 2】

施設巡回時点において、倉庫に「廃棄」と記されたノートパソコンが残置されていた（備品番号：125072、名刺コード：42050103）。

当該ノートパソコンには「健康部 国民健康保」と記された備品シールが貼付されており、健康保険に係る事務を行うノートパソコンであれば個人情報ハードディスクに保存されていることが危惧される。

また、備品台帳においても廃棄処理がなされていない状態であった。備品は、枚方市物品管理規則において適正な廃棄処理が求められているだけでなく、個人情報

報を含む電子機器であれば適正な個人情報管理、さらに備品を倉庫に保管し続けることによって倉庫のスペース不足をもたらさうる。

不要な備品等を倉庫で保管し続けることによって、倉庫スペース拡大の一方、事務所スペースの不足をもたらし、ひいては施設整備時の過剰な面積にもつながる懸念がある。

個人情報等の保護の観点はもちろんのこと、倉庫もコストがかかるものであり、倉庫の管理も施設マネジメントの一環である認識を強くし、適正な管理に努められたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

施設巡回日以降に、国民健康保険課によって当該ノートパソコン内のハードディスクの破壊が完了した。また、産業廃棄物処理の契約発注を行っており、令和5年度内に廃棄する予定とのことである。

ウ) 外部団体等のロッカーによる占有について【監査の結果3】

本庁舎地下に「母子寡婦福祉会」と書かれたロッカーが置かれていたが、行政財産の目的外使用許可の有無について確認できなかった。

施設のスペースはコストをかけて整備・管理しているものであり、外部団体等が使用する場合、行政財産の目的外使用の可否や使用料徴収の要否の判断について適正にその記録を残されたい。

【母子寡婦福祉会と書かれた腰高ロッカー】



【母子寡婦福祉会と書かれたロッカー】



エ) 消防用設備等点検による指摘事項への対応について【意見 29】

本庁舎地下にある排煙ファン（4階）の操作盤が故障しているなど、令和5年2月に実施された消防用設備等点検によって指摘された事項が修繕されていなかった。

消防用設備等点検による指摘事項は施設利用者等の安全性確保の観点から一定程度の重要性が想定される。利用者の安全性等から見た重要性に応じて適切に対応されたい。

【排煙ファン操作盤】



(5) 商工振興課所管施設

① 監査対象施設の概要

商工振興課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

商工振興課では、市民に生活必需品等を販売するとともに、主として日常生活に必要なサービスを提供し、もって市民の消費生活の利便に供するための施設として、枚方市公設市場条例に基づき公設市場サンパークを設置、運営している。

公設市場サンパークは、昭和 28 年に開設された「旧西口公設市場」老朽化に伴うリニューアルと地元要望のあった公民館機能を備えた新たな施設として平成元年に整備した枚方公園青少年センター、図書館分室との複合施設であり、枚方市公設市場条例に基づき、枚方市西口公設市場商業協同組合に対し、毎年度使用を許可してきた。

しかし、令和 4 年 10 月に、同組合より、近隣への大規模小売店の相次ぐ出店のほか、電気代高騰など厳しい経営状況に置かれていることから、1 階店舗の営業廃止・店舗返還にかかる届出があり、同組合による施設の原状回復工事の施工後、令和 5 年 1 月 31 日に店舗が返還された。

【図表 39】監査対象施設の概要（商工振興課）

施設名	建築年度 (主たる 建物)	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
公設市場 サンパーク	平成元	1166.79	地上 4 階 地下 1 階	R C 造	13 台	第一次 避難所

(出所：施設カルテ)

【図表 40】監査対象施設の財務状況（公設市場サンパーク）

年度	歳入小計 (千円)	うち使用料 (千円)	歳出小計 (千円)	収支 (千円)
令和 2 年度	22,492	14,630	17,119	5,374
令和 3 年度	23,025	14,630	23,497	▲472
令和 4 年度	24,858	12,294	130,138	▲105,280

(出所：施設カルテ)

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

公設市場は、上記のとおりこれまで枚方市公設市場条例に基づき、枚方市西口公設市場商業協同組合に対し、毎年度使用を許可してきたが、令和 5 年 1 月末に店舗返還されている。

これに伴い、市では今後の公設市場の必要性について、関係部長会議、庁内委員会のほか、産業振興対策審議会等で協議した結果、公設市場サンパークが位置する枚方公園地域においては、民間商業施設の充実等により、地域住民への日用品の安定供給が図られていることから、この地域における公設市場としての一定の役割は終えたものと判断しており、同市場に入居する新たな事業者を募集せず、公設市場を廃止する予定である。

その後の跡地利用については、公共施設マネジメント委員会における審議等を受けて、現在検討を進めている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 消火器の期限管理について【監査の結果 4】

本監査における施設巡回時に、屋上機械室において使用期限切れの消火器が 1 本発見された。また、公設市場サンパークの令和 4 年度消防用設備等点検（令和 4 年 8 月実施）において、消火器 1 本の期限切れが発見されていたが、当該消火器については、施設巡回時では更新済みであった。

これは、課として消火器の使用期限に関する一元的な管理ができておらず、本件のように消防用設備等点検等により、期限切れが発見された都度更新していることによるものである。

期限切れの消火器による火災発生時等の被害拡大を防止するため、各年度において、更新が必要な消火器については、課の所管する施設全体で一括管理した上で、期限が切れる前に適切に更新されたい。

イ) 施設の修繕について【意見 30】

公設市場サンパーク建物は設置後 35 年経過していることで、建物全体的に経年劣化が進んでおり、壁紙の剥がれやクラック、雨漏り跡といった不具合が多数生じている。

限られた財源のなかで、利用者が安全かつ快適に当該建物を利用できる状況を維持するため、これらの不具合に対して優先順位を付けた上で、優先度の高いものから修繕対応を進めていく必要がある。特に、以下のような不具合については安全性及び施設の予防保全の観点から重要性が比較的高いと考えられるため、対応についてできるだけ早急に検討されたい。

- 3 階バルコニーのクラック：下階の雨漏りの原因となるおそれがある
- 地下駐車場の壁面崩れ：施設劣化を促進してしまうおそれがある
- 1 階通路下部の壁面崩れ：施設劣化を促進してしまうおそれがある
- 2 階和室庭すのこの劣化：利用者・職員に危険が生じるおそれがある

【3階バルコニーのクラック】



【地下駐車場の壁面崩れ】



【1階通路下部の壁面崩れ】



【2階和室庭すのこの劣化】



ウ) 目的外使用許可の検討について【意見 31】

現在公設市場サンパークでは、上記のとおり、枚方市西口公設市場商業協同組合より1階部分が店舗返還されているが、美容室については同組合からの要望に基づき、店子として2階の一角に引き続き入居している。また、今後は一定の役割を終えたということで、公設市場サンパーク及びその設置根拠である枚方市公設市場条例は廃止される予定である。

現在は同美容室について、現在の場所において50年以上の長期間にわたり営業してきたことや組合から事業継続の要望があったこと、事業主が高齢であり退去には体力的・経済的負担を強いる懸念があること、同美容室を利用する利用客の強い意向があることから、公設市場サンパークの店子として引き続き入居している。しかし、枚方市公設市場条例が廃止された場合には、行政財産として美容室を入居させることは、施設目的に合致しなくなる見込みである。

したがって、上記のような趣旨を鑑み、法令・規則等に則り、将来にわたり同美容室が引き続き営業を続けるためには現状では、地方自治法238条の4及び枚方市公有財産等の管理に関する規則56条に基づく目的外使用許可手続きを行う必要がある。この点、目的外使用許可手続きについては、枚方市公有財産等の管理に関する規則では、目的外使用許可ができる要件として、以下の4パターンが定められている。

(行政財産の目的外使用)

第56条の2 主管部長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づき市以外の者に行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施設の普及その他の公的目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(出所：枚方市公有財産等の管理に関する規則)

しかし、現在の美容室に対する使用許可は、これらの要件を満たさない可能性があるため、枚方市公設市場条例廃止後の目的外使用許可の可否については十分慎重に検討されたい。

(6) 文化財課所管施設

① 監査対象施設の概要

文化財課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

旧田中家鋳物民俗資料館は、貴重な文化遺産である鋳物工場と主屋の寄贈を受け、両建物を移築・復元し、全国でも珍しい鋳造関係の専門資料館として整備したものであり、ものづくりが体験できる体験工房を併設している。また、施設内には、田口山遺跡で発掘された弥生時代中期の竪穴住居跡をモデルに復元した竪穴住居もある。

【図表 41】監査対象施設の概要（文化財課）

施設名	建築年度 (主たる 建物)	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
旧田中家鋳物 民俗資料館	昭和 58 (管理棟) 昭和 52(鋳 物工場)	1,252.70	地上 2 階	S 造 ¹⁰	—	指定無

(出所：施設カルテ)

【図表 42】監査対象施設の利用状況（文化財課）

施設名・ スペース名	利用者数 (人)	利用可能 コマ数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
旧田中家鋳物 民俗資料館	6,285	—	—	—	—
旧田中家鋳物 民俗資料館 (体験工房)	1,687 ※	614	193	31.4	—

(出所：施設カルテ)

※ 体験工房の利用者数は所管課で集計されたものであり、施設カルテでは公表されていない。

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

文化財建築物については、土壁や漆喰等による伝統的な建築工法で建てられており、長年にわたって傷んだ部材を取り換えながら現在に受け継がれているため、その価値

¹⁰ S 造とは鉄骨造の略である（以下、同様）。

を損ねないようにそれぞれの施設に応じた保存・管理を行うことが望まれる。

そのため、「枚方市市有建築物保全計画第Ⅲ期実施計画」に沿って必要な改修工事及び更新工事を行う予定であるが、一般的な市有建築物と同様な改修・更新サイクルによる現代工法での保全がそぐわないため、日常的な点検や計画年次を機に施設の状態を確認しながら、施設所管課及び関係課で協議の上、適切な手法で保全を行っていくこととする。

③ 監査の結果及び意見

ア) 雨どいの管理について【意見 32】

当施設管理棟の雨どいについては、屋上に安全に登れないことから職員による定期的な点検や清掃ができない状況にある。そこで過去においては、雨どいが詰まり、排水に異常をきたした場合、異常個所について屋根の下から目視で確認できた段階において、業者への委託により、雨どいの清掃を行っていた。ただし、平成 29 年度頃に落ち葉や飛来物による詰まり防止のための落ち葉除けのネットを設置した以降は、排水の異常が確認されておらず、清掃を行っていない。

しかし、落ち葉除けのネットでは小さな落ち葉やごみの侵入を防ぐことができず、また雨どいの詰まりは雨漏りの要因となる。

そのため、雨どいの定期的な清掃方法について検討されたい。

【管理棟の雨どい】



イ) 収蔵用滑車の劣化について【意見 33】

当施設管理棟の 2 階の天井外側には、文化財を文化財収蔵庫へ運ぶための滑車が

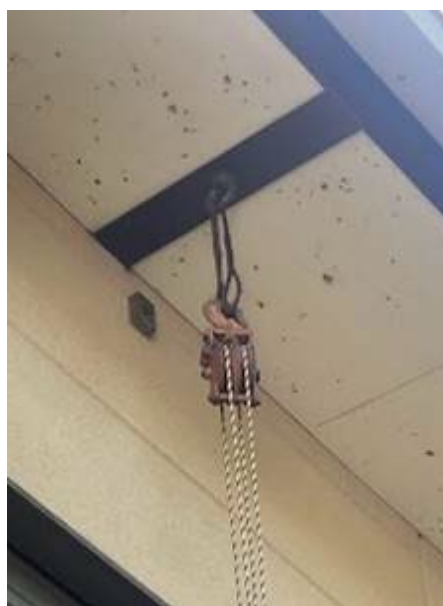
設置されている。しかし、当該滑車は直近数年度における使用実績がなく、滑車上部は錆による劣化が著しく進んでいる。そのため、滑車が使用可能な状態か不明である上に、今後、腐食が進むと最悪の場合、落下も懸念される状態である。

当施設は枚方市内の小学生の社会科見学に使用される施設であるため、滑車の状態の確認や使用見込みを検討の上、修繕又は撤去等の対応を検討することが望まれる。

【収蔵用滑車】



【収蔵用滑車劣化部分】



ウ)「鑄物師(いもじ) はんべえ奮戦記」の利活用について【意見 34】

現在当施設内で「鑄物師(いもじ) はんべえ奮戦記」というアニメーションがVHSで鑑賞可能である。

同アニメーションは、平成5年度にふるさと創生事業で1億円かけて製作した歴史アニメーションであり、DVDへ変換が行われ、文化財課で保管されている。また、枚方市内の図書館や小学校への配布、文化財課のイベント時に上映をしているものの、あくまで枚方市内での利活用に限定されている。

しかし、同アニメーションは制作陣に著名な声優永井一郎氏(アニメサザエさんの波平役等)や島本須美氏(劇場用アニメ「ルパン三世 カリオストロの城」クリリス役等)等も携わっており、当施設や枚方市のPRに有用な資財と考えられる。

そのため、権利関係等を確認の上、問題がなければ当施設又は当市HPやSNSで視聴可能にする等積極的に活用することが望まれる。

【図表 43】「鑄物師(いもじ) はんべえ奮戦記」パッケージ裏面

製作趣旨

歴史アニメーション・ビデオ「鑄物師^{いもじ}はんべえ奮戦記」は、枚方市がふるさと創生事業として製作したものです。

枚方市は、市民から寄せられた多くの事業提案について検討し、枚方の歴史がわかりやすく理解でき、市民の郷土愛^{ふるさと}を培うことをねらいとして、歴史アニメーション・ビデオを製作することに決定しました。

平成3年1月、「歴史アニメーション検討委員会」を設置し、アニメーションの内容や製作に関して検討を重ねました。その結果、「京・大坂の中間^{ひらたし}に位置する枚方は、人々は幕末の動乱期をどう考えどう生きたか」をテーマに「作品コンペ」を実施する中で、オリジナル作品「鑄物師はんべえ奮戦記」を製作しました。



あらすじ

京・大坂の中間^{ひらたし}に位置する枚方は、東海道五十七次の一つの宿場町として、また淀川舟運の中継地として賑わっていました。

時は幕末、ペリー来航以来、政局は混乱の度を深め、ここ枚方でも人と情報が行き交い、鑄物師飯兵衛たちも血生臭い政争に巻き込まれていくのでした。

幕府は全国の鑄物師に大砲づくりを命じました。銅・金づくりを専念にしている飯兵衛は一度は拒否するものの、幼なじみの匠師家三郎の助言の説得にあい、止むなく大砲づくりを始めます。

完成間近の6月、降り続く雨のため淀川が氾濫し、隣町の赤ん坊が濁流に流され、家に残されてしまいます。知らせに驚いた飯兵衛は、その赤ん坊を救出するため妙案を考えつくのでした。



(キャスト)

飯兵衛……永井一郎
しおり……島本須美

真之助……阪 脩
おすず……久川 綾

イノ吉……水谷優子
梅……堀屋 真

(スタッフ)

監督……石山タカ明
音楽……和田 薫

総監・キャラ……加藤 茂
音響監督……本田保則

美術監督……中村光毅
アニメーション……タツノロアロ

挿入歌「夢詩人」
作曲……住野真代

作詞……秋田希久子
編曲……小杉仁三

補作詞……もず唱平
唄……伊東マユミ

製作協力……枚方歴史アニメーション検討委員協議会

著作製作……大阪府枚方市

〈お問い合わせ〉 〒573 大阪府枚方市大坂内町2丁目番20号 枚方市文化振興課 ☎0720-41-1221(代)

(出所：文化財課保有「鑄物師(いもじ) はんべえ奮戦記」)

エ) 旧田中家鋳物民俗資料館の運営方法について【意見 35】

当施設の運営は、以下の変遷により現在、直営によって行われている。

- 平成 25 年度までは、指定管理者制度により運営（指定管理者：公益財団法人枚方市文化財研究調査会）
- 平成 26 年度から平成 29 年度までは、耐震工事の実施にあたり、館の運営のみを同調査会に業務委託
- 平成 30 年度に市の外郭団体の整理により、同調査会が解散したため、平成 30 年度から直営化

令和 3 年度において当施設のあり方についての検討があったが、他市や民間事業者を調査した結果、文化財の入手・保管・管理等を行う学芸業務について指定管理に含めることは困難であり、継続性の観点からも学芸業務については直営で実施すべきとの結論に至っている。また、学芸業務以外の業務についても、当施設は公共交通機関で来館するには不便な立地にあり、さらに駐車場がないこと、利用者数が少ないことや施設が小規模であることから、可能な自主事業が限られること等を理由に、仮に指定管理者を応募した場合でも業者からの応募見込みは低いと想定されている。

その一方で、近隣にある土木部みちみどり室工事委託課所管の王仁（わに）公園は利用者数も多く、指定管理者制度を利用しており、広い駐車場も有している。そのため、旧田中家鋳物民俗資料館を小学生が社会科見学で利用する際には王仁公園の駐車場にバスを駐車している状況である。

上記のとおり王仁公園は他の所管課が管轄する施設であるが、王仁公園と一体として指定管理者制度を利用した場合、現在よりも旧田中家鋳物民俗資料館の有効な運用について指定管理者から提案を受けられる可能性も考えられるので検討されたい。なお、当面の駐車場の確保については、王仁公園の指定管理者と協議を行い、共同利用などについて検討されたい。

(7) スポーツ振興課所管施設

① 監査対象施設の概要

スポーツ振興課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

昭和 45 年、小中学校の校外生活指導及び勤労青少年の余暇の教育利用を目的とした教育キャンプ場として開設し、市民の健康づくりを図るとともに豊かな市民生活をおくる場として多くの市民に利用されてきた。平成 4 年にリニューアルを行い、テント 20 張、ロッジ 5 棟、メインホール、天体観測棟ステラホール、キャンプファイヤー場、野外炊飯場、グリーンスポーツ場など、毎年市内小学校等に学習の場として利用されている。

【図表 44】監査対象施設の概要（スポーツ振興課）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
野外活動センター	平成 4 (管理研修棟)	6,853.12	地上 2 階 地下 1 階	R C 造	33	指定無

(出所：施設カルテ)

【図表 45】監査対象施設の利用状況（スポーツ振興課）

施設名・ スペース名	利用者数 (人)	利用可能 コマ数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
野外活動センター ロッジ (10 室)	2,520	2,640	1,096	41.5%	—
野外活動センター テント (20 張)	10,334	6,160	1,962	31.9%	—

(出所：施設カルテ)

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

野外活動センターの今後の方向性は、子どもたちが自然とふれあえる野外教室など体験プログラムの充実等に取り組む、小中学校の校外生活指導や市民の健康体力づくりを図るとともに、豊かな市民生活をおくる場として利用者ニーズに即した施設の最適化を進めることである。

また、管理研修棟、天体観測棟、ロッジ棟（５棟）については、「枚方市市有建築物保全計画第Ⅲ期実施計画」に沿って必要な改修工事及び更新工事を行う予定である。

③ 監査の結果及び意見

ア) 施設使用料の見直しについて【意見 36】

当施設の使用料は枚方市野外活動センター条例に以下のように規定されている。

枚方市野外活動センター条例

(使用料の納付)

第 8 条 センターの使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けた際に、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。ただし、規則で定めるときは、センターの使用の開始までに納付することができる。

2 使用者は、次に掲げる附属施設を使用する場合は、前項に定める使用料とともに、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

(1) ロッジ

(2) 研修室

別表第 1 (第 8 条関係)

区分		単位	金額
小・中学生等	日帰り	1 人 1 日	100 円(200 円)
	宿泊	1 人 1 泊	250 円(500 円)
一般	日帰り	1 人 1 日	200 円(400 円)
	宿泊	1 人 1 泊	500 円(1,000 円)

備考

1 ()内の額は、市外に住所を有する者(市内に在学し、又は在職する者を除く。)の使用料とする。

2 「小・中学生等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 小学生及び中学生

(2) 60 歳以上の者

(3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(5) 大阪府療育手帳に関する規則(平成 12 年大阪府規則第 42 号)第 7 条第 2 項の規定により療育手帳の交付を受けた者

(6) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定に基づく児童相談所又は精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者

3 「一般」とは、15 歳以上の者(小・中学生等を除く。)をいう。

別表第 2 (第 8 条関係)

その 1

区分	単位	金額
ロッジ	1 泊 1 室	2, 500 円

その 2

区分	金額						
	午前	午後	夜間	/午前/ 午後/	/午後/ 夜間/	全日	超過 1 時間
第 1 研修室	1, 000 円	1, 500 円	1, 500 円	2, 500 円	3, 000 円	3, 500 円	500 円
第 2 研修室	1, 000 円	1, 500 円	1, 500 円	2, 500 円	3, 000 円	3, 500 円	500 円

令和 4 年度の利用者 1 人あたり歳出額(コスト)及び歳入額を試算したところ【図表 46】のとおり、利用者 1 人あたり歳出額 5, 746. 6 円に対し、利用者 1 人あたり歳入額はその 10 分の 1 以下の 524. 9 円であった。

【図表 46】 令和 4 年度の利用者 1 人あたり歳出額及び歳入額 (野外活動センター)

内容		金額等	単位
歳出額		73, 867, 103	円
利用者数 (宿泊＋日帰り)		12, 854	人
利用者 1 人あたり歳出額		5, 746. 6	円
歳入額		6, 747, 600	円
内訳	野外活動センター使用料	4, 624, 200	円
	電気使用量等実費収入	1, 966, 800	円
	公衆電話取扱収入	600	円
	スポーツ教室等参加収入	156, 000	円
利用者 1 人あたり歳入額		524. 9	円

当施設の使用料は青少年の健全育成を目的として設定されたものであるため安価に設定されているが、利用者の 3 割以上が市外在住者であり、市外在住者の利用

により発生するコストを市民の税金で負担している状況である。

そのため、実際にかかるコストを勘案の上、市外在住者の使用料を見直すことが望まれる。

イ) 附属施設使用料の見直しについて【意見 37】

附属施設であるロッジ、第 1 及び第 2 研修室は、枚方市内在住者か否かにかかわらず、一律の使用料となっている。

日帰り又は宿泊の使用料については市内在住者か否かで異なる使用料を設定しているため、附属施設であるロッジ及び研修室については一律の使用料を設定していると想定される。

しかし、前述のとおり、利用者 1 人当たりコストと使用料の乖離も大きいことも踏まえ、附属施設についても市外在住者の使用料の見直しを行うことが望まれる。

ウ) 備品の無料貸出しについて【意見 38】

現在、利用者の利便性を考慮し、ガスコンロ、ダッチオーブン、BBQ セット、調理器具・食器セット等の貸出しを無料で行っている。そのため、利用者が施設を利用する際に自身で準備するような消耗品費が市民の税金で負担していることとなっている。

受益者が費用を負担すべきであり、無料で貸出しを行っている消耗品等の使用料を設定するべく条例の改正を検討されたい。

エ) 施設使用時間の見直しについて【意見 39】

当施設の使用時間は枚方市野外活動センター条例第 4 条に以下のように規定されている。

枚方市野外活動センター条例 (休所日等)	
第 4 条 センターの休所日は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日とする。	
期間	休所日
3 月から 11 月まで	(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日) (2) 6 月の第 1 水曜日
12 月から翌年の 2 月まで	(1) 月曜日から金曜日までの日(休日を除く。) (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 センターの使用時間は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる時間とする。

期間	使用時間
3月から11月まで	(1) 日帰りに係る使用の場合 午前10時から午後4時30分まで (2) 宿泊に係る使用の場合 午前10時から退所日の午前9時30分まで
12月から翌年の2月まで	午前10時から午後4時30分まで

条例に則れば12月から2月の冬季は宿泊利用ができないが、段階的に令和3年度より試行的に宿泊を可能としており、冬季も休日については一定の宿泊利用需要があったとのことである。

そのため、需要が一定程度確認できたのであれば、今後の本格的な冬季の宿泊利用に向けて条例改正の検討が望まれる。

オ) グリーンスポーツ場及び第2キャンプファイヤー場の有効利用について【意見40】

平成30年度の台風被災によりグリーンスポーツ場は倒木が散乱したままとなっており利用ができない状態となっている。また、グリーンスポーツ場に隣接する第2キャンプファイヤー場も現在ではほぼ利用がない状況である。

当施設の土地の大半が借地であり、単年度の借地契約となっている部分があることから、現在の当施設の運営については単年度の業務委託契約としているが、将来的には指定管理者制度の導入による民間活力の導入も検討されたい。また、指定管理者制度を利用することとなった場合には、グリーンスポーツ場及び第2キャンプファイヤー場の有効利用についての提案を受けることを仕様書に記載することが望まれる。

【グリーンスポーツ場】



【第2キャンプファイヤー場】



カ) 第2研修棟のガラスの飛散対応について【意見 41】

平成 30 年度の台風被災によりセンター内にある第2研修棟は現在使用されておらず廃墟化しており、投石により窓ガラスが一部割れている状態であり、現在でも強風等により窓ガラスが飛散することがあるとのことである。

立地の観点から建物の取壊しには相当年数かかることが想定されるため、ネットを張る等によりガラスの飛散を防ぐ対応策を講じることが望まれる。

【第2研修棟の割れた窓ガラス】



キ) 第三キャンプ場の稼働率について【意見 42】

第一キャンプ場、第二キャンプ場に比して管理研修棟から遠くなる第三キャンプ場の稼働率が低い状況である。

担当課は上記3つのキャンプ場が既設の施設に宿泊する同様の形態であることが要因と考えており、第三キャンプ場の利用について、例えば持参のテントの使用を可能としたり、ペット同伴可のキャンプ場としたりする等、利用者のニーズに対応した施設改修により稼働率の上昇を図りたいと考えているとのことである。

既設テントの撤去等の改修には重機の搬入が困難な立地であることから通常よりも相当のコストがかかることが想定されるため、コストに見合う市民の満足度が得られるかを調査の上、利活用促進について検討されたい。

ク) 排水部分の清掃について【意見 43】

ステラホール内2階には大阪府下最大級の反射望遠鏡が設置されており、その上部に位置する屋上の排水部分が詰まっていた。

排水部分が詰まっている場合、雨水がたまり雨漏りの原因となる等防水機能が劣化することとなり、反射望遠鏡の保管環境が悪化することとなる。

そのため、ステラホール屋上の排水部分について定期的に清掃することが望まれる。

【排水部分①】



【排水部分②】



【排水部分③】



【排水部分④】



ケ) 指定管理者制度の導入について【意見 44】

現在、野外活動センターは、一部、管理業務の外部委託を行いながらも、施設運営の多くは直営にて運営を行っている。この点、施設の改善・改良関係費用について限られた予算のもと、職員の創意工夫を凝らしながら、施設や設備の改善・改良を行っている。

ただし、この創意工夫の取組みは現状の職員の属人的な要素が大きく、職員の異動があったとしても、継続できるかは不透明である。

また、現状の直営体制では、施設使用者数が増加することは職員の忙しさを増大させるなど、利用者増加への職員のモチベーションについても属人的な要素が大きい。

そこで、将来的に指定管理者制度の導入による民間活力の導入も検討されたい。ただし、野外活動センターには、前述のとおり、施設ハード面の課題や使用料の低さなど民間企業等にとってのリスク要素も大きい。そこで、民間企業等がより広く指定管理者を引き受けやすくするため、指定管理者の公募の前段階においては、サウンディング（市場調査）を行い、民間企業等の声を聴きながら、場合によっては条例改正を視野に柔軟な施設の利活用ができるようにするなど、施設のあり方についても検討されたい。

コ) 工事・修繕の適正な執行について【監査の結果5】

令和5年度に屋外トイレのうち一部のトイレの洋式化改修を修繕料(需用費)として執行している事例が見受けられた(契約件数1件、合計金額467,500円)。

一般的に修繕料は、建物・設備等の一部を修理・補修するものと理解され、建物・設備等の形状を変更する場合、本来、工事請負費として支出すべきと理解される。

この点、野外活動センターにおけるトイレの洋式化改修は、建物・設備等の形状を変更することとなり、工事請負費として執行すべきと考えられる。

施設所管課によると、工事請負で行う場合、設計委託と工事請負の2段階の予算化と発注が必要になるが、令和5年度の予算要求はしたものの、予算化がなされなかった。その後、来場者によるトイレの利用状況を踏まえ、屋外トイレの修繕の必要が増す中、財政部局と協議した結果、同課の他の予算における契約差金等を原資として修繕を行うこととし、その際、今後の利用を踏まえてトイレ設備の洋式化を行ったとのことである。

トイレの洋式化改修を小分けにして複数年度にそれぞれ発注することになれば、一般的に、一括発注よりも発注額合計が増大することとなる。さらに、予算付けがされなかったものについて発注方法を変えて実施するのは予算統制の観点からも好ましいとは考えられない。

施設所管課におかれては、工事請負費と修繕料の区分に留意して、適切に予算執行されたい。

その一方で、【意見17】のとおり、「市有建築物保全計画」に掲載されていない工事請負、修繕について、全庁的な予算の優先度付けが明確ではない点が見受けられる。そのため、施設の現場における改修工事等の必要性について、予算査定を担当する財政課と施設所管課と意識共有を明確に図られるよう、施設改修等の優先度の考え方について文書化し、予算編成方針等への組み込みを検討されたい。

(8) 長寿・介護保険課所管施設

① 監査対象施設の概要

長寿・介護保険課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

シルバー作業所は、高齢者（おおむね 60 歳以上の者をいう。）に就業の拠点を提供し、もって高齢者の生きがいを高めるとともに、その能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした施設であり、その目的を達成するため、利用については、高年齢者の臨時的かつ短期的な就業及びその他軽易な業務に係る作業若しくは知識及び技能の習得の用に供するためのものとしている。

老人福祉センター楽寿荘は、昭和 35 年に大阪府立として開設、平成 12 年に枚方市へ無償譲渡され、市立老人福祉センターとして開設している。木造建築で老朽化が進んでいたため、平成 22 年に改修工事を行い、平成 23 年にリニューアルオープンし、家族や友人との語らい、会合、趣味の集い、研修等で利用されている。

【図表 47】 監査対象施設の概要（長寿・介護保険課）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
シルバー作業所	平成 6	644.42	地上 3 階	S 造	2	指定無
老人福祉センター楽寿荘	昭和 35 (本館)	899.33	地上 1 階	W 造 ¹¹	18	指定無
	昭和 35 (多目的 ホール)		地上 1 階	W 造		

(出所：施設カルテ)

【図表 48】 監査対象施設の利用状況（長寿・介護保険課）

施設名・ スペース名	利用者数 (人)	利用可能 コマ数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
老人福祉センター楽寿荘	19,500	29,389.5	9,777.5	33.27	—

(出所：施設カルテ)

¹¹ W造とは木造の略である（以下、同様）。

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

市の「個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉」（令和5年3月改訂）において、総合福祉センター（老人作業所）・老人福祉センター楽寿荘は、軽微な不具合があるが、各視点からの施設の必要性は高く、引き続き現状の用途で活用していくとされている。

【図表 49】監査対象施設の今後の方向性

今後の方向性	● 各視点からの施設の必要性は高く、引き続き現状の用途で活用していく
--------	------------------------------------

（出所：個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉）

③ 監査の結果及び意見

ア) 貯水槽の法定点検結果への対応について【意見 45】

シルバー作業所において、令和4年度の「貯水槽清掃作業完了報告書」に防虫網の経年劣化、及び受水槽の天板劣化の報告があった。

防虫網の経年劣化については令和2年度から、受水槽の天板劣化は令和3年度から指摘があったものの、令和4年度に市有建築物保全計画第Ⅲ期実施計画に基づく給水設備更新工事を予定していたことから対応不要としていたが、令和4年度に実施した一般競争が入札不調となっている。入札不調となった後、防虫網については市内部で簡易修繕したものの再度劣化、天板についてはただちに水の衛生に影響がある内容ではないと判断し来年度の更新工事を待つこととなったため、令和5年度の「貯水槽清掃作業完了報告書」でも令和4年度と同様の不備の報告がなされている。

枚方市では、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約、いわゆる不落随意契約は、市民生活に影響がある等その事業内容に急迫性が認められる場合に限り行うことができる、とされているため、令和4年度に入札不調となった際に不落随意契約を締結することを検討しなかったとのことであった。

今後、令和4年度のように、入札不調となった場合には、法定点検により指摘された不備であり、施設利用者の飲料水として使用されるものであることを鑑みて、不落随意契約の締結を検討することが望まれる。

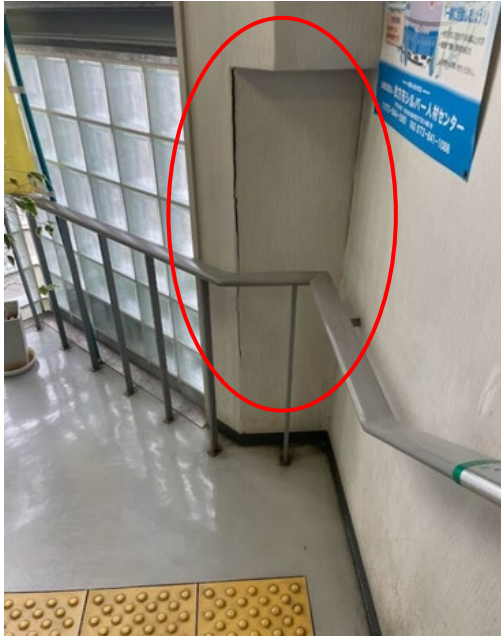
イ) 施設の日常管理について【意見 46】

シルバー作業所において、以下のとおり軽微な不備が発見された。

予算に限りがある中ではあるが、順次修繕を行うことが望まれる。

- 壁のクラックが複数箇所で発生していた
- クロスが剥がれが散見された
- 壁にカビが発生していた

【壁のクラック】



【カビの生えた壁】



ウ) 営利目的利用を前提とした条例改正について【意見 47】

老人福祉法による老人福祉センターである楽寿荘については、大阪府から引き継いだ平成 12 年度当初から、専ら営利を図る活動であっても施設の使用を認めている。

ただし、使用料については同条例第 8 条に以下のとおり規定されているが、営利目的利用の場合、割増料金が設定されていない。

他団体においても、一般的に公共施設を営利目的で使用する場合、割増による使用料が設定される例も多いところであり、楽寿荘においても営利目的で使用する場合の使用料の取扱いについて条例の見直しを含めて検討されたい。

枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例

(使用料の納付)

第 8 条 楽寿荘の施設等の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める施設使用料及び 1 附属設備につき 2,000 円を超えない範囲内において規則で定める附属設備使用料(以下これらを「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

別表(第 8 条関係)

(平 17 条例 32・平 21 条例 31・平 22 条例 37・平 26 条例 42・一部改正)

区分		単位	金額
市内使用者	個室	1 時間までごとに	円 100
	大集会室		500
	中集会室		300
	小集会室		200
	多目的ホール		300
	多目的室		200
市外使用者	個室		200
	大集会室		1, 000
	中集会室		600
	小集会室		400
	多目的ホール		600
	多目的室		400

備考

1 この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。

2 使用の許可を受けた時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合は、この表の定めるところにより、当該延長し、又は繰り上げて使用する時間(以下「超過時間」という。)に係る使用料を徴収する。この場合において、超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、15 分未満は切り捨て、15 分以上は 1 時間とする。

エ) 楽寿荘の予約方法について【意見 48】

枚方市には公共施設予約システムはあるが、楽寿荘は当システムからの予約はできない。

担当課に理由を確認したところ、当施設は老人福祉法の規程に基づくものであるがシステムからの予約を希望する高齢者が少ないことが想定されること、また当施設の予約は時間単位である一方で、システムの予約は午前・午後・夜間の単位が基本となっていることが理由であった。

この点、1 時間単位での予約による当システムの利用が可能であるか公共施設予約システムを所管する DX 推進課に確認したところ、システムの改修が必要となるため期間と費用が伴うが可能であるとのことであった。

施設カルテに基づく、令和 4 年度の楽寿荘全体の稼働率は 33%であり、高い水準とは言い難い状況である。

高齢者以外の世代の利用を進めるためにも、公共施設予約システムの改修に係る費用対効果を勘案の上、公共施設予約システムの利用を検討することが望まれる。

オ) 楽寿荘の開館時間について【意見 49】

楽寿荘の開館時間については、枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例第4条に以下のように規定されている。

枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例	
(休所日等)	
第4条 楽寿荘の休所日は、次に掲げる日とする。	
(1) 木曜日	
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	
2	楽寿荘の開所時間は、午前10時から午後8時30分までとする。
3	前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、休所日及び開所時間を臨時に変更することができる。

しかし、令和4年度及び令和5年度7月までの平日（木曜日を除く）午後5時30分から午後8時30分、及び土・日曜日の施設の稼働実績は【図表 50】のとおり極めて少ないものであった。

【図表 50】 楽寿荘の開館時間及び稼働率等（監査人による試算）

内容	単位	令和4年度	令和5年度 (4月～7月)	
平日（木曜日除く）午後5:30～午後8:30の使用実績時間（①）	時間	177	60.5	
平日の開館時間（②）	時間	5,643	1,917	※1
平日の施設稼働率（①/②）	%	3.14	3.16	
土・日曜日の使用実績時間（③）	時間	1,653	528	
土・日曜日の稼働時間（④）	時間	9,639	3,402	※2
土・日曜日の施設稼働率（③/④）	%	17.15	15.52	

※1. 平日開館日数×貸館に使用している部屋数9室×3時間（午後5:30～午後8:30）で算定している。

※2. 土日開館日数×貸館に使用している部屋数9室×10.5時間（午前10:00～午後8:30）で算定している。

その一方で、施設の受付業務は、（公社）枚方市シルバー人材センターから派遣

を受けており、令和4年度及び令和5年度7月までの平日（木曜日を除く）午後5時30分から午後8時30分、及び土・日曜日の受付業務に係る費用、及び収受した推定使用料を試算したところ【図表51】のとおりであった。

【図表 51】 楽寿荘の使用料収入（平日、土・日曜日）

内容	単位	令和4年度	令和5年度 (4月～7月)	
平日（木曜日除く）午後5:30～ 午後8:30の契約金額	円	757,758	261,564	※3
平日の推定収受使用料	円	37,347	12,766	※4
土・日曜日の契約金額	円	1,294,440	464,184	※5
土・日曜日の推定収受使用料	円	348,783	111,408	※4

※3. 1時間あたり契約単価（令和4年4月1日～9月30日まで1,190円、令和4年10月1日以降1,228円）×使用時間で算定している。

※4. 市内使用者の場合の1時間あたり平均単価211円（使用料1時間あたり単価の合計金額を室数で除して算定）×使用時間で算定している。

※5. 1時間あたり契約単価1,228円×使用時間で算定している。

市の予算に限りのある中で、より需要のある市民サービスに資金を投じるべきであると考えられる。

そのため、上記「エ）楽寿荘の予約方法について【意見48】」のように施設の稼働率を高める方策を講じるとともに、需要に応じて、夜間の開館については特定の曜日に限定する、又は事前に予約があった場合のみ開館する、開館する土・日曜日を月に何回かに限定する等、枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の見直しも含め、開館時間の変更を検討することが望まれる。

カ）施設利用の予約やキャンセル等への対応について【意見50】

楽寿荘の施設利用に係る使用料の納付については、枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例第8条のとおり規定されている（参考：「ウ）営利目的利用を前提とした条例改正について【意見47】」）。

ただし、実務上は電話での予約が多く、予約しているにもかかわらず、使用しない場合や直前のキャンセルも発生しているが、その際の使用料は納付されていない。

この点、担当課では、電話での受付はあくまで仮予約という認識であり、その後利用者が窓口で使用許可申請書を提出し、それを受け付けた時点をもって市が使用を許可したとの認識のため、電話による予約をキャンセルしても使用料の納付は不要である、とのことであった。

しかし、実際は電話で予約された時間については、窓口での他の利用者からの使用許可申請を受け付けていないことから、安易に電話で予約する利用者を増やし、別の利用希望者の利用を阻害する状況を招く状況となっている。

そのため、予約受付等に関する運用上の対応方法について見直しを行い、更なる利用者の利便性及び利用率の向上を図る仕組みを検討し、必要に応じて条例を改正することが望まれる。

キ) 楽寿荘の耐震性について【意見 51】

楽寿荘本館健康ルーム下の基礎と柱の間に隙間が発見された。

【本館の基礎と柱の間の隙間】



基礎と柱との隙間からは、建物の安全性を害するおそれや、耐震性能が不十分なおそれがあることから、出来る限り早急に調査し対応を講じることが望まれる。

ク) 雨どいの管理について【意見 52】

楽寿荘は本館、多目的ホールともに屋上に安全に登れないことから、市職員による雨どいのメンテナンスの実施が困難となっている。

令和4年度には雨どいの一部分については清掃を業務委託により実施しているが、定期的かつ網羅的には実施できていない状況である。

本監査における施設巡回の際にも、屋上からの確認は行えなかったが、明らかに

雨どいに枯れ葉が堆積していることが推察される箇所があった。

雨どいの破損は雨漏りの原因ともなることから、定期的に清掃業務を行うことが望まれる。

【楽寿荘本館の雨どい】



ケ) 施設敷地内の樹木の管理について【意見 53】

楽寿荘敷地内には植木が多く巨木とも言える大きさの木もあるが、既に樹木全体が枯れており楽寿荘の建物の上に倒木しかねない木、枝先が枯れており駐車場内の利用者の車の上に落木するおそれがある木、幹が半分腐っていると思われる木など、倒木や落木が懸念される木が散見された。

施設での倒木や落木の事例について伺ったところ、過去には楽寿荘敷地内の木から敷地脇の歩行者専用の市道に通行者がいた場合には事故が発生するおそれがある大きさの落木が発生したことがあるとのことであった。また、本監査における施設巡回後に発生した台風7号により実際に倒木の発生もあったとのことであった

¹²。

楽寿荘敷地内にあるグラウンドでは隣接する保育園が使用することがあり、倒木

¹² なお、令和5年台風7号の影響による危険木については、緊急剪定として令和5年10月5日から2日間をかけ、危険木の伐採、及び支障枝剪定を実施している。また、令和5年10月末現在において、楽寿荘の市道に面する北側斜面の支障枝の剪定については、令和5年度中の作業を予定している。

リスクのある敷地部分についても保育園児が利用する可能性があるとのことからも、倒木や落木があった際には被害が甚大になることが想定される。

そのため、樹木点検を実施し、必要があれば樹木の伐採等を行うことが望まれる。

【楽寿荘に倒木しそうな木】



【グラウンドそばの倒木しそうな木】



【幹が半分腐っていると思われる木】



【市道に向かって生える木】



コ) 施設の日常管理について【意見 54】

楽寿荘において、以下のとおり不備が多数発見された。

予算に限りがある中ではあるが、順次修繕を行うことが望まれる。

- 壁、擁壁や基礎にクラックが複数発生していた
- クロスの剥がれが散見された
- 軒天に隙間や穴開きが複数発生していた
- 屋根材の腐食が発生していた
- 窓ガラスのゴムパッキンの劣化が複数発生していた

【基礎クラック】



【屋根材の腐食】



【ゴムパッキンの劣化】



【穴が開いた軒天】



(出所：施設作成「自主点検チェックシート」、令和2年度実施「定期調査報告書(建築物)」)

(9) 子ども青少年政策課所管施設

① 監査対象施設の概要

子ども青少年政策課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

子ども青少年政策課では、青少年に学習と憩いの場を与え、青少年の仲間作りと活動を助成し、健全な育成を図ることを目的に、枚方市立枚方公園青少年センター条例に基づき枚方公園青少年センターを設置・運営している。枚方公園青少年センターは、商工振興課の所管する公設市場サンパーク建物の2階及び3階を店子として間借りし、運営されていることから、施設としての管理所管課は商工振興課である。また、枚方市の第一次避難所に指定されている。

枚方公園青少年センターでは、第1・2集会室、和室、ホール、編集室、料理実習室、第1・2音楽室の貸出しを実施しているほか、青少年を対象とした以下のような事業が実施されている。

- 青少年を対象とした教室・講座
- 枚方公園青少年センターと地域の交流（1 Day フェスティバル）
- 青年祭
- 青少年相談（午後・夜間時間帯）
- 居場所支援事業「ひらぼ」
- 子ども食堂

施設の貸出しについては、枚方市立枚方公園青少年センター条例で使用料が定められているが、主に22歳以下の青少年で構成される青少年団体については、使用料の納付が免除されている。

【図表 52】監査対象施設の概要（子ども青少年政策課）

施設名	建築年度 (主たる 建物)	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
枚方公園青少年センター	平成元	1465.12	地上3階	R C造	13台	第一次 避難所

(出所：施設カルテ)

【図表 53】監査対象施設の利用状況（子ども青少年政策課）

施設名・ スペース名	利用可能 コマ数 (A)	利用コマ数 (B)	利用者数 (人)	利用率 (%) (B ÷ A)
枚方公園青少年センター	9,022	5,462	55,208	60.54

(出所：施設カルテ)

令和４年度における枚方公園青少年センターの室別利用状況は、【図表 54】のとおりである。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が収まりつつあるものの、いまだに利用自粛や利用中止などがあったほか、部屋の定員についても密集を避けるため２分の１での運用となっている。また、大規模修繕工事等の実施により、駐輪用や駐車場の利用制限、工事に伴う騒音やエレベーター利用不可といった利用への影響があった。この結果として、全体利用率は 60.5%にとどまっている。なお、新型コロナウイルス感染症流行前の平成 31 年度における全体利用率は 70.9%である。

室別では、第２集会室、ホール、第１・２音楽室の利用率が 67～75%と全体利用率に比べ高い傾向にある一方で、第１集会室、和室、料理実習室の利用率は概ね５割以下と低い水準となっている。なお、第１集会室（定員 50 名）は、第２集会室（定員 38 名）と比べ大規模な集会室である。

また、全体利用件数 5,462 件のうち、青少年団体による利用件数は 263 件と約 5%に留まっており、一般団体による利用（4,572 件）が約 84%と最も多くなっている。なお、一般団体には子供会などの「こども対象の団体」が含まれ、青少年団体による利用、青少年対象の行政利用、枚方公園青少年センター主催事業などと合わせた青少年関係の利用は合計 990 件となり、全体利用件数の約 18%となっている。

【図表 54】令和４年度の室別利用回数・利用率及び工事等実施状況

（単位：回、％）

	室名	青少年	一般	行政	センター	合計	利用率
2 階	第１集会室※１	26	340	90	83	539	51.8
	和室※１	18	425	55	13	511	49.1
	料理実習室※１	2	277	36	29	344	33.0
3 階	ホール※１	34	507	61	96	698	67.1
	第２集会室※１	20	604	36	38	698	67.1
	編集室※１	3	568	48	12	631	60.6
	第１音楽室※２	87	949	0	15	1051	75.7
	第２音楽室※２	73	902	0	15	990	71.3
計		263	4572	326	301	5462	60.5

※１ 利用枠は１日３コマ

※２ 利用枠は１日４コマ

外壁改修工事	8/16～10/31	駐車・駐輪台数減、音楽室予約停止
エレベーター工事(利用者用)	11/14～12/6	駐車台数減、エレベーター利用不可
サンパーク撤去工事	1/4～1/25	駐車・駐輪台数減
エレベーター工事(業務用)	1/7～2/17	駐車台数減

（出所：市作成資料）

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

枚方公園青少年センターの入っている公設市場サンパークは、枚方市西口公設市場商業協同組合からの店舗返還に伴い、この地域における一定の役割は終えたものと判断されており、同市場に入居する新たな事業者を募集せず、廃止される予定である。なお、その後の跡地利用については、公共施設マネジメント委員会における審議等を経て、現在検討を進めている。

枚方公園青少年センターは、今後も引き続き設置・運営される予定であるが、公設市場サンパークの廃止に伴い、建物全体としての利活用方法が上記のとおり検討中のため、建物としての管理方法や管理所管課についても見直される可能性がある。

③ 監査の結果及び意見

ア) 2階湯沸室の利用方法について【意見 55】

枚方公園青少年センターの湯沸室（2階）について、現在は安全性等の観点から湯沸室としては利用しておらず、現在は未利用の棚等が残置されているほか、イベント実施時等における備品等の仮置き場として利用されている。

一方で、市のホームページで公表している枚方公園青少年センターの施設案内のフロア図では、現在も湯沸室として記載されている。

【2階湯沸室の全体及び未利用棚】



施設スペースの有効活用及び適切な情報発信のため、湯沸室スペースの今後の利用方法について検討し、必要に応じて未利用の棚等を撤去、新たな利用方法に応じたレイアウトとした上で、市のホームページで公表している枚方公園青少年センターの施設案内のフロア図等における記載についても見直すことが望まれる。湯沸室

として利用しないのであれば不要となるシンクやコンロ代の撤去についてもあわせて検討されたい。

イ) 課を超えた集会施設のあり方等の検討体制について【意見 56】

枚方公園青少年センターは、実態として利用者の8割以上を一般団体が占めており、青少年団体による利用は約5%に留まっていることから、生涯学習市民センターと施設としての役割が類似していると言える。

しかし、現状では枚方公園青少年センター（子ども青少年政策課所管）と生涯学習市民センター（文化生涯学習課所管）は所管課が異なることもあり、包括的な施設設置のあり方や複合化、統廃合の検討はされていない。

一方で、施設の財務状況として大幅な歳出超過となっている。使用料の適正化については、令和2年度に生涯学習市民センターとの均衡という視点で検討しており、他施設より安価であった「ホール使用料」の改定を実施しているものの、枚方公園青少年センターのみでの使用料改定は難しいとのことである。そのような状況にあるにもかかわらず、文化生涯学習課との使用料適正化についての協議等はされていない。

【図表 55】枚方公園青少年センターの財務情報

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入			
補助金等	—	—	—
使用料	1,644	2,532	3,482
手数料	36	46	67
その他	—	—	—
歳入小計	1,679	2,578	3,549
歳出			
光熱水費	5,236	6,793	10,230
修繕料	1,125	592	94
委託料	4,768	5,545	5,551
人件費	7,225	7,113	7,944
その他維持管理費	—	—	—
事業運営費	41,770	43,287	43,324
歳出小計	60,124	63,330	67,145
収支	▲58,445	▲60,752	▲63,596

(出所：施設カルテ)

さらに、生涯学習市民センターは市内に 10 か所設置されている一方で、青少年センターは 1 か所のみとなっており、地域間における対青少年行政サービス格差が発生している可能性がある点に鑑みると、生涯学習市民センターへの対青少年行政サービス機能の付与について検討の余地があると考えられる。

このような点から、市全体としての施設運営の効率化や適正な使用料収入の確保のため、生涯学習市民センター等の機能の類似する施設（集会施設）を所管する文化生涯学習課等との間で、課を超えて、市全体としての集会施設設置のあり方や使用料の適正化について、定期的に協議・検討する体制を構築することが望まれる。

ウ) 運営形態の検討について【意見 57】

枚方公園青少年センターの運営形態について、現状では市の職員による直営で行っており、指定管理者制度の導入等の運営形態の見直し検討は行っていない。

一方で、類似施設である生涯学習市民センターについては、10 施設のうち 7 施設について、多様化・高度化する市民ニーズへの効率的・効果的な対応を図り、市民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的として指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用している。

【図表 56】生涯学習市民センターにおける指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度の導入済み施設	指定管理者制度の未導入施設
● 楠葉生涯学習市民センター ● さだ生涯学習市民センター ● 御殿山生涯学習美術センター ● 牧野生涯学習市民センター ● 牧野生涯学習市民センター牧野北分館 ● 津田生涯学習市民センター ● 菅原生涯学習市民センター	● サンプラザ生涯学習市民センター ● 南部生涯学習市民センター ● 生涯学習情報プラザ

(出所：市ホームページより作成)

これは、青少年向けの施設であるという目的の違いであり、青少年向けの事業も行っていることによるものであるとのことであるが、実態としては、青少年団体による利用件数は 263 件と約 5 %に留まっており、一般団体による利用（4,572 件）が約 84%と最も多くなっている状況や、府内でも青少年向けの施設に指定管理者制度を導入している事例は多くあることから、枚方公園青少年センターについても指定管理者制度導入の余地は十分にあると考えられる。

枚方市指定管理者制度に関する基本指針では、現在直営で管理運営している施設

について、「社会情勢や地域の実情、市民ニーズなどを的確に捉え、指定管理者制度の導入によるメリットが見込まれないかを定期的に検討するものとしします。」とされており、施設利用率が6割程度にとどまっている現状に鑑み、枚方公園青少年センターにおいても、現在の運営形態で引き続き利用率向上に取り組むとともに、指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用することで、施設の魅力化による利用率の向上やより魅力的な青少年向け事業（イベント）の実施による参加者増加といった市民サービス向上可能性についても、コスト比較も含めて定期的に検討することが望まれる。

エ) 施設カルテにおける正確な情報記載について【監査の結果6】

公設市場サンパーク及び枚方公園青少年センターの施設カルテがそれぞれ作成されており、同じ建物であるにもかかわらず、建物基本情報の記載が以下のとおり異なっている。

【図表 57】施設カルテにおける記載の相違

施設	内容
公設市場サンパーク	地上4階地下1階
枚方公園青少年センター	地上3階地下1階

(出所：施設カルテ)

実際の建物は、地上4階地下1階建てであり、枚方公園青少年センターにおける記載が誤りとなっている。

施設カルテは、市が所有している施設についての基本情報、維持管理にかかるコスト状況、老朽化の状況、利用状況等といった情報を市民へ開示する重要な書類であり、建物の実態を把握した上で、正確な情報を記載、公表する必要がある。

(10) 公立保育幼稚園課所管施設

① 監査対象施設の概要

公立保育幼稚園課における所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

公立保育幼稚園課では、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること及び就労などのため家庭での保育が困難な保護者にかわって保育を行うことを目的として、幼稚園（6施設）、保育所（8施設）、小規模保育事業実施施設（5施設）及び臨時保育室（2施設）を運営し、教育及び保育を提供している。

市における就学前児童数は、全国的な少子化の進行と同様に、減少傾向にあり、幼稚園全体の入園者数は減少傾向にあり、市の幼稚園（全園）では定員を割り込む状況が続いている。一方で、保育所及び小規模保育事業実施施設（以下、「保育所等」という。）では、女性就業率の向上等による保育需要の増加に伴い、待機児童が発生する年度もあり、令和4年度当初については待機児童が発生している。

このような状況において、市の幼稚園（全園）では、平成31年度以降、新たに3歳児保育を開始するとともに、預かり保育時間を拡充している。また、幼稚園のうち4園については、「枚方版子ども園」と位置づけ、小規模保育事業実施施設を併設することで、未就学児に対する切れ目のない教育・保育の実現を図っている。

さらに、園児数や施設の状況を踏まえた幼稚園の閉園（令和2年度、1園）や効率的な施設運営の観点からの保育所等の民営化（令和3～5年度、3園）及び統合も行っている。

【図表 58】監査対象施設の概要（公立保育幼稚園課）

施設名	建築年度 (主たる 建物)	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
枚方幼稚園	昭和42	853.11	地上2階	R C造/ S造	—	指定無
高陵幼稚園	昭和42	744.90	地上1階	S造	—	指定無
樟葉幼稚園	昭和42/ 昭和48	675.57	地上1階	W造/ S造	—	指定無
楠葉野保育所	昭和50/ 平成22	791.45	地上1階	S造	—	指定無

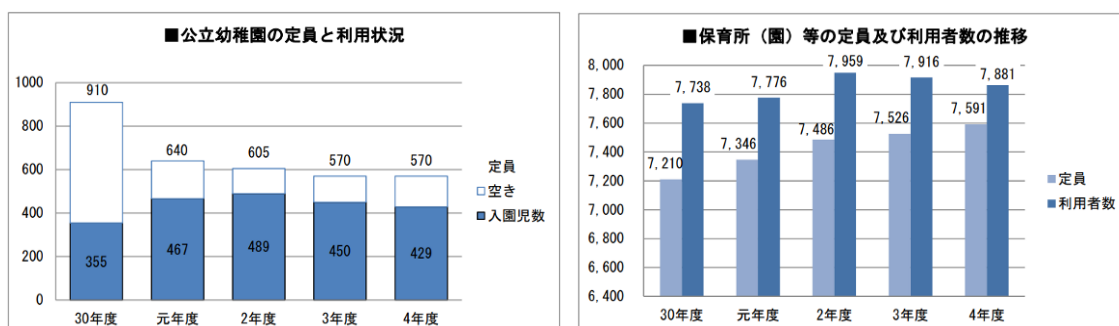
(出所：施設カルテ)

【図表 59】監査対象施設の利用状況（公立保育幼稚園課）

施設名・ スペース名	在籍者数（人） （A）	定員数 （B）	利用率 （教室）	定員充足割合 （％） （A ÷ B）
枚方幼稚園	72	95	75	75
高陵幼稚園	67	95	75	70
樟葉幼稚園	76	100	75	76
楠葉野保育所	108	90	—	120

（出所：施設カルテ）

【図表 60】幼稚園及び保育所等の定員と利用者数の推移（注）



（注）幼稚園では、令和元年度に定員の変更を行っている。また、保育所等では、定員の弾力運用（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所）を行っている。

（出所：就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン））

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

市では、待機児童対策などの子育て施策を推進するとともに、今後の保育需要の減少時期も見据えた公立施設のあり方を示すため、幼保連携の考え方のもと平成 30 年度に「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」（計画期間令和元年度～令和 10 年度）を策定し、計画期間前期（令和元年度～令和 5 年度）は待機児童対策を踏まえた取組みを行っている。

これに対し、計画期間後期（令和 6 年度～令和 10 年度）の取組みについて、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」の基本的な考え方を踏襲しながら、少子化による保育需要の減少を視野にいれつつ、教育・保育を受けることができる環境づくりの取組みを継続する方針について示した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）」（以下、「後期プラン」という。）を、令和 4 年度に策定している。

【図表 61】就学前教育・保育施設に係るひらかたプランにおける基本的な考え方

- ① 子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。
- ② 少子化が進む中、公立施設の役割を明確にし、公立幼稚園・公立保育所のあり方整理します。
- ③ 公立幼稚園と公立保育所の需給バランスや保育需要の見込みを踏まえ、公立施設の整理・集約を進めます。
- ④ 公立施設の整理・集約により生じた財源等を活用し、教育・保育の提供や在宅での子育て支援の充実を図ります。

(出所：後期プラン)

後期プランにおいては、今後の保育需要が不透明な状況であることから、保育需要が減少傾向となるまで、引き続き、現在の公立施設でのサービス提供の継続を前提とする一方で、将来的な保育需要の減少も見据え、将来の公立施設の適正な施設数、配置場所に関する方針を示している。

また、公立施設が幼稚園や保育所等として自ら主体的に実践することに加え、その内容を私立施設に提供・共有し、有機的に連携することが重要であるとした上で、公立施設としての役割を実現するための施設のあり方について整理している。

【図表 62】後期プランにおける公立施設の施設数や配置に関する方針

- ① 私立施設に様々な情報等を提供・共有することについて、幼稚園機能に関することは公立幼稚園が、保育所機能に関することは公立保育所が担うことが適当と考えることから、幼稚園機能を有する公立施設、保育所機能を有する公立施設は、各エリアに少なくとも1か所ずつ配置することとします。私立認定こども園に対しては、それぞれの機能を有する公立施設が連携して行うものとします。
- ② 公立施設の役割を担う施設の数や場所については、その役割を担うにあたって各施設と連携のとりやすい位置や施設の状態に加え、各エリアにおける就学前児童数や将来推計なども勘案し、引き続き、検討します。
- ③ ②の検討の結果、将来的に閉園する方針となった公立施設については、令和10年度末を終期とするプランの後期以降も見据え、教育・保育の量的ニーズの減少傾向が明らかとなった際に、閉園時期等の詳細を個別に検討します。また、閉園に伴い、在園児が他施設に転園しなければならないといったことが生じないように、方針決定時に在園している子どもたちが卒園するまで適切な期間を設けるなど、子どもたちやその保護者に対して、十分配慮することとします。
- ④ 公立小規模保育事業実施施設については、待機児童対策の一環で設置した施設であることから、今後の0～2歳児の保育需要の動向を踏まえ、今後の施設のあり

方を検討していきます。

- ⑤ 公立施設の認定こども園化については、本市における認定こども園の必要性や課題を整理するとともに、国の動向や財源確保等のさまざまな状況も見極めながら、幼稚園機能、保育所機能を有する公立施設の統合・移転を伴う整備の可能性も視野に入れ、今後の方向性を検討していきます。

(出所：後期プラン（下線は監査人が追加）)

③ 監査の結果及び意見

<課全体>

ア) 消火器の期限管理について【意見 58】

枚方幼稚園の令和4年度消防用設備等点検（令和4年8月実施）において、消火器1本の期限切れが発見されており、同年12月の同点検においても消火器更新ができておらず再度指摘を受けていた。なお、当該消火器について、本監査の施設巡回時においては、2度目の消防設備等点検による指摘を受けて更新済みであった。

これは、各園の消火器の期限について、エクセルでの一括管理をしているが、これに基づく更新事務の実施が漏れてしまっていたことに加え、同年9月に令和4年度消防用設備等点検の結果報告を受けたにもかかわらず、その対応としての消火器購入手続きが迅速にされなかったことによるものである。

期限切れの消火器による火災発生時等の被害拡大を防止するため、各年度において、更新が必要な消火器については、課の所管する施設全体での一括管理に基づき、期限が切れる前に適切に更新することが望まれる。

イ) 屋上点検の実施について【意見 59】

【図表 63】の施設については、平面屋根であり、屋上の水はけ状況により雨漏りが発生する可能性があるが、降雨時や落葉時期に実施している園はあるものの、定期的な屋上点検及び清掃が実施できていない。

雨漏り等の不具合の発生を未然に防止するため、課として定期的な屋上点検及び清掃を各園に指示した上で、各園に所属する職員による対応が難しい場合には、施設整備室と協議の上、点検方法等について検討されたい。

【図表 63】屋上点検の実施状況

施設	内容
枚方幼稚園	降雨時など不定期に、園の校務員が実施している。
高陵幼稚園	降雨時や落葉の時期など不定期に、園の校務員が実施している。
樟葉幼稚園	年に2回（梅雨前の6月、落葉増える11月）、学校区の校務員が実施している。
楠葉野保育所	実施していない。

ウ) 施設のあり方及び劣化調査の実施の検討について【意見 60】

本監査において監査対象とした3つの幼稚園については、いずれも主たる建物の築年数が50年以上経過しているが、平成20年度に枚方市市有建築物保全計画の策定にあたり実施した老朽度調査以降、施設劣化調査等の施設躯体の安全性に関する調査や、その結果に基づく建替えの必要性や時期についての検討がされていない。また、後期プランにおいても、「公立施設の役割を担う施設の数や場所については、その役割を担うにあたって各施設と連携のとりやすい位置や施設の状態に加え、各エリアにおける就学前児童数や将来推計なども勘案し、引き続き、検討」することとされているのみであり、施設の老朽化状況の把握や建替え時期については言及されていない。

現在の後期プランでは、保育需要の減少傾向が明らかになった際に、施設の整理・集約を検討することとされているが、幼稚園については、未就学児が毎日利用する施設であり、その安全性の確保は需要の多寡にかかわらず、最も重要な課題の一つである。また、市の中長期的な財政管理の観点からも、将来の施設建替え等の時期や支出規模を予め検討・把握しておく必要がある。

したがって、課の所管する老朽化が進んでいる施設について、子ども未来部の他課はもとより、行革推進課や施設整備室とも連携した上で、施設のあり方、劣化調査の必要性、建替えの必要性及びそれらの時期の検討などを行うことが望まれる。

エ) 施設カルテにおける施設利用状況の管理指標について【意見 61】

現在の施設カルテにおける施設利用状況の管理指標として、保育所では在籍者数ベースの利用率を一次評価指標としている一方で、幼稚園では教室数ベースでの利用率を一次評価指標としている。この結果として、例えば、樟葉幼稚園では4教室のうち1教室が預り保育で利用されているが、預り保育による教室利用が施設カルテ上、空き教室としてカウントされていることにより全体としての利用率（教室数ベース）が75%とされている。なお、一次評価指標は、枚方市公共施設マネジメント推進計画の策定時に、施設利用状況の管理指標として設定されたものである。

幼稚園の施設特性に鑑みると、市民からのニーズが高まってきている預り保育への空き教室の転用などによって、真の意味での未利用教室が発生する可能性が非常に低い。そのため、教室数ベースでの利用率による施設利用状況の管理は、効果が低いと考えられるため、枚方市公共施設マネジメント推進計画の所管課である行革推進課とも協議の上、利用率については在籍者数ベースのものを一次評価指標とするなど、管理指標を変更することが望まれる。

オ) 幼稚園のホームページやSNSにおける情報発信について【意見 62】

市における就学前児童数の減少等による幼稚園需要減少のため、市の幼稚園全体で在籍園児数が定員数を大きく下回る状況が続いている。そのような状況下で、入園者の確保・増加を図るため、現代のインターネット社会においてはホームページにおける園紹介や園風景といった情報発信が必要不可欠である。

しかし、現状において、各園のホームページ作成及び管理は、各園に任せられており、園長・教員が実施しているが、各園における園長・教員の知識やノウハウには差があることから、情報発信が不十分な幼稚園が見受けられた。

【図表 64】 幼稚園のホームページにおける情報発信が不十分な例

施設	内容
枚方幼稚園	● 預り保育の実施状況、預り保育料が不明確 ● 令和4年度において「園風景」は4、5月のみ発信 ● 令和5年度の「行事予定」は発信されていない
香里幼稚園	● 預り保育の預り保育料が不明確 ● 令和4年度において「園風景」は4～7月のみ発信
樟葉幼稚園	● 「園風景」が未発信（「鋭意作成中」と表示） ● 令和5年度の「行事予定」は4～6月のみ発信
高陵幼稚園	● 預り保育の実施状況、預り保育料が不明確 ● 令和4年度において「園風景」は4～7月のみ発信 ● 令和5年度の「行事予定」は発信されていない
さだ幼稚園	● 預り保育の実施状況、預り保育料が不明確

上記の他にも、ホームページだけでなくSNSを活用した各園における建物（全体像、保育室、遊戯室等）や園庭といった施設状況やイベントの実施状況に関する写真や動画による情報発信により、さらなる幼稚園の特徴や魅力を発信する余地があると考えられる。

幼稚園の入園者の確保・増加を図るため、今後、各園のホームページやSNSにおける情報発信を充実させるなどして、各園の特徴や魅力を十分に発信するとともに、預り保育等の共働き家庭における入園可能性についての情報等を提供されたい。そのため、ホームページやSNSにおける情報発信について各園任せにするのではなく、課全体で発信すべき情報を整理し、勉強会や研修といった必要な知識やノウハウについて共有する仕組みを整備することが望まれる。

<高陵幼稚園>

ア) 排煙窓の定期点検について【監査の結果7】

高陵幼稚園では、保育室の一部（5歳児室、預かり保育室）における排煙窓が、開ボタンを押しても開かない状況であった。高陵幼稚園では、排煙窓の定期的な開閉確認を実施していなかったため、不具合が認識できていなかった。

【保育室（5歳児室）の排煙窓】



火災発生時の安全確保のためには、排煙窓は緊急時に即時に稼働しなければならない。そのため、排煙窓の定期的な稼働の確認、点検を行った上で、不具合があれば防災の観点から優先的に修繕を実施することが望まれる。

イ) 空調設備の更新等の検討について【意見 63】

高陵幼稚園では、遊戯室における天井吊りエアコンが、2009年の設置から約14年経過していること、遊戯室の天井が非常に高い（490センチ）、かつ、広い（16m×12m）ことから、冷却機能が不足しており、夏季において恒常的に高温状態となっている。現在は据置送風機により室内の空気循環を活性化することで、高温に対応している。

【遊戯室の天井吊りエアコン】



【据置送風機】



しかし、現在の枚方市市有建築物保全計画では当該空調設備の更新については記載されておらず、今後の具体的な更新予定はたてられていない。

幼稚園施設においては、園児の安全確保が最優先課題であり、近年の気候変動により、夏季における高温化が進む状況下で、園児の熱中症予防の観点から、現状における安全リスクや更新コストについて把握した上で、空調設備の更新等について早期に検討することが望まれる。

<樟葉幼稚園、楠葉野保育所>

ア) 不要物の廃棄について【意見 64】

樟葉幼稚園では、幼稚園建物裏側スペースに、現在使用していない不要な倉庫が残置されていた。

また、楠葉野保育所では、保育室に、現在使用していないガスヒーターが残置されていた。

【樟葉幼稚園の不要倉庫】



【楠葉野保育所の不要ガスヒーター】



園児の安全性を確保するとともに、保育室等のスペース確保のため、不要な倉庫やガスヒーターを早期に廃棄することが望まれる。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

本報告書作成日までに、樟葉幼稚園の不要倉庫については、産業廃棄物運搬処理委託手続きを既に行っている。

＜楠葉野保育所＞

ア) 公有財産台帳等における正確な情報記載について【監査の結果 8】

楠葉野保育所に係る公有財産台帳・固定資産台帳・施設カルテにおいて、実在しないボイラー室が記載されていた。

これは、平成 29 年度に楠葉野保育所内装他改修工事が実施された際、給湯設備の更新時期が来ていたため、あわせてボイラー室を建物ごと撤去したことについて、公有財産台帳への異動登録漏れが原因である。

その後、平成 30 年度から地方公会計による統一的な基準が導入された際に、当該誤った公有財産台帳を基に固定資産台帳が整備されたことにより、固定資産台帳も同様に誤った。

さらに、施設カルテについても、毎年度、行革推進課からの更新依頼があるが、当該ボイラー室がなくなったことの認識が公立保育幼稚園課に乏しかったことにより、誤りが残る状態が続いている。

【図表 65】 公有財産台帳・固定資産台帳・施設カルテの記載誤り（ボイラー室）

書類	内容
公有財産台帳	1.8 m ² の建物として公有財産登録されている（連番：215、施設番号：100223）。
固定資産台帳	取得原価 320,000 円の建物として固定資産登録されている（財産番号：003-1982-00032）。ただし、耐用年数が経過しており、帳簿価額は 1 円。
施設カルテ	1.8 m ² の建物として施設カルテの建物基本情報に記載されている。

公有財産台帳・固定資産台帳・施設カルテは、市の保有する資産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うなどのために重要な情報であり、異動があった場合、適時に除却反映するべきである。また、市として今後、財産の異動報告が漏れにくい仕組みについて検討されたい。

イ) 共済保険の過大加入について【監査の結果 9】

「ア) 公有財産台帳等における正確な情報記載について【監査の結果 8】」のとおりに、実在しないボイラー室が公有財産台帳に残っていることにより、当該ボイラー室は、市が加入する建物総合損害共済の対象施設にも含まれてしまっていた。その結果として平成 29 年度のボイラー室撤去以降、市の負担する保険料が年額で 11 円過大に発生している状況となっていた。

不必要な保険料負担の発生を解消するため、速やかに建物総合損害共済の対象施

設から除外する必要がある。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

本報告書作成日までに、当該ボイラー室に係る建物総合損害共済の解約手続きを既に完了しており、令和5年11月以降の保険料は発生していない。

ウ) 目的外使用許可手続きについて【監査の結果 10】

楠葉野保育所では、保育所建物裏側スペースに、保護者会の倉庫が設置されており、保護者会の財源で購入した備品等が保管されていた。これは、実態として行政財産の目的外使用になっているものである。

しかし、市と保護者会の間では、枚方市公有財産等の管理に関する規則第56条の2に基づく目的外使用許可の手続きがされておらず、また、枚方市行政財産使用条例に基づく使用料の徴収もされていない（当該規則、条例は次ページ参照）。

目的外で使用させる施設については、枚方市行政財産使用料条例に基づく使用料を設定した上で、枚方市公有財産等の管理に関する規則に則り、適切な目的外使用許可手続きを受ける必要がある。

(行政財産の目的外使用)

第 56 条の 2 主管部長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき市以外の者に行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施設の普及その他の公的目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、行政財産を使用させる期間は、1 年を超えることができない。ただし、電柱等の柱類又は水道管等の地下埋設物を設置するため使用させるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、3 年以内とすることができる。使用させる期間が満了した場合において、これを更新しようとするときの期間についても、同様とする。

3 主管部長は、第 1 項の規定により行政財産の使用を許可するときは当該許可を受けようとする者から次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出させなければならない。

- (1) 使用の許可を求めようとする行政財産の表示
- (2) 使用の許可を求めようとする期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(出所：枚方市公有財産等の管理に関する規則（下線は監査人が追加）)

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の使用」という。)に係る使用料に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の納付)

第 2 条 行政財産の使用をしようとする者は、使用料を納付しなければならない。

(出所：枚方市行政財産使用料条例（下線は監査人が追加）)

(12) 穂谷川資源循環センター・環境政策課所管施設

① 監査対象施設の概要

下表の施設を監査対象としたが、当施設は工場内施設を穂谷川資源循環センター、及び環境政策課で各々所管している。

穂谷川資源循環センターが所管している主な施設の経緯は以下のとおりである。

○昭和 38 年 7 月 (40t/日) 完成

○昭和 43 年 3 月 第 1 プラント (150t/日) 増設

○昭和 48 年 5 月 第 2 プラント (300t/日 : 150t × 2 基) 増設

○昭和 55 年 4 月 粗大ごみ処理施設 (75t/5h) 完成、平成 25 年 4 月から休止

○昭和 63 年 3 月 第 3 プラント (200t/日) 完成

同プラント内にタービン発電機 (1500 k w/時) を併設

環境政策課が所管している主な施設の経緯は以下のとおりである。

○昭和 48 年度 開設、清掃工場の管理事務所として設置

○令和 2 年度 環境政策室・減量業務室・環境指導課の事務所として使用開始

【図表 66】 監査対象施設の概要 (穂谷川資源循環センター)

施設名	建築年度 (主たる建物)	延床面積 (㎡)	階数 (主たる建物)	構造 (主たる建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
穂谷川清掃工場	昭和 63 (ごみ処理 場第 3 プラ ント)	8,980.30	地上 4 階 地下 1 階	S R C 造	29	指定無

(出所：施設カルテ)

【図表 67】 監査対象施設の概要 (環境政策課)

施設名	建築年度 (主たる建物)	延床面積 (㎡)	階数 (主たる建物)	構造 (主たる建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急避 難
穂谷川清掃工場	昭和 49 (管理棟)	5,061.07	地上 3 階	R C 造	6	指定無

(出所：施設カルテ)

【図表 68】 監査対象施設の利用状況（環境政策課）

施設名・ スペース名	開館日数 (日)	利用可能 コマ数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
穂谷川清掃工 場（環境政策 課）	243	—	—	—	—

（出所：所管課作成）

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

穂谷川資源循環センター、及び環境政策課が所管している建物の利用状況等は以下のとおりである。

【図表 69】 監査対象施設の利用状況（環境政策課）

所管課	建物名称	建築年	延床面積 (㎡)
穂谷川資源循 環センター	処理場（破砕処理施設）	昭和 55 年 3 月	396.00
	処理場（破砕処理施設）	昭和 55 年 3 月	227.11
	排水制御室（排水処理施設）	昭和 56 年 3 月	56.00
	電気室	昭和 56 年 3 月	84.00
	計量室	昭和 48 年 4 月	18.00
	ごみ処理場（第 3 プラント）	昭和 63 年 3 月	6930.86
	危険物倉庫	昭和 63 年 3 月	22.27
	ボンベ庫	昭和 63 年 3 月	3.57
	倉庫	平成 6 年 3 月	25.97
	破砕ゴミ処理	平成 17 年 3 月	568.52
	ストックヤード	平成 25 年 3 月	648.00
環境政策課	ひらかた夢工房	昭和 40 年 3 月	464.00
	管理棟	昭和 49 年 3 月	2382.03
	車両整備作業場	平成 2 年 3 月	336.80
	乾燥室	平成 3 年 3 月	59.20
	車両整備室棟	平成 5 年 5 月	332.24
	収集車用車庫 4	平成 7 年 12 月	42.00
	リサイクル倉庫	平成 8 年 3 月	66.00
	旧屋外喫煙所	平成 29 年 3 月	7.69
	駐輪場 1	不明	97.68

	駐輪場 2	不明	114.33
	収集車用車庫 1	昭和 48 年 6 月	220.00
	収集車用車庫 2	昭和 48 年 6 月	550.00
	収集車用車庫 3	昭和 48 年 6 月	273.00
	収集車用車庫 5	昭和 48 年 6 月	82.50
	ポンプ室	不明	33.60

(出所：施設カルテ)

枚方市では、昭和 63 年 3 月稼働の穂谷川清掃工場第 3 プラント及び平成 20 年 12 月稼働の東部清掃工場でごみ処理を行ってきたが、穂谷川清掃工場第 3 プラントの老朽化に伴い穂谷川清掃工場については令和 7 年度末に閉鎖し、令和 8 年度以降は京田辺市と共同で新設するごみ処理施設で広域処理を行うこととなっている。

そのため、令和 7 年度末に閉鎖予定の処理施設を内包する穂谷川資源循環センター所管の各施設は閉鎖を前提に最低限の修繕を行うに留まっており、「枚方市市有建築物保全計画」で保全実施計画が策定されているのは穂谷川清掃工場施設内では環境政策課所管の管理棟のみとなっている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 施設内の遊休箇所について【意見 65】

穂谷川資源循環センター所管の破砕ゴミ処理棟は、工場稼働当初に想定された用途では現在使用されておらず、一部倉庫等で使用されているのみである。

また、使用されていない機械装置等も未だ撤去されておらず遊休状態のスペースも多い。

そのため、利活用方針を検討し、用途に従った撤去や改修等の対応を進めることが望まれる。

イ) 稼働終了後の第 3 プラントの利活用について【意見 66】

穂谷川清掃工場第 3 プラントは令和 7 年度末で稼働を終えた後、当施設老朽化対策時に発行した市債が完済される令和 13 年度以降に取り壊す予定とのことであった。しかし、市債発行時の金銭消費貸借契約証書を閲覧したところ、完済までの期間の当施設の取壊しについて制限を設けているような条項は見当たらなかった。

令和 8 年度以降の第 3 プラント及び処理関連棟については所管課において施設の一部については使用用途の検討を行っているとのことであったが、当該施設の大部分が 6 年間遊休資産となることが懸念される。また、施設を残すことになると、最低限の維持管理コストも要する。

そのため、施設の取壊しにより早期に返済を求める条項等がないことを借入先の

金融機関に改めて確認の上、取壊しも含めた令和８年度以降の第３プラント及び処理関連棟の利活用の方針を早期に検討することが望まれる。

ウ) 管理棟の今後のあり方について【意見 67】

現在、穂谷川資源循環センター及び希釈放流センターは各々の施設内に配置され、環境部の他の課については環境政策課所管の管理棟に配置されている。

環境政策課所管の管理棟については「枚方市市有建築物保全計画」の対象施設となっているものの、昭和 49 年に建築されており老朽化は否めない状態であり、修繕のみの長期使用は近い将来困難となることが想定される。

将来的には枚方市庁舎の建替えが検討されている。市庁舎建替えにあたり当管理棟に配置される部署を加味の上、当管理棟の大幅改修又は建替えを検討することが望まれる。

(13) 希釈放流センター所管施設

① 監査対象施設の概要

希釈放流センターにおける所管施設のうち、下表の施設を監査対象とした。

一般廃棄物（し尿等）の処理方式を生物処理方式から希釈放流方式に移行するための改造工事を行い、平成 29 年 12 月 18 日より希釈放流を開始した。

平成 30 年 4 月 1 日より施設名称を市立淀川衛生工場から希釈放流センターと名称変更している。

【図表 70】監査対象施設の概要（希釈放流センター）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
希釈放流センター	平成 5 (処理棟) 平成 5 (管理棟)	5,640.69	地上 2 階 地下 1 階	R C 造	10	指定無

(出所：施設カルテ)

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

希釈放流センターの今後の方向性は、今後の施設取扱量の減少にあわせて令和 2 年 11 月に策定された「希釈放流センター老朽化対策計画」に沿って施設保全、及び施設の延命を行うことである。

③ 監査の結果及び意見

ア) 不要物の廃棄について【意見 68】

希釈放流センター内、特に現在委託業者の休憩所等で使用されるのみである旧事務所棟に不要物が大量に保管されている。

使用予定のない不要物については適宜廃棄を行うことが望まれる。

【管理棟内の不要物】



【旧事務所棟の不要物】



イ) 廃棄予定のPC、記憶媒体等の管理について【監査の結果 11】

廃棄予定の不用品に個人情報を含む可能性のあるPCが含まれていた。

個人情報等のデータについては紛失した場合の影響が非常に大きいため、廃棄用であっても、保管リストを作成の上、定期的に現物確認を実施するといった管理体制について、市の情報セキュリティポリシー等において明確化した上で、適切に整備することが望まれる。

また、廃棄が確定した際には下記枚方市情報セキュリティポリシーに則りすべて

の情報を消去する必要がある。

枚方市情報セキュリティポリシー

4 物理的セキュリティ対策

4. 1 サーバ等の管理

(6) 機器の廃棄等

機器の廃棄等の場合は、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

ウ) 備品の現物管理について【監査の結果 12】

前述の「イ) 廃棄予定の P C、記憶媒体等の管理について【監査の結果 11】」について、当該廃棄予定の P C に備品シールが貼付されていなかった。

また、他にも貼付している備品シールに記載の管理番号の判別が困難なものも発見された。

枚方市物品管理規則第 7 条において取得価格又は評価価格が 1 件 3 万円以上の備品については物品管理台帳の記録管理が求められており、第 13 条において枚方市の物品である旨の表示をすることが規定されている。そこで実務上は、物品管理台帳の管理番号を付した備品シールを現物に貼付することによって物品を管理することになる。

そのため、枚方市物品管理規則において記録管理が求められる備品等について、漏れなく物品管理台帳の管理番号を付した備品シールを貼付する必要がある。

エ) 旧事務所棟の使用について【意見 69】

現在、旧事務所棟は委託業者の休憩所、危機管理部危機管理対策推進課の倉庫、不用品置き場等として一部使用されている。

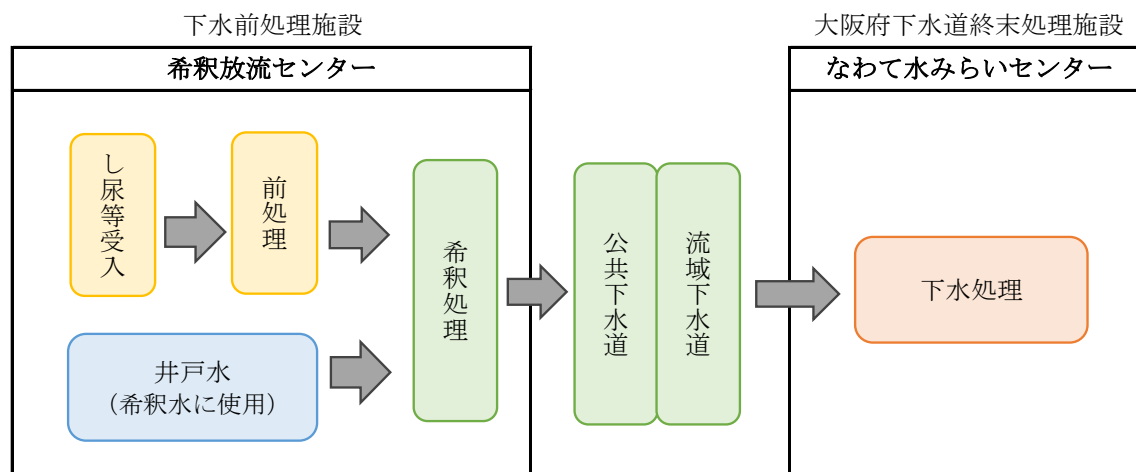
しかし、使用見込みがないとして修繕や改修工事等の対象とはなっておらず安全面では懸念が残る状況である。また、危機管理部危機管理対策推進課が保管している物品については震災等の非常時に搬出できなくなるおそれもある。

そのため、不用品等を除き、処理棟や管理棟内の余剰スペースに移動することが望まれる。

オ) 希釈放流センターのあり方について【意見 70】

枚方市内から発生する、し尿及び浄化槽汚泥等の処理については、枚方市単独施設である希釈放流センターで希釈処理を行った後、公共下水道へ放流を行い、最終的には大阪府下水道終末処理施設（なわて水みらいセンター）で処理を行っている。

【図表 71】 し尿及び浄化槽汚泥等処理の概要



（出所：枚方市HP等より作成）

枚方市では、下水道整備が進んでいることから、【図表 72】のとおり現在では下水道普及率について、令和3年度末では97.5%にまで達している。それに伴い希釈放流センターへの搬入量が減少しており、【図表 73】のとおり予測よりもスピードは遅いものの、将来的にさらに減少する見込みである。

【図表 72】 下水道普及率の推移

（単位：％）

年度	1981	1990	2000	2010	2019	2020	2021
普及率	31.4	50.0	74.8	92.9	97.3	97.4	97.5

（出所：令和3年度末大阪府下水道統計）

【図表 73】 将来のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推計結果

（単位：kℓ）

年度	処理実績	予測
2014	19,445.0	
2015	18,486.8	
2016	17,824.3	

年度	処理実績	予測
2024		9,574.7
2025		8,999.5
2026		8,472.9

2017	15,456.0		2027		7,989.6
2018	14,166.9		2028		7,545.1
2019	13,739.9	13,426.4	2029		7,135.5
2020	13,424.9	12,496.3	2030		6,757.1
2021	12,440.6	11,656.4	2031		6,407.0
2022	11,393.1	10,895.6	2032		6,082.6
2023		10,204.3	2033		5,781.3

(出所：希釈放流センター老朽化対策計画、枚方市事務概要)

担当課では、搬入量の減少見込みに合わせて、希釈放流センターのあり方を見据えつつ、施設の老朽化対策を実施する必要があることから、令和2年11月に「希釈放流センター老朽化対策計画」を策定している。ただし、施設運営費用には施設設備の点検費等、希釈放流センターへの搬入量にかかわらず、発生する費目も多いことから【図表 74】のとおり、搬入量が減少傾向であっても事業費の削減は今後、より困難となることが想定される。

【図表 74】搬入量、kℓあたり単価の推移歳入の推移

項目\年度	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
処理実績	kℓ	14,166.94	13,739.87	13,424.87	12,440.62	11,393.12
処理費 ※	千円	247,307	234,074	221,849	198,049	283,303
1 kℓあたり処理費	円	17,456.65	17,036.15	16,525.24	15,919.60	24,866.18
老朽化対策に係る臨時経費	千円					89,054
上記臨時経費を除く1 kℓあたり処理費	円					17,049.63

(出所：所管課作成)

【図表 75】歳入の推移

歳入\年度	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
補助金等	円	0	0	0	0	0
使用料	円	0	0	0	0	0
手数料	円	10180	12,064	9,887	8,766	7,840
その他	円	1090	792	30	374	323
歳入計	円	11,270	12,856	9,917	9,140	8,163

(出所：施設カルテ)

そのため、希釈放流センターについて他近隣自治体の動向を踏まえ広域化等を検討することが望まれる。

カ) AEDの点検について【監査の結果 13】

当施設内にはAEDが設置されているが、下記のとおり消耗品であるパッドの使用期限が超過していた。

【図表 76】 AEDの使用期限等

次回交換日（使用期限）	監査上の施設巡回日
2023 年 8 月 4 日	2023 年 8 月 22 日

使用期限の超過がなく、非常時にAEDを問題なく使用できるように、定期的に点検されたい。

【管理棟に設置されたAED】



(14) 小中学校、単独調理場及び留守家庭児童会室（教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室）

① 監査対象施設の概要

小中学校、単独調理場及び留守家庭児童会室のうち、下表の施設を監査対象とした。ただし、単独調理場及び留守家庭児童会室については、監査期間中に児童が施設内や付近にいることなどから、外観からの実地調査にとどめ、明らかな異常や危険がないことを確かめるに留めた。

また、施設の整備・保全に関しては、小中学校を施設整備室が補助執行として所管し、単独調理場をおいしい給食課が、留守家庭児童会室を放課後子ども課が所管している。

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的としている。市内全 44 校のうち、【図表 77】の 13 校を監査対象とした。

【図表 77】監査対象施設の概要（小学校）

施設名	当初 建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
枚方小学校	明治 6	6,793.56	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
樟葉西小学校	昭和 49	6,011.04	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
樟葉小学校	明治 6	6,140.25	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
藤阪小学校	昭和 56	5,909.37	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
津田小学校	明治 5	6,484.02	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
中宮小学校	昭和 47	6,609.93	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
桜丘小学校	昭和 39	6,140.32	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
西牧野小学校	昭和 50	5,250.05	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所
蹉跎東小学校	昭和 53	5,995.68	地上 3 階	R C 造	—	第一次 避難所

殿山第一小学校	明治 8	5,210.90	地上 3 階	R C 造	—	第一次避難所
蹉跎西小学校	昭和 49	5,570.19	地上 3 階	R C 造	—	第一次避難所
交北小学校	昭和 45	6,646.94	地上 3 階	R C 造	—	第一次避難所
磯島小学校	昭和 48	5,835.84	地上 3 階	R C 造	—	第一次避難所

(出所：施設カルテ)

中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的としている。市内全 19 校のうち、【図表 78】の 3 校を監査対象とした。

【図表 78】監査対象施設の概要（中学校）

施設名	当初 建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
第三中学校	昭和 35	10,139.49	地上 3 階	R C 造 (一部 S 造)	—	第二次避難所
蹉跎中学校	昭和 58	9,211.62	地上 4 階	R C 造	—	第二次避難所
第二中学校	昭和 26	7,474.32	地上 4 階	R C 造	—	第一次避難所

(出所：施設カルテ)

単独調理場は、各小学校に付随する施設として児童への給食の提供を目的としている。市内全 22 か所の単独調理場、同 7 か所の共同調理場のうち、【図表 79】の 4 か所の単独調理場を監査対象とした。

【図表 79】監査対象施設の概要（単独調理場）

施設名	当初 建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
樟葉西小単独	昭和 50	286.00	地上 1 階	S 造	—	第一次

調理場						避難所
中宮小単独調理場	平成 18	415.70	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
桜丘小単独調理場	昭和 57	327.00	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
蹉跎東小単独調理場	平成 18	325.29	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所

(出所：施設カルテ)

そして、留守家庭児童会室は、各小学校に付随する施設として、保護者の労働、病気等により保育を必要とする児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としている。市内全 44 か所の留守家庭児童会室のうち、【図表 80】の 10 か所の留守家庭児童会室を監査対象とした。

【図表 80】監査対象施設の概要（留守家庭児童会室）

施設名	当初 建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
枚方留守家庭児童会室	昭和 54	279.29	地上 1 階	S 造	—	指定無
樟葉西留守家庭児童会室	昭和 55	182.37	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
樟葉留守家庭児童会室	昭和 48	276.90	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
藤阪留守家庭児童会室	昭和 56	121.27	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
津田留守家庭児童会室	昭和 46	437.95	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
中宮留守家庭児童会室	昭和 53	161.52	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
桜丘留守家庭児童会室	昭和 57	386.96	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
西牧野留守家庭児童会室	昭和 57	104.95	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所
蹉跎西留守家庭児童会室	昭和 57	208.46	地上 1 階	S 造	—	第一次避難所

交北留守家庭 児童会室	昭和 51	183.46	地上 1 階	S 造	—	第一次 避難所
----------------	-------	--------	--------	-----	---	------------

小中学校、単独調理場及び留守家庭児童会室のうち、監査対象施設の利用状況は、下表のとおりである。

【図表 81】監査対象施設の利用状況（小学校）

施設名	普通学級数 (A)	保有 普通教室数 (B)	利用率(教室) (%) (A ÷ B)	在籍者数(人)
枚方小学校	31	32	96.88	744
樟葉西小学校	19	29	65.52	382
樟葉小学校	30	30	100	736
藤阪小学校	20	27	74.07	447
津田小学校	25	28	89.29	504
中宮小学校	25	36	69.44	484
桜丘小学校	24	27	88.89	508
西牧野小学校	17	21	80.95	296
蹉跎東小学校	18	27	66.67	388
殿山第一 小学校	18	25	72.00	350
蹉跎西小学校	25	25	100	463
交北小学校	25	36	69.44	419
磯島小学校	20	28	71.43	394

(出所：施設カルテ)

【図表 82】監査対象施設の利用状況（中学校）

施設名	普通学級数 (A)	保有 普通教室数 (B)	利用率(教室) (%) (A ÷ B)	在籍者数(人)
第三中学校	21	23	91.30	637
蹉跎中学校	29	31	93.55	877
第二中学校	16	18	88.89	433

(出所：施設カルテ)

【図表 83】監査対象施設の利用状況（単独調理場）

施設名	提供学校数	施設名	1 日・1 m ² 当りの生産食数
樟葉西小単独調理場	—	—	—
中宮小単独調理場	1	101,797	1.26
桜丘小単独調理場	1	105,449	1.65
蹉跎東小単独調理場	1	82,353	1.30

（出所：施設カルテ）

【図表 84】監査対象施設の利用状況（留守家庭児童会室）

施設名	在籍者数（人） （A）	定員数（人） （B）	利用率（定員） （%） （A ÷ B）
枚方留守家庭児童会室	166	166	100
樟葉西留守家庭児童会室	97	98	99
樟葉留守家庭児童会室	168	168	100
藤阪留守家庭児童会室	84	99	85
津田留守家庭児童会室	98	98	100
中宮留守家庭児童会室	115	115	100
桜丘留守家庭児童会室	144	149	97
西牧野留守家庭児童会室	90	100	90
蹉跎西留守家庭児童会室	106	107	99
交北留守家庭児童会室	79	87	90

（出所：施設カルテ）

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

市では、これまで「枚方市学校規模等適正化審議会」の答申及び当該審議会の答申を踏まえ策定した「枚方市学校規模等適正化基本方針」に基づき、学校統合や通学区域の変更など、学校規模等の適正化を図ってきた。

平成 24 年度から 26 年度には「基本方針」に基づき、「枚方市学校規模等適正化実施プラン」をまとめ、過密校の解消を図るとともに、同じ小学校に通う児童が分かれることなく 1 つの中学校に進学する通学区域（以下「一小一中」という。）への改善を優先課題として取り組んできた。

その一方、学校規模については、少子化の進行により児童生徒数が減少し、小規模校が増加しており、今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれ、学校の更なる小規模化により教育環境や学校運営への支障が懸念される。

このため、小規模校の課題の解消に向け、平成 26 年 7 月に、将来における適正な配置等のあり方について、枚方市学校規模等適正化審議会に諮問し、平成 28 年 3 月に答申を受けた。

そして、平成 29 年 6 月に「枚方市学校規模等適正化基本方針【改定版】」を策定し、子どもの健全育成や学習指導を第一義に、義務教育の教育環境面における公平性を確保し、教育環境の整備・向上を図る観点から、【図表 85】の基本的な考え方に基づき、市立小中学校の学校規模や通学区域の適正化を実施するものとしている。

【図表 85】学校規模等の適正化に関する基本的な考え方

① 学校規模

市立小中学校の適正な学校規模を 18 学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。

② 通学区域

小学校単位で中学校の通学区域を構成する「一小一中」を通学区域の基本とする。「一小一中」においては、1 つの中学校区が 1 つの小学校区で構成される通学区域（「一中一小」）を設定することができるものとする。不自然な通学区域の様態については、解消を図る。

（出所：枚方市学校規模等適正化基本方針）

③ 監査の結果及び意見

<小中学校全体>

ア) コンピュータ室のあり方検討について【意見 71】

小中学校にはコンピュータ室が設けられているが、生徒・児童1人1台のi P a d端末の貸与等により、コンピュータ室がほとんど使われていない状態にある。

コンピュータ室には、空調も完備されている一方で、空調が導入されていない教室もある。

限られた財源・施設の有効活用の観点から、コンピュータ室の今後の利活用の方針について検討することが望まれる。

イ) 安全管理に係る意識・ノウハウ向上について【意見 72】

後述する各小中学校に係る監査の結果のとおり、消防用設備等の適正な管理に係る意識やノウハウが一部、十分でない状態が散見された。消防用設備等の適正な管理は児童・生徒、教職員の安全性確保のため、重要である。

また、避難経路に物が置かれている状況も見受けられた。児童・生徒を預かる教職員にとって、安全管理への意識・ノウハウは非常に重要と考えられる。

消防用設備等の適正な管理を含め、安全管理に係る意識・ノウハウ向上を図るべく、各小中学校の管理者に対して定期的な研修会の開催などを検討されたい。

ウ) 学校施設開放事業の推進について【意見 73】

市では、小中学校の体育館、グラウンド等の学校施設開放事業を行っており、例えば、部活動のない小学校においては、土日・祝日の体育館、グラウンド等を地域住民に貸出しを行うなどしている。

市では、市有施設の多くを小中学校が占めており、小中学校のより一層の利活用は、限られた財源を効果的・効率的に使用するための公共施設マネジメントにとって重要となる。

ただし、現状において、学校施設開放事業において以下の課題が見受けられる。

- 平日夜間の学校施設開放は、消極的な学校も見られる
- 上記の理由のひとつでもあるが、各学校の教頭先生や学校施設管理人が地域住民による施設利用を管理する負担が生じる（予約受付も学校が実施）
- 使用申請書を紙ベースで提出することとなっており、書類の不備にかかる事務負担がある
- 学校体育施設開放運営委員会を通じて利用調整を行うこととしており、新規の団体が入りづらい環境も見られる
- 施設使用料は無料

- 営利目的利用が禁止されているが、実態として、参加者から会費を徴収するような利用実態もある

施設予約について施設システム予約を導入することなどによる教員の負担軽減や、学校体育施設開放運営委員会への新規加入方法（あわせて新規利用団体の審査方法）、利用調整の運用に係る公平性向上、空調導入にあわせた使用料の徴収、営利目的利用のあり方など、検討すべき事項は多く残されている。安全性に配慮しつつも、他団体の事例を研究したり、関係各所と協議を重ね、学校施設開放事業を進められたい。

エ) 排水溝が容易に清掃できる設計への配慮について【意見 74】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

そのため、屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）は容易に清掃できるような設計が望ましい。

この点、市の小中学校において以下の写真（交北小学校の例）のように、高い位置に設置された梯子を高所まで登る必要があり、日常的なメンテナンスが難しい状況が散見された。ただし、小中学校によっては、職員が梯子を登り、清掃を行っているとのことであった。

かつては、児童・生徒が屋上に登れないように高い位置に梯子を設置するような設計としたと考えられるが、施錠などによって児童・生徒が屋上に登れないように安全性を確保することも可能である。

市においても、平成 23 年度に新校舎が完成した第三中学校のように、屋上への階段の扉を施錠することによって児童・生徒が屋上に登れないように設計した例もある。今後、設計する校舎については、屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）は容易に清掃できるように配慮されたい。

【交北小学校 屋上までの梯子①】



【交北小学校 屋上までの梯子②】



<樟葉西小学校>

ア) 排水溝の清掃について【意見 75】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

この点、樟葉西小学校において、渡り廊下の排水溝にゴミやコケ等による目詰まりが発生していた。

排水溝の清掃に努められたい。

【樟葉西小学校 渡り廊下の排水溝の目詰まり】



<樟葉小学校>

ア) 排水溝の清掃について【意見 76】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

この点、樟葉小学校において、平時閉鎖されている教室の窓側廊下の排水溝にゴミやコケ等による目詰まりが発生していた。

排水溝の清掃に努められたい。

【樟葉小学校 窓側廊下の排水溝の目詰まり】



<藤阪小学校>

ア) 消火栓設備への検査済み証の貼付漏れについて【監査の結果 14】

特定防火対象物（本施設はこれに該当する）については、消防法上、1年に1回、消防用設備等の点検を実施することなどが求められている。そして、その点検の結果として、消火器や消火栓に点検済証を貼付することなどが必要とされている。

この点、藤阪小学校内の消火栓設備について、消防法上の点検済証が貼られていない箇所が見受けられた。

施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付されたい。

イ) 倉庫設置の目的外使用許可等について【監査の結果 15】

藤阪小学校のプール前において、施設配置図に記載されていない木造倉庫が見受けられた。市の所有物でないとのことで、本監査の施設巡回時点において行政財産の目的外使用の許可は確認できなかった。ただし、市において手続きの調整を進められているとのことであった。

学校における行政財産の目的外使用の許可について適切に対応されたい。

【藤阪小学校 倉庫①】



【藤阪小学校 倉庫②】



ウ) クラブハウス内の冷蔵庫の目的外使用許可等について【監査の結果 16】

藤阪小学校グラウンドのクラブハウスにおいて、近隣のスポーツ少年団に無償で貸し出しをしている（主に道具保管として利用されている）。また、その中には冷蔵庫もあり、スポーツドリンク等が保管されており、冷蔵庫はクラブハウスの電源を利用している。ただし、利用者から電気代は徴収していない。

この点、監査時点において設置の経緯等が不明であった。行政財産の目的外使用の許可及び電気代・使用料徴収の可否について適正に検討されたい。

【藤阪小学校 クラブハウスにおける冷蔵庫】



エ) 消火器前のマットの保管について【監査の結果 17】

消火器は、万が一の緊急時において、置き場所が容易に分かり、かつ、容易に使うことのできる状態である必要がある。

しかし、藤阪小学校体育館の消火器回りにマットが置かれていた。緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の周りには障害物を置かないようにされたい。

【藤阪小学校 消火器回りに置かれたマット】



オ) その他学校利用の安全性への配慮について【意見 77】

藤阪小学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。

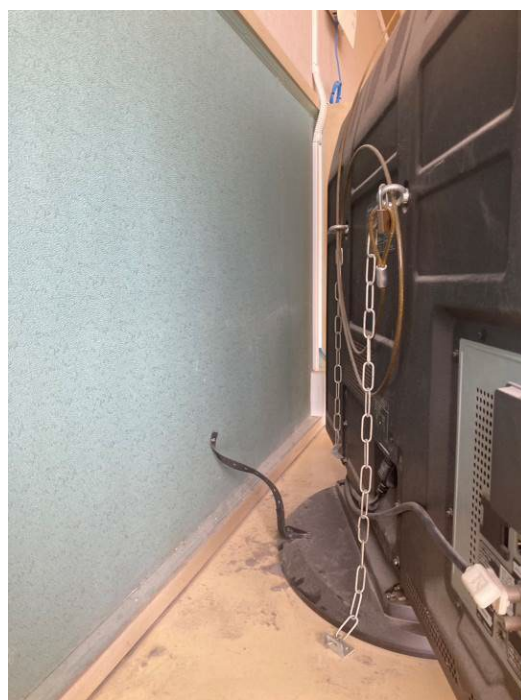
- 窓にひびが入っていたものに対して、テープによって補修されていたが、これは一時しのぎにしかない。大きな怪我を防ぐため、根本的な修繕を検討されたい
- 普通教室内のテレビの落下防止用のチェーンが外れていた。落下の危険性がある

- 体育館内にマイクコンセントが設置されているが、蓋が破損しており、運動中に接触すれば危険である

【藤阪小学校 割れ窓へのテープの貼り付け】



【藤阪小学校 テレビの落下防止用のチェーンの破損】



<津田小学校>

ア) 校舎の断熱対策について【意見 78】

津田小学校の最上階である3階について、屋上からの熱影響などによって空調効率が悪い状態となっている。夏場の特に暑いときには、クーラーを最低温度に設定しても暑い状況もあり、児童が授業に集中できずに、教室移動するケースもあるとのことであった。

空調効率を上げるため、校舎の断熱対策について検討されたい。なお、他団体では岡山県津山市のように、市民参加による「断熱改修ワークショップ」を開催し、費用を抑えながら断熱改修を行った例も見受けられ、効果的・効率的な断熱対策について検討されたい。

イ) 消火器の適正な管理について【監査の結果 18】

消火器は、万が一の緊急時において、置き場所が容易に分かり、かつ、容易に使うことのできる状態である必要がある。そのためには、消火器の置き場所について、消防法を踏まえた配置計画に基づき適切な場所にするとともに、明確に掲示することが重要となる。

しかし、津田小学校において、消火器の設置が掲示された場所が物置として利用されていたり、消火器回りにテーブルが置かれていたりした。また、消火器の置き場所についての掲示がない場所への消火器の設置など、消防法を踏まえた配置計画となっていない状態であった。さらに、本来1年以内に点検された点検済証が貼付されるところ、実際に消火器へ貼付されたものが1年以上前の点検済証である事案が見受けられた。

消火器を緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の適正な管理をされたい。

【津田小学校 消火器の設置が掲示された場所の物置としての利用】



【津田小学校 消火器付近へのテーブルの設置】



ウ) その他学校利用の安全性への配慮について【意見 79】

津田小学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。

- 窓にひびが入っていたものに対して、テープによって補修されていたが、これは一時しのぎにしかない。大きな怪我を防ぐため、根本的な修繕を検討されたい
- プレハブ側面部分のポリカーボネートが破損している

【津田小学校 割れ窓へのテープの貼り付け】



【津田小学校 プレハブ側面部分のポリカーボネートの破損】



<中宮小学校>

ア) 排水溝の清掃について【意見 80】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

この点、中宮小学校において、渡り廊下の排水溝にゴミやコケ等による目詰まりが発生していた。

排水溝の清掃に努められたい。

【中宮小学校 渡り廊下の排水溝の目詰まり】



イ) 天井の剥離について【意見 81】

中宮小学校 1 階避難階段において、天井が剥離している箇所が見られた。児童の安全性確保のため、落下する可能性の高い部分を落とすなど、対応策を検討されたい。

【中宮小学校 1 階避難階段 天井の剥離】



<桜丘小学校>

ア) 排水溝の清掃について【意見 82】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

この点、桜丘小学校において、屋上の排水溝にゴミやコケ等による目詰まりが発生していた。

排水溝の清掃に努められたい。

【桜丘小学校 屋上排水溝の目詰まり】



イ) 校務員室の安全面の懸念について【意見 83】

桜丘小学校校務員作業室がグラウンドにある。当該建物は土砂災害警戒区域内であったため、日常時は、当該施設は校務員の作業室や倉庫として利用しているが、職員の安全確保の観点から、施設利用に関する内容を適切に継承されたい。

＜西牧野小学校＞

ア) 学校敷地における未利用箇所の今後のあり方について【意見 84】

西牧野小学校運動場の北側に、学校敷地の一部ではあるものの、防草シートの敷設などにより児童が使用できない箇所がある。

学校敷地の有効活用のため、当該箇所について今後のあり方を検討されたい。

<蹉跎西小学校>

ア) 学校利用の安全性への配慮について【意見 85】

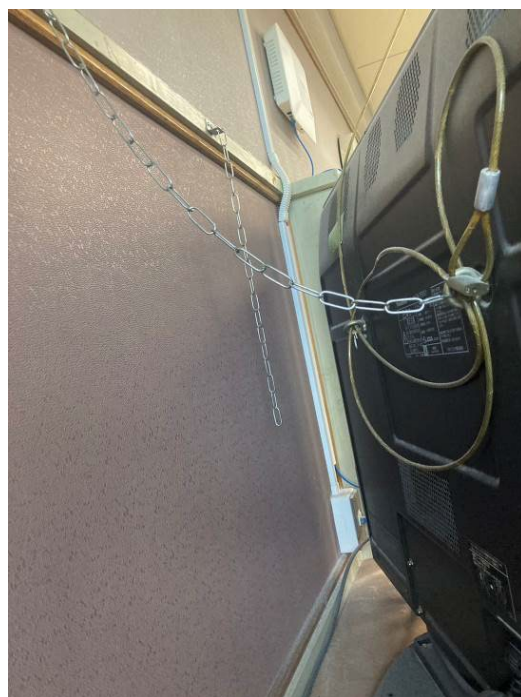
蹉跎西小学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。

- 窓にひびが入っていたものに対して、テープによって補修されていたが、これは一時しのぎにしかない。大きな怪我を防ぐため、根本的な修繕を検討されたい
- 普通教室内のテレビの落下防止用のチェーンが外れていた。落下の危険性がある

【蹉跎西小学校 割れ窓へのテープの貼り付け】



【蹉跎西小学校 テレビの落下防止用のチェーンの破損】



<交北小学校>

ア) 排水溝の清掃について【意見 86】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

この点、交北小学校において、避難階段の排水溝にゴミやコケ等による目詰まりが発生していた。

排水溝の清掃に努められたい。

<磯島小学校>

ア) 排水溝の清掃について【意見 87】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

この点、磯島小学校において、体育館 2 階屋根の排水溝にゴミやコケ等による目詰まりが発生していた。

排水溝の清掃に努められたい。

【磯島小学校 屋上排水溝の目詰まり】



イ) コンクリート片の落下について【意見 88】

磯島小学校教室棟非常階段の屋上屋根で剥離があり、コンクリートの欠片が落下していた。コンクリートの欠片落下は危険性が高く、利用者の安全性確保のため、日常の巡回と適時の対応をされたい。

【磯島小学校 コンクリート剥離箇所】



【磯島小学校 落下したコンクリート】



<第三中学校>

ア) 音楽室の雨漏り・カビへの対応について【意見 89】

第三中学校音楽室の天井に雨漏りの跡及びその雨漏り原因と思われるカビが見受けられた。

生徒の健康被害防止のため、雨漏り及びカビへの適時に対応されたい。

【第三中学校 雨漏り箇所】



イ) メンテナンス性と持続可能な施設利用への配慮について【意見 90】

屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）がゴミやコケ等によって詰まっている場合、雨水が溜まり、雨漏りの原因となり、ひいては利用者にとっての不便だけでなく、施設の劣化や修繕費の増大をもたらし得る。

この点、屋上が容易に1周して点検できない設計となっており、また、屋上部分の排水溝が段差によって清掃しづらい設計となっていた。直接に因果関係までは本監査において特定できないが、第三中学校新校舎は平成23年度完成という比較的新しい建物であるにもかかわらず、前述の【意見 89】のように、雨漏りが見られたり、その他にも過去に対応済みの雨漏り箇所が散見された。

また、中庭には芝が敷かれたり、2階バルコニーにはウッドテラスが設けられたりと、生徒の豊かな生活体験等をねらった設計が見受けられた。この設計思想そのものは本監査において否定するものでないが、築10年以上経過した現状において、芝刈りが追いついていなかったり、ウッドテラスの木材が一部剥がれていたりして、

設計当初に意図したとおりの維持管理や利用が十分にできていない状態であった。

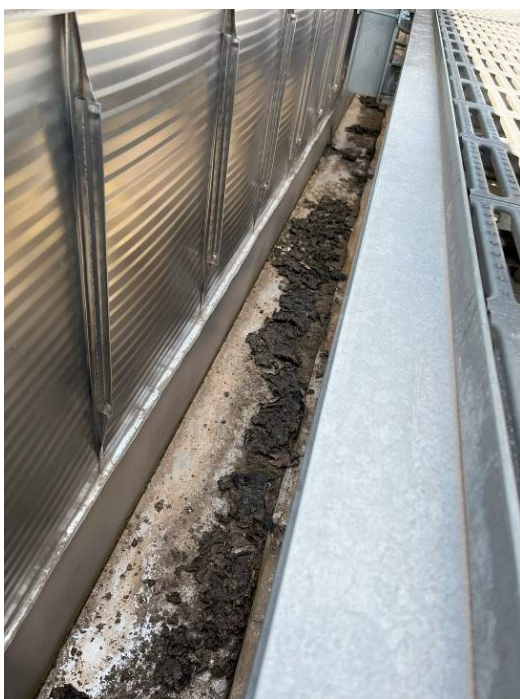
今後、設計する学校施設については、メンテナンス性と持続可能な施設利用への配慮についてより一層検討されたい。

【第三中学校 屋上(容易に1周できない)】 【第三中学校 芝の伸びた中庭】



【第三中学校 屋上部分の排水溝(段差により、清掃しづらい)】

【第三中学校 木材の破損したウッドテラス】



ウ) 消防用設備への検査済み証の貼付漏れについて【監査の結果 19】

特定防火対象物(本施設はこれに該当する)については、消防法上、1年に1回、消防用設備等の点検を実施することなどが求められている。そして、その点検の結

果として、消火器や消火栓に点検済証を貼付することなどが必要とされている。

この点、第三中学校の消防用設備について、適切に消防法上の点検済証が貼られていない箇所が散見された。

施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付された
い。

エ) その他学校利用の安全性への配慮について【意見 91】

第三中学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。

- 体育館の放送設備の音量が小さく、全校への連絡が聞こえにくくなっている。非常時には教員が体育館へ見回りし、避難等の指示をすることとしているが、迅速な対応への懸念が残る
- 25 メートルプールの 20 メートル箇所上部に設置された旗が架けられている高さも低いことから、プールサイドでのケガにつながるおそれがある。なお、予算をかけずに教員が自身で架け替えを行ったり、水泳部の協力を仰ぐなど予算をかけずして対応が可能と考えられる

【第三中学校 プール上部の旗】



<蹉跎中学校>

ア) 消火器前の物の設置について【監査の結果 20】

消火器は、万が一の緊急時において、置き場所が容易に分かり、かつ、容易に使うことのできる状態である必要がある。

しかし、蹉跎中学校の消火器の一部について、消火器使用の支障となる物が置かれていた。緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の周りには障害物を置かないようにされたい。

【蹉跎中学校 消火器使用の支障となる物】



イ) 避難経路の確保について【監査の結果 21】

蹉跎中学校管理棟非常口付近に用具が置かれていた。万が一の非常時に、避難経路を十分に確保できるように用具等を移動すべきである。

【蹉跎中学校 避難経路の支障となる物】



ウ) 端末機器の管理について【意見 92】

校務室に授業用の i P a d が複数台保管されていた。現状の保管場所は、常に施錠されている箇所ではなく、セキュリティ上、また、財産管理上、望ましくないことから、i P a d の保管場所を変更することが望ましい。

エ) その他学校利用の安全性への配慮について【意見 93】

蹉跎中学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。

- 第一理科教室において、割れたビーカーがバケツにそのまま放置されており、危険な状況であった
- 視聴覚室の棚のガラスに割れているが、テープで補修するに留まっている
- 教室棟の旧非常口の出入り口が不要物の物置き場になっていた。教室の増設により、非常口の箇所が変わっているとのことであれば、非常口の案内板は非常

時のミスリードとなりかねないので、撤去すべきである

【蹉跎中学校 割れたビーカー】



【蹉跎中学校 理科室棚の割れたガラスへのテープの貼り付け】



(15) 中央図書館

① 監査対象施設の概要

中央図書館は、①図書等の資料を収集、整理、保存して市民の利用に供し、教養、調査研究、余暇活動等に資することを目的とした社会教育施設、②自動車文庫の車庫や巡回基地、学校図書館の支援、市内図書館の選書、障害者サービスなどを集約する中枢機能、③その他、文化財課所管の市史資料室や人権政策室所管の平和資料室を有している教育及び文化に関する研究・研修・相談・展示等を行い、教育の充実及び文化の振興を図るための施設としての役割を担っている。

なお、後述するように、中央図書館は関西外国語大学からの寄付等により平成 17 年度に開設したが、図書館の建物は平成 6 年度に竣工したものである。

【図表 86】監査対象施設の概要（中央図書館）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
中央図書館	平成 6	9,604.25	地上 7 階 地下 1 階	R C 造	157	指定無

(出所：施設カルテ)

【図表 87】監査対象施設の利用状況（中央図書館）

施設名・ スペース名	延べ利用 者数(人)	利用可能 コマ数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
中央図書館	296,193	—	—	—	開館日数： 282 日 貸出冊数： 739,100 冊

(出所：施設カルテ)

なお、中央図書館の設置までの経緯については、次のとおりである。かつての市は、中央図書館を有しなかったが、関西外国語大学図書館棟が市に寄贈されたことにより、中央図書館を有することとなった。

- 中央図書館はかつて市になく、その他の枚方市立図書館は、昭和 48 年 4 月に発足以来、自動車文庫や分室、分館を市内全域の身近な場所に配置することで、より多くの市民に利用される図書館運営を行ってきた

- その一方で、それらの分館や分室など比較的小規模な図書館をバックアップする、より大規模で内容の充実した核となる中央図書館がないことが事業を進める上で大きなネックとなっていた
- そこへ、平成 13 年 8 月に関西外国語大学より図書館棟についての寄贈申し出があり、この図書館棟を生涯学習拠点施設整備の一環として「市立中央図書館」として活用することになった
- そして、その後の改修等を経て平成 17 年度に中央図書館が開設した

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

中央図書館のあり方について、市の「個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉」（令和 5 年 3 月改訂）等において、特段、明記されていないが、現状のところ、引き続き現状の用途での活用が見込まれている。

③ 監査の結果及び意見

ア) 避難階段の緊急時における利用可能性について【監査の結果 22】

中央図書館 4 階の避難階段前に長椅子が置かれており、緊急時における利用可能性が懸念される状態であった。

所管課によると、避難階段から、そのまま 1 階まで下りて受付を通らずに施設外に出られるため、図書の盗難防止のため、長椅子を設置したとのことであった。

しかし、施設利用者の安全性の確保は重要性が高く、通常、盗難防止は安全性に優先されるべきではないと考えられる。また、本件は過去の防火点検でも同様に指摘を受けているところである。

また、中央図書館の 3 階においても通行止めベルトで避難階段を封鎖、2 階においてもキャスター付きの本棚で避難階段を塞いでいた。ただし、これらは撤去が容易なため、防火点検において指摘されていない。

利用者の安全性確保のため、少なくとも 4 階避難階段前の長椅子を撤去した上で、その他の階についても避難階段の緊急時における利用可能性について十分に検討されたい。

【 4 階避難階段】



【 3 階避難階段】



<参考：本報告書作成日までの措置状況>

本報告書作成日までに、当該長椅子は撤去され、施設所管課による措置が完了した。

イ) 中央図書館玄関の水漏れ・水たまりについて【意見 94】

中央図書館の玄関において、階段に亀裂が生じ、水漏れ・水たまりが見受けられた。利用者が足を滑らせないように、安全対策について検討されたい。

【中央図書館玄関】



【中央図書館玄関の水漏れ・水たまり】



<参考：本報告書作成日までの措置状況>

本報告書作成日までに、修繕が行われ、施設所管課による措置が完了した。

(16) 教育研修課

① 監査対象施設の概要

枚方市立教育文化センターは、教育及び文化に関する研究・研修・相談・展示等を行い、教育の充実及び文化の振興を図るための施設である。また、不登校児童・生徒の自立支援・指導教室や子育て支援広場を併設している。

【図表 88】監査対象施設の概要（教育文化センター）

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	階数 (主たる 建物)	構造 (主たる 建物)	一般者用 駐車場 台数(台)	応急 避難
教育文化センター	昭和 62	4,406.36	地上 6 階 地下 1 階	R C 造	40	指定無

(出所：施設カルテ)

【図表 89】監査対象施設の利用状況（教育文化センター）

施設名・ スペース名	延べ利用 者数(人)	利用可能 コマ数 (A)	利用 コマ数 (B)	稼働率 (%) (B ÷ A)	その他利用指標
教育文化センター	31,465	7,726	1,797	23.3	—

(出所：施設カルテ)

② 市の公共施設マネジメントにおける今後の方向性

教育文化センターは、市の「個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉」（令和 5 年 3 月改訂）において、軽微な不具合があるが、各視点からの施設の必要性は高く、計画的な保全を着実に進めることで当面の維持が可能であるため、引き続き現状の用途で活用していくとされている。

【図表 90】監査対象施設の今後の方向性

今後の方向性	● 教育文化センターは、各視点からの施設の必要性は高く、引き続き現状の用途で活用していく
--------	--

(出所：個別施設計画（総合編）〈別冊資料〉)

③ 監査の結果及び意見

ア) 必要時の救助袋の確実な利用に向けて【意見 95】

3階に設置された救助袋について、避難時に救助袋を降ろすこととなる外構部分が駐車スペースと近接していた。そのため、車長の大きい自動車が駐車されている場合、避難袋を確実に降ろせるかどうか疑念が持たれる。当該駐車スペースを軽自動車専用とした上で、車止めを前方に移動させるなどし、避難時に確実に救助袋を降ろすことができるように再検討されたい。

【救助袋】



【救助袋の降下場所】



<参考：本報告書作成日までの措置状況>

本報告書作成日までに工事が実施され、駐車禁止の表示がなされたことによって施設所管課による措置が完了した。

イ) 排煙装置の故障対応について【監査の結果 23】

エントランスにある排煙装置が故障しており、排煙窓が開閉できない状態であった。排煙窓は、火災時に利用者等の安全を守る重要な設備であり、令和4年12月5日に実施された建築物の定期点検においても要是正箇所として指摘されており、適時・適切な対応をされたい。

【エントランスの排煙窓】



ウ) 利用者アンケートについて【意見 96】

施設利用者に対するアンケートを実施しているが、アンケート回答数は令和4年度において1件のみであった。現状、窓口にアンケート用紙を設置しているとのことであったが、施設での研修参加者を含む施設利用者に直接アンケート回答を任意で依頼するなど、施設の運用状況の評価や改善に資するように十分なアンケート数の回収に努められたい。

エ) 施設の利用状況について【意見 97】

枚方市立教育文化センター条例（施設設置条例）第1条において「本市の教育の充実及び文化の振興を図るため、教育機関として枚方市立教育文化センター（以下「センター」という。）を設置する。」とされており、主たる施設の目的は教育の充実及び文化の振興にある。そして、同条例第3条において、「センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。」として、「(1) 教育関係職員の研修を行うこと。」、「(2) 教育に関する専門的、技術的及び実践的な調査研究を行うこと。」、「(3) 義務教育の終了までの子どもの成長の支援を行うこと。」、「(4) 市民の教育活動及び文化活動の支援を行うこと。」及び「(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業」が挙げられており、教育文化センターは条例上、教育及び文化に関わる活動に限られている。

ただし、教育文化センターの令和4年度における施設稼働率は23.3%と低い状

態にあり、公共施設のより一層の有効活用という観点からは検討の余地があると考えられる（参考：令和3年度稼働率 15.7%（＝利用コマ数 1,226÷利用可能コマ数 7,801））。

施設利用の活性化について検討されたい。

おわりに

令和5年度における包括外部監査は、公共施設マネジメント及び直営施設の管理等をテーマに実施しました。

P.2で述べたように、公共施設マネジメントにおいて重要であることは、公共施設の整備・維持管理に際して、①「品質」と②「供給」、③「財務」のバランスを図る、という考えです。例えば、一般的にデザイン性（品質）を凝らし、施設面積（供給）も大きくするとコストが増大します。ただし、公共施設の品質や供給を疎かにするというものではありません。重要であるのは、「必要十分な『品質』と『供給』とは何か」を施設整備の構想段階において、将来予測を含め、多角的にじっくりと考え、公共施設の整備・維持管理の持続可能性を図ることです。

また、施設が完成した後も、①「品質」と②「供給」、③「財務」をより良くしていくことが不可欠であり、施設の適正な維持管理はもとより、当初の想定から利用度（稼働率など）が低下してきた場合に施設の利活用をより一層検討することが求められます。

今回、施設巡回した施設のうち、維持管理に係る様々な自主的な工夫を凝らしていたとある施設の所長は、「施設管理者は施設に愛着を持つことが重要」と仰ってまいりました。その一方で、今回の監査で指摘の多かった、屋上やベランダにおける排水溝の清掃不足に関して、施設所管課から「屋上排水溝の清掃業務を委託できるか」という質問をいくつか受けました。しかし、屋上やベランダの排水溝にゴミが溜まっていたり、部屋の中にカビが生えていることが自宅にあったとすると、すぐに対応すると思います。

公共施設マネジメントの推進に際しては、あくまで各施設所管課が主体となり、施設管理者が施設のことを自分事に思って、維持管理の改善を常に考えることが重要です。

また、全庁的なマネジメント推進としては、マネジメント系の部署や技術系の部門が、各施設所管課担当者の意識面とノウハウ面の向上を図ったり、各施設の課題等の解決をサポートしたりする体制が重要になります。

そして、既存の公共施設については、最適配置や最適管理など、マネジメントの検討を深めているものの、施設の建替え・新設工事の際には、過去の失敗を再び起こすということも地方公共団体一般においてよく見られます。枚方市においても過去の失敗から自律的に学び、改善していけるような組織づくりが望まれます。

市の公共施設マネジメント及び直営施設の管理等の持続的な改善のため、今般の包括外部監査の結果及び意見に対して、市職員が議論を重ね、より良い措置が行われることを期待します。

以 上

巻末資料

1. 公共施設マネジメントに関する監査の結果及び意見（概要一覧）

公共施設マネジメントに関する本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書本編を参照されたい。

【公共施設マネジメントに関する監査の結果及び意見の概要】

結果 番号	意見 番号	指摘の題名	指摘の内容
【総括】 報告書本編P. 18～29			
—	総論 1	公共施設の真の「マネジメント」の実施に向けて	公共施設の真の「マネジメント」の実施に向けて、個々の公共施設の管理やマネジメントは各施設所管課が担うとしつつも、各施設所管課が着実に取組みを進められるように、全庁的な基本方針の策定だけでなく、人材育成（意識面、ノウハウ面）や進捗管理・サポートを含めた実行支援など、市の公共施設マネジメントの推進体制について十分に検討されたい。
—	総論 2	公共施設マネジメントに係る事務分掌及び関連委員会について	今後、より一層の推進のため、公共施設マネジメントについてワンストップで取り組む組織・人員体制を構築するための事務分掌及び人員体制のあり方について検討されたい。その上で、各部・課の困りごとを全庁的に解決する、また、各課の好事例を全庁的に広めることを狙い、公共施設マネジメントに係る庁内委員会で議論を積み上げるなど、その運営方法についても工夫されたい。
—	総論 3	対応すべき課が現状、明確になっていない事項について	事務分掌上、対応すべき課が明確になっていなかった事項について、公共施設マネジメントの推進という観点から、①「品質」と②「供給」、③「財務」のバランスを踏まえて、対応方法等を検討されたい。 ○全庁的に利用者の安全性確保や時代に応じた利便性確保のため、公共施設に求める機能・役割の水準を明確化し、必要な事項については全庁的に対応することが望まれる。 ○書庫や倉庫のスペース抑制に向け、書庫・倉庫等の

			たな卸しと適時の廃棄処理について各課施設所管課に対して方針を示し、各課施設所管課が今後、定期的に書庫や倉庫の見直しをするような仕組みを検討されたい。 ○すべての会議室をグループウェアに掲載するようにするなど、会議室の見える化について検討されたい。 ○公共施設予約システム利用枠など、利便性向上に向けて検討されたい。今後の公共施設予約システムの改修の際には、公共施設マネジメント関係各課と連携を図り、施設のより一層の利活用に向けた検討をされたい。 ○公共施設用地の所有権について登記や実態等を改めて確認し、所有権が不確かな可能性のある土地がある場合、地籍調査そのものの費用対効果を考慮しながらも、地籍調査の要否について検討されたい。
【財政課】 報告書本編 P. 34～36			
—	1	施設の保全に係る予算編成上の優先度の明確化について	限られた予算の最適配分により一層配慮しながら、より納得感の高い予算編成のため、施設の保全に係る予算編成上の優先度を予算編成方針等において具体的に明記するよう検討されたい。
1	—	固定資産台帳の作成方法について	○現状の固定資産台帳を精査し、固定資産台帳を修正するとともに、今後の固定資産台帳の整備・更新方法及びその体制について検討されたい。また、あわせて、固定資産台帳の更新ルールを明確化するとともに、固定資産台帳の記載内容について、固定資産のたな卸しを含めて定期的に確認されたい。 ○施設整備室等の公共施設マネジメント関係各課と協議し、固定資産台帳の目的を定めた上で、その目的に対応した効果的・効率的な固定資産台帳の整備・更新が望まれる。
【行革推進課】 報告書本編 P. 37～43			
—	2	H P における公共施設一覧の更新について	市H Pに掲載されている公共施設一覧(オープンデータ)は、市民や公共施設にかかる関係各所が閲覧する可能性のある市の重要なデータのため、適時に更新されたい。

—	3	利用目的を踏まえた効果的・効率的な施設カルテの作成について	施設カルテは公共施設のあり方の見直しに十分に使われているという実感は乏しく、施設カルテの利用目的を踏まえた効果的・効率的な施設カルテの作成について再検討されたい。
—	4	施設統廃合の具体的な推進手法に係る合意形成について	施設統廃合の具体的な推進に向けて、まずは、施設の利用状況を改善させる方策を検討し、それでも利用状況が低迷する場合には統廃合を進めるといった、一連の流れについて、より具体的な検討ルールを設定し、議会の理解を得ることが有用と考えられる。そこで、施設統廃合の具体的な推進手法を設定し、その合意形成を図る手順について検討されたい。
—	5	より一層の指定管理者制度の導入検討について	より一層の施設の活性のためには、指定管理者制度の導入に係る推進役が必要と考えられ、推進体制を検討の上、指定管理者制度のさらなる導入を検討されたい。
—	6	営利目的の施設利用のあり方について	営利目的利用のあり方について全庁的に検討されたい。なお、営利目的利用を認める場合、使用料・利用料金は割増料金とするのが通常と考えられるため、使用料等の設定についてもあわせて検討されたい。
—	7	施設使用料の見直しについて	各課における使用料の見直しについて十分な進捗管理を行い、全庁的に使用料の見直しがより進むように実施・進捗管理体制を再検討されたい。 なお、使用料の見直しに際しては、地方公会計に基づき、減価償却費などを含めたフルコスト（行政サービスにかかる原価）を参考にされたい。
—	8	全庁的な駐車場有料化の導入検討について	駐車場の有料化の考え方について全庁的に改めて検討した上で、必要に応じて地域ごとに複数施設を一括して委託するなど、全庁的な駐車場有料化の導入に係る方針・手法を検討されたい。
—	9	目標耐用年数の設定と最適な設計について	施設の整備に際しては、人口動態等に応じた行政サービスの予想提供期間を踏まえて、目標耐用年数を設定した上で、最適な設計を検討するような仕組み（ルール化等）を検討されたい。
—	10	予算を必要としない公共施設管理の創意工夫について	公共施設管理の創意工夫に係る取組みについて全庁的に情報共有する場を作り、全庁的な取組みを進められたい。

【財産管理課】 報告書本編 P. 44			
—	11	公有財産台帳の記載誤りを防ぐ体制整備について	公有財産台帳の記載誤りを防ぐような、また、仮に記載誤りが生じたとしても適時に発見できる体制について検討されたい。なお、市における公有財産台帳に類似する取組みとして、固定資産台帳や施設カルテの整備・更新があるため、関係各課と協議の上、市全体として最適な資産情報整備・更新方法及びその体制について検討されたい。
【契約課】 報告書本編 P. 45			
—	12	緊急修繕の発注手続きの簡素化について	設備・機器等の故障が増えてきている中で、施設所管課及び設備課への事務負担に配慮しながら、内部統制上のリスクを踏まえた緊急修繕の発注手続きの簡素化について検討されたい。
【施設整備室 各課】 報告書本編 P. 46～49			
—	13	設計図面及び点検記録データ等の効果的・効率的な蓄積に向けて	紙資料であると、紛失のリスクや情報の集約化、事務効率などの観点から、課題が残るため、中長期的に、設計図面及び法定点検等の点検記録についてデータ化を検討されたい。 また、施設の点検記録については、法定点検等への対応状況をより明確にするため、データを集計しやすいエクセル等による全庁的な統一様式を設定するなど、点検記録データ等の効果的・効率的な蓄積に向けて検討されたい。
—	14	施設所管の担当職員ができる日常の施設管理に向けて	施設所管の担当職員が基本的な日常の施設管理のポイントとその重要性が理解できるように、日常の施設の実態や施設に関する相談内容等を踏まえて、施設自主点検マニュアル等に反映されたい。また、年に1回程度、各施設所管課向けの研修会を実施することによって、一層の理解促進を図られたい。
—	15	過去の施設設計上の不具合から学びを得る設計の仕組み化に向けて	過去の事例などを参考に、ライフサイクルコストの最適化やメンテナンス性の確保に向けた設計思想の文書化について検討されたい。その上で、当該設計思想は設計委託業務の事業者選定時などにおいて、依るべき基準として公表し、かつ、事業者選定の際の評価基準に織り込むことを検討されたい。そして、過去の

			設計思想を策定した後においても、施設設計上の不具合を全くのゼロにすることは困難であると考えられるため、その都度発生した不具合を踏まえて、設計思想を随時改訂し、組織として自律的に学び、常により効果的・効率的な設計を目指すような、仕組づくりを検討されたい。
—	16	その他設計事務の高度化に向けて	DB方式受託業者による設計内容が「メンテナンス性の確保」と「ライフサイクルコスト低減」の目的に合致しているかについて、①基本設計取りまとめ前、及び、②実施設計完了前において検証し、問題がある場合には、設計内容を修正させるようなデザインレビューの仕組みを検討されたい。ただし、このようなデザインレビューが市の人員体制的に行うことができない場合、コンストラクション・マネジメント（CM）を導入し、外注化による専門的・独立的観点から、実施することも検討されたい。 また、市における過去のDB方式の関係資料を閲覧したところ、市のDB方式について次の課題が見受けられた。設計事務の高度化に向けて、各種対応策を検討されたい。 ○更新性・メンテナンス性への配慮について要求水準書に具体的に記載されたい。 ○市が意図する設計思想等について明確化されたい。 また、要求水準書に建築計画のメンテナンス性確保・ライフサイクルコスト低減の要求水準を盛り込むことが望まれる。そして、メンテナンス性確保・ライフサイクルコスト低減の前提として、施設の耐用年数を明確にすることを検討されたい。 ○審査委員の構成の中に、建築意匠系の学識経験者だけでなく、設計業務を多数経験しているファシリティマネジメントの学識経験者を加えるなど、設備計画や維持管理、財務に関する専門家を配置するように検討されたい。 ○審査項目として、建築計画の更新性・メンテナンス性に係る配点比重を高めるように検討されたい。

—	17	施設別の保全の優先度付けについて	避難所に指定されている施設については、雨漏りの修繕を他の施設より優先させたり、空調設備の導入など利用者に必要な機能を加えるなど修繕や保全の優先度付けを検討されたい。 また、学校園以外のトイレの洋式化など時代のニーズに応じた全庁的な対策方針についても必要性や優先度を明確にした対応を検討されたい。
---	----	------------------	---

2. 直営施設の管理等に関する監査の結果及び意見（概要一覧）

直営施設の管理等に関する本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書本編を参照されたい。

【直営施設の管理等に関する監査の結果及び意見の概要】

結果番号	意見番号	指摘の題名	指摘の内容
【総括】 報告書本編 P. 52			
—	総論 4	施設所管課職員の意識とノウハウの向上について	施設の適正な管理や、利活用のより一層の推進に対する職員の意識やノウハウが十分とは言えない面が見受けられた（例：排水溝の清掃や消火器の管理が適正に行われていない、稼働率の低い施設など）。施設の適正な管理や、利活用のより一層の推進に係る、施設所管課職員の意識とノウハウの向上を図られたい。
【サプリ村野（複合施設）】 報告書本編 P. 56～58			
—	18	組織横断的な協議・意見交換会の定期的な開催について	施設のより一層の利活用に向けて、関係課及び施設所長と中間支援組織（NPO法人）との協議・意見交換会の定期的な開催を検討されたい。
—	19	営利目的利用のあり方等の検討について	営利目的の基準をわかりやすく示すとともに、今後、営利目的利用の制限緩和を行う場合、営利目的利用のあり方に係る基本方針の整理や、営利目的利用における使用料減免のあり方、割増料金の設定など、施設利用のより一層の活性化と使用料の適正化を検討されたい。
—	20	グラウンドの半面貸しについて	より一層の貸出し増や、利用者にとっての利便性向上に向けて、グラウンド半面での貸出しを可能とする取扱いについて検討されたい。
—	21	避難所となるべき体育館の適切な保全について	第一次避難所として求められる機能等を明確にした上で適切に保全されたい。
—	22	駐車場の有料化の検討について	駐車場の有料化について検討されたい。

【輝きプラザきらら（複合施設）】			報告書本編P. 62～63
—	23	会議室の庁内グループウェアへの掲載について	会議室の見える化による効率的な施設利用に向けて、会議室の予約状況を庁内グループウェアに掲載されたい。
—	24	機械室の結露対策について	予防保全の観点から、重要な個所であるかについて施設整備室等と協議の上、適正な管理をされたい。
—	25	臨時対策本部の倉庫利用について	現状の使用方法が「臨時災害対策本部」としての部屋の利用が必要となった際に適時に利用できるかどうかを改めて検討し、適切な利用をされたい。
—	26	地域防災センター研修室のあり方について	地域防災センター研修室のあり方について検討し、より効果的・効率的な利活用の手法について検討されたい。
【地域サービス課（北部支所）】			報告書本編P. 65
—	27	駐車場の適正な利用について	施設利用者以外の駐車場の抑制や駐車待ちの整理・誘導など、駐車場の適正な利用について、まずは施設所管課において可能な対応を検討されたい。その上で、全庁的な駐車場有料化などの実施可能性について関係課と協議のもと、検討されたい。
【総務管理課（本庁舎）】			報告書本編P. 67～70
—	28	ドレン（排水溝）の清掃について	適時にドレンの清掃をされたい。また、今後、設計する施設については、ドレンの清掃のしやすさにも配慮されたい。
2	—	倉庫におけるノートパソコンの残置について	個人情報等の保護の観点はもちろんのこと、倉庫もコストがかかるものであり、倉庫の管理も施設マネジメントの一環である認識を強くし、適正な管理に努められたい。
3	—	外部団体等のロッカーによる占有について	施設のスペースはコストをかけて整備・管理しているものであり、外部団体等が使用する場合、行政財産の目的外使用の可否や使用料徴収の可否の判断について適正にその記録を残されたい。

—	29	消防用設備等点検による指摘事項への対応について	消防用設備等点検による指摘事項は施設利用者等の安全性確保の観点から一定程度の重要性が想定される。利用者の安全性等から見た重要性に応じて適切に対応されたい。
【商工振興課（公設市場サンパーク）】 報告書本編P.72～74			
4	—	消火器の期限管理について	期限切れの消火器による火災発生時等の被害拡大を防止するため、各年度において、更新が必要な消火器については、課の所管する施設全体で一括管理した上で、期限が切れる前に適切に更新されたい。
—	30	施設の修繕について	特に、以下のような不具合については安全性及び施設の予防保全の観点から重要性が比較的高いと考えられるため、対応についてできるだけ早急に検討されたい。 ○3階バルコニーのクラック：下階の雨漏りの原因となるおそれがある ○地下駐車場の壁面崩れ：施設劣化を促進してしまうおそれがある ○1階通路下部の壁面崩れ：施設劣化を促進してしまうおそれがある ○2階和室庭すのこの劣化：利用者・職員に危険が生じるおそれがある
—	31	目的外使用許可の検討について	枚方市公設市場条例が廃止された場合には、行政財産として美容室を入居させることは、施設目的に合致しなくなる見込みである。枚方市公設市場条例廃止後の目的外使用許可の可否については十分慎重に検討されたい。
【文化財課（旧田中家鋳物民俗資料館）】 報告書本編P.76～79			
—	32	雨どいの管理について	雨どいの定期的な清掃方法について検討されたい。
—	33	収蔵用滑車の劣化について	滑車の状態の確認や使用見込みを検討の上、修繕又は撤去等の対応を検討することが望まれる。
—	34	「鋳物師（いもじ）はんべえ奮戦記」の活用について	権利関係等を確認の上、問題がなければ当施設又は当市HPやSNSで視聴可能にする等積極的に活用することが望まれる。

—	35	旧田中家鋳物民俗資料館の運営方法について	王仁公園は他の所管課が管轄する施設であるが、王仁公園と一体として指定管理者制度を利用した場合、現在よりも旧田中家鋳物民俗資料館の有効な運用について指定管理者から提案を受けられる可能性も考えられるので検討されたい。なお、当面の駐車場の確保については、王仁公園の指定管理者と協議を行い、共同利用などについて検討されたい。
【スポーツ振興課（野外活動センター）】 報告書本編P.81～88			
—	36	施設使用料の見直しについて	実際にかかるコストを勘案の上、市外在住者の使用料を見直すことが望まれる。
—	37	附属施設使用料の見直しについて	利用者1人当たりコストと使用料の乖離も大きいことも踏まえ、附属施設についても市外在住者の使用料の見直しを行うことが望まれる。
—	38	備品の無料貸出しについて	受益者が費用を負担すべきであり、無料で貸出しを行っている消耗品等の使用料を設定するべく条例の改正を検討されたい。
—	39	施設使用時間の見直しについて	今後の本格的な冬季の宿泊利用に向けて条例改正の検討が望まれる。
—	40	グリーンスポーツ場及び第2キャンプファイヤー場の有効利用について	現在の当施設の運営については単年度の業務委託契約としているが、将来的には指定管理者制度の導入による民間活力の導入も検討されたい。また、指定管理者制度を利用することとなった場合には、グリーンスポーツ場及び第2キャンプファイヤー場の有効利用についての提案を受けることを仕様書に記載することが望まれる。
—	41	第2研修棟のガラスの飛散対応について	ネットを張る等によりガラスの飛散を防ぐ対応策を講じることが望まれる。
—	42	第三キャンプ場の稼働率について	コストに見合う市民の満足度が得られるかを調査の上、利活用促進について検討されたい。
—	43	排水部分の清掃について	ステラホール屋上の排水部分について定期的に清掃することが望まれる。
—	44	指定管理者制度の導入について	将来的に指定管理者制度の導入による民間活力の導入も検討されたい。また、指定管理者の公募の前段階においては、サウンディング（市場調査）を行い、民間企業等の声を聴きながら、場合によ

			っては条例改正を視野に柔軟な施設の利活用ができるようにするなど、施設のあり方についても検討されたい。
5	—	工事・修繕の適正な執行について	工事請負費と修繕料の区分に留意して、適切に予算執行されたい。
【長寿・介護保険課（シルバー作業所）】 報告書本編P.90～91			
—	45	貯水槽の法定点検結果への対応について	今後、令和4年度のように、入札不調となった場合には、法定点検により指摘された不備であり、施設利用者の飲料水として使用されるものであることを鑑みて、不落随意契約の締結を検討することが望まれる。
—	46	施設の日常管理について	予算に限りがある中ではあるが、順次修繕を行うことが望まれる。 ○壁のクラックが複数箇所が発生していた ○クロスの剥がれが散見された ○壁にカビが発生していた
【長寿・介護保険課（老人福祉センター楽寿荘）】 報告書本編P.91～98			
—	47	営利目的利用を前提とした条例改正について	他団体においても、一般的に公共施設を営利目的で使用する場合、割増による使用料が設定される例も多いところであり、楽寿荘においても営利目的で使用する場合の使用料の取扱いについて条例の見直しを含めて検討されたい。
—	48	楽寿荘の予約方法について	高齢者以外の世代の利用を進めるためにも、公共施設予約システムの改修に係る費用対効果を勘案の上、公共施設予約システムの利用を検討することが望まれる。
—	49	楽寿荘の開館時間について	施設の稼働率を高める方策を講じるとともに、需要に応じて、枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の見直しも含め、開館時間の変更を検討することが望まれる。
—	50	施設利用の予約やキャンセル等への対応について	予約受付等に関する運用上の対応方法等の見直しを行い、さらなる利用者の利便性及び利用率の向上を図る仕組みを検討し、必要に応じて条例の改正も含めて検討することが望まれる。
—	51	楽寿荘の耐震性について	建物の安全性を害するおそれや、耐震性能が不十分なおそれがあることから、出来る限り早急に

			調査し対応を講じることが望まれる。
—	52	雨どいの管理について	雨どいの破損は雨漏りの原因ともなることから、定期的に清掃業務を行うことが望まれる。
—	53	施設敷地内の樹木の管理について	樹木点検を実施し、必要があれば樹木の伐採等を行うことが望まれる。
—	54	施設の日常管理について	予算に限りがある中ではあるが、順次修繕を行うことが望まれる。 ○壁、擁壁や基礎にクラックが複数発生していた ○クロスの剥がれが散見された ○軒天に隙間や穴開きが複数発生していた ○屋根材の腐食が発生していた ○窓ガラスのゴムパッキンの劣化が複数発生していた
【子ども青少年政策課（枚方公園青少年センター）】 報告書本編P.101～104			
—	55	2階湯沸室の利用方法について	施設スペースの有効活用及び適切な情報発信のため、湯沸室スペースの今後の利用方法について検討し、必要に応じて未利用の棚等を撤去、新たな利用方法に応じたレイアウトとした上で、市のホームページで公表している枚方公園青少年センターの施設案内のフロア図等における記載についても見直すことが望まれる。湯沸室として利用しないのであれば不要となるシンクやコンロ代の撤去についてもあわせて検討されたい。
—	56	課を超えた集会施設のあり方等の検討体制について	市全体としての施設運営の効率化や適正な使用料収入の確保のため、生涯学習市民センター等の機能の類似する施設（集会施設）を所管する文化生涯学習課等との間で、課を超えて、市全体としての集会施設設置のあり方や使用料の適正化について、定期的に協議・検討する体制を構築することが望まれる。
—	57	運営形態の検討について	枚方公園青少年センターにおいても、現在の運営形態で引き続き利用率向上に取り組むとともに、指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用することで、施設の魅力化による利用率の向上やより魅力的な青少年向け事業（イベント）の実

			施による参加者増加といった市民サービス向上可能性についても、コスト比較も含めて定期的に検討することが望まれる。
6	—	施設カルテにおける正確な情報記載について	施設カルテは、市が所有している施設についての基本情報、維持管理にかかるコスト状況、老朽化の状況、利用状況等といった情報を市民へ開示する重要な書類であり、建物の実態を把握した上で、正確な情報を記載、公表する必要がある。
【公立保育幼稚園課（課全体）】 報告書本編P.108～111			
—	58	消火器の期限管理について	期限切れの消火器による火災発生時等の被害拡大を防止するため、各年度において、更新が必要な消火器については、課の所管する施設全体での一括管理に基づき、期限が切れる前に適切に更新することが望まれる。
—	59	屋上点検の実施について	雨漏り等の不具合の発生を未然に防止するため、課として定期的な屋上点検及び清掃を各園に指示した上で、各園に所属する職員による対応が難しい場合には、施設整備室と協議の上、点検方法等について検討されたい。
—	60	施設のあり方及び劣化調査の実施の検討について	課の所管する老朽化が進んでいる施設について、子ども未来部の他課はもとより、行革推進課や施設整備室とも連携した上で、施設のあり方、劣化調査の必要性、建替えの必要性及びそれらの時期の検討などを行うことが望まれる。
—	61	施設カルテにおける施設利用状況の管理指標について	教室数ベースでの利用率による施設利用状況の管理は、効果が低いと考えられるため、枚方市公共施設マネジメント推進計画の所管課である行革推進課とも協議の上、利用率については在籍者数ベースのものを一次評価指標とするなど、管理指標を変更することが望まれる。
—	62	幼稚園のホームページやSNSにおける情報発信について	幼稚園の入園者の確保・増加を図るため、今後、各園のホームページやSNSにおける情報発信を充実させるなどして、各園の特徴や魅力を十分に発信するとともに、預り保育等の共働き家庭における入園可能性についての情報等を提供された

			い。そのため、ホームページやSNSにおける情報発信について各園任せにするのではなく、課全体で発信すべき情報を整理し、勉強会や研修といった必要な知識やノウハウについて共有する仕組みを整備することが望まれる。
【公立保育幼稚園課（高陵幼稚園）】			報告書本編P.112～113
7	—	排煙窓の定期点検について	排煙窓の定期的な稼働の確認、点検を行った上で、不具合があれば防災の観点から優先的に修繕を実施することが望まれる。
—	63	空調設備の更新等の検討について	幼稚園施設においては、園児の安全確保が最優先課題であり、近年の気候変動により、夏季における高温化が進む状況下で、園児の熱中症予防の観点から、現状における安全リスクや更新コストについて把握した上で、空調設備の更新等について早期に検討することが望まれる。
【公立保育幼稚園課（樟葉幼稚園、楠葉野保育所）】			報告書本編P.114
—	64	不要物の廃棄について	園児の安全性を確保するとともに、保育室等のスペース確保のため、不要な倉庫やガスヒーターを早期に廃棄することが望まれる。
【公立保育幼稚園課（楠葉野保育所）】			報告書本編P.115～117
8	—	公有財産台帳等における正確な情報記載について	公有財産台帳・固定資産台帳・施設カルテは、市の保有する資産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うなどのために重要な情報であり、異動があった場合、適時に除却反映するべきである。また、市として今後、財産の異動報告が漏れにくい仕組みについて検討されたい。
9	—	共済保険の過大加入について	不必要な保険料負担の発生を解消するため、速やかに建物総合損害共済の対象施設から除外する必要がある。
10	—	目的外使用許可手続きについて	目的外で使用する施設については、枚方市行政財産使用料条例に基づく使用料を設定した上で、枚方市公有財産等の管理に関する規則に則り、適切な目的外使用許可手続きを受ける必要がある。
【穂谷川資源循環センター・環境政策課（穂谷川清掃工場）】			報告書本編P.120～121
—	65	施設内の遊休箇所に	利活用方針を検討し、用途に従った撤去や改修

		ついて	等の対応を進めることが望まれる。
—	66	稼働終了後の第3プラントの利活用について	施設の取壊しにより早期に返済を求める条項等がないことを借入先の金融機関に改めて確認の上、取壊しも含めた令和8年度以降の第3プラント及び処理関連棟の利活用の方針を早期に検討することが望まれる。
—	67	管理棟の今後のあり方について	市庁舎建替えにあたり当管理棟に配置される部署を加味の上、当管理棟の大幅改修又は建替えを検討することが望まれる。
【希釈放流センター】 報告書本編P.123～127			
—	68	不要物の廃棄について	使用予定のない不要物については適宜廃棄を行うことが望まれる。
11	—	廃棄予定のPC、記憶媒体等の管理について	個人情報等のデータについては紛失した場合の影響が非常に大きいため、廃棄用であっても、保管リストを作成の上、定期的に現物確認を実施するといった管理体制について、市の情報セキュリティポリシー等において明確化した上で、適切に整備することが望まれる。
12	—	備品の現物管理について	枚方市物品管理規則において記録管理が求められる備品等について、漏れなく物品管理台帳の管理番号を付した備品シールを貼付する必要がある。
—	69	旧事務所棟の使用について	不用品等を除き、処理棟や管理棟内の余剰スペースに移動することが望まれる。
—	70	希釈放流センターのあり方について	希釈放流センターについて他近隣自治体の動向を踏まえ広域化等を検討することが望まれる。
13	—	AEDの点検について	使用期限の超過がなく、非常時にAEDを問題なく使用できるように、定期的に点検されたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（小中学校全体）】 報告書本編P.134～136			
—	71	コンピュータ室のあり方検討について	限られた財源・施設の有効活用の観点から、コンピュータ室の今後の利活用の方針について検討することが望まれる。
—	72	安全管理に係る意識・ノウハウ向上について	消防用設備等の適正な管理を含め、安全管理に係る意識・ノウハウ向上を図るべく、各小中学校の管理者に対して定期的な研修会の開催などを検

			討されたい。
—	73	学校施設開放事業の推進について	安全性に配慮しつつも、他団体の事例を研究したり、関係各所と協議を重ね、学校施設開放事業を進められたい。
—	74	排水溝が容易に清掃できる設計への配慮について	今後、設計する校舎については、屋上やベランダ、バルコニー等の排水溝（ドレン）は容易に清掃できるように配慮されたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（樟葉西小学校）】 報告書本編 P. 137			
—	75	排水溝の清掃について	排水溝の清掃に努められたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（樟葉小学校）】 報告書本編 P. 138			
—	76	排水溝の清掃について	排水溝の清掃に努められたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（藤阪小学校）】 報告書本編 P. 139～142			
14	—	消火栓設備への検査済み証の貼付漏れについて	施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付されたい。
15	—	倉庫設置の目的外使用許可等について	学校における行政財産の目的外使用の許可について適切に対応されたい。
16	—	クラブハウス内の冷蔵庫の目的外使用許可等について	行政財産の目的外使用の許可及び電気代・使用料徴収の可否について適正に検討されたい。
17	—	消火器前のマットの保管について	緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の周りには障害物を置かないようにされたい。
—	77	その他学校利用の安全性への配慮について	藤阪小学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。 ○窓にひびが入っていたものに対して、テープによって補修されていたが、これは一時しのぎにしかない。大きな怪我を防ぐため、根本的な修繕を検討されたい ○普通内のテレビの落下防止用のチェーンが外れ

			ていた。落下の危険性がある ○体育館内にマイクコンセントが設置されているが、蓋が破損しており、運動中に接触すれば危険である
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（津田小学校）】 報告書本編 P. 143～145			
—	78	校舎の断熱対策について	空調効率を上げるため、校舎の断熱対策について検討されたい。
18	—	消火器の適正な管理について	消火器を緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の適正な管理をされたい。
—	79	その他学校利用の安全性への配慮について	津田小学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。 ○窓にひびが入っていたものに対して、テープによって補修されていたが、これは一時しのぎにしかない。大きな怪我を防ぐため、根本的な修繕を検討されたい ○プレハブ側面部分のポリカーボネートが破損している
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（中宮小学校）】 報告書本編 P. 146～147			
—	80	排水溝の清掃について	排水溝の清掃に努められたい。
—	81	天井の剥離について	児童の安全性確保のため、落下する可能性の高い部分を落とすなど、対応策を検討されたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（桜丘小学校）】 報告書本編 P. 148			
—	82	排水溝の清掃について	排水溝の清掃に努められたい。
—	83	校務員室の安全面の懸念について	職員の安全確保の観点から、施設利用に関する内容を適切に継承されたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（西牧野小学校）】 報告書本編 P. 149			
—	84	学校敷地における未	学校敷地の有効活用のため、当該箇所について

		利用箇所の今後のあり方について	今後のあり方を検討されたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（蹉跎西小学校）】 報告書本編 P. 150			
—	85	学校利用の安全性への配慮について	蹉跎西小学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。 ○窓にひびが入っていたものに対して、テープによって補修されていたが、これは一時しのぎにしかない。大きな怪我を防ぐため、根本的な修繕を検討されたい ○普通教室内のテレビの落下防止用のチェーンが外れていた。落下の危険性がある
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（交北小学校）】 報告書本編 P. 151			
—	86	排水溝の清掃について	排水溝の清掃に努められたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（磯島小学校）】 報告書本編 P. 152～153			
—	87	排水溝の清掃について	排水溝の清掃に努められたい。
—	88	コンクリート片の落下について	コンクリートの欠片落下は危険性が高く、利用者の安全性確保のため、日常の巡回と適時の対応をされたい。
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（第三中学校）】 報告書本編 P. 154～156			
—	89	音楽室の雨漏り・カビへの対応について	生徒の健康被害防止のため、雨漏り及びカビへの適時に対応されたい。
—	90	メンテナンス性と持続可能な施設利用への配慮について	今後、設計する学校施設については、メンテナンス性と持続可能な施設利用への配慮についてより一層検討されたい。
19	—	消防用設備への検査済み証の貼付漏れについて	施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付されたい。

—	91	その他学校利用の安全性への配慮について	第三中学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。 ○体育館の放送設備の音量が小さく、全校への連絡が聞こえにくくなっている。非常時には教員が体育館へ見回りし、避難等の指示をすることとしているが、迅速な対応への懸念が残る ○25 メートルプールの 20 メートル箇所上部に設置された旗が架けられている高さも低いことから、プールサイドでのケガにつながるおそれがある。なお、予算をかけずに教員が自身で架け替えを行ったり、水泳部の協力を仰ぐなど予算をかけずして対応が可能と考えられる
【教育政策課、新しい学校推進室、おいしい給食課、放課後子ども課及び施設整備室（蹉跎中学校）】 報告書本編 P. 157～159			
20	—	消火器前の物の設置について	緊急時にすぐに使用できるよう、消火器の周りには障害物を置かないようにされたい。
21	—	避難経路の確保について	万が一の非常時に、避難経路を十分に確保できるように用具等を移動すべきである。
—	92	端末機器の管理について	現状の保管場所は、常に施錠されている箇所ではなく、セキュリティ上、また、財産管理上、望ましくないことから、i P a d の保管場所を変更することが望ましい。
—	93	その他学校利用の安全性への配慮について	蹉跎中学校において以下の状態が見受けられた。学校利用におけるより一層の安全性確保に向けて対応策を検討されたい。 ○第一理科教室において、割れたビーカーがバケツにそのまま放置されており、危険な状況であった ○視聴覚室の棚のガラスに割れているが、テープで補修するに留まっている ○教室棟の旧非常口の出入り口が不要物の物置き場になっていた。教室の増設により、非常口の箇所が変わっているとのことであれば、非常口の案内板は非常時のミスリードとなりかねないので、撤去すべきである

【中央図書館】 報告書本編 P. 162～163			
22	—	避難階段の緊急時における利用可能性について	利用者の安全性確保のため、少なくとも4階避難階段前の長椅子を撤去した上で、その他の階についても避難階段の緊急時における利用可能性について十分に検討されたい。
—	94	中央図書館玄関の水漏れ・水たまりについて	利用者が足を滑らせないように、安全対策について検討されたい。
【教育研修課（教育文化センター）】 報告書本編 P. 165～167			
—	95	必要時の救助袋の確実な利用に向けて	避難時に確実に救助袋を降ろすことができるように再検討されたい。
23	—	排煙装置の故障対応について	排煙窓は、火災時に利用者等の安全を守る重要な設備であり、令和4年12月5日に実施された建築物の定期点検においても要是正箇所として指摘されており、適時・適切な対応をされた
—	96	利用者アンケートについて	施設の運用状況の評価や改善に資するように十分なアンケート数の回収に努められたい。
—	97	施設の利用状況について	施設利用の活性化について検討されたい。

3. 用語集

公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に関する用語については以下を参照されたい。

【用語集】

A～Z	
P F I	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。
P P P	公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行なおうとする手法をいう。
R C 造	R C 造とは、鉄筋コンクリート造（Reinforced Concrete）の略で、柱や梁などの主要構造部に鉄筋の入ったコンクリートを用いたものをいう。
S 造	建築物の躯体に鉄製や鋼製の部材を用いる建築の工法・構造を指す。SはSteel（鉄）の略で、鉄骨構造のこと。
S R C 造	S R C 造とは、鉄骨鉄筋コンクリート造（Steel Reinforced Concrete）の略で、鉄筋コンクリートに鉄骨を内蔵させた建築構造のこと。
W造	W造とは、木造（Wood）の略で、木製の建築構造のこと。
あ行	
第一次避難所	災害が発生した場合、家屋の損壊、滅失、浸水等により滞在避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる避難所のうち、まず開設することとなる場所。
か行	
行政財産	国・地方公共団体において公用又は公共用に供する財産をいう。行政財産は、行政目的のために利用されるべきものであるため、原則として私権の設定等を禁止されているが、一定の要件を満たす場合は貸付が可能となっている。
減価償却費	土地を除く有形固定資産について、使用、時間の経過、技術的不適応による価値の減損度を、一定の見積もり耐用年数内に一定の割合で各事業年度に損失として計上したものをいう。
公共施設マネジメント	公共施設マネジメントは、①公共施設のあり方に関する計画や、全庁的な方針の策定などの企画、②公共施設の維持・運営に関する管理、③公共施設の有効活用を有機的に連携しながら

	行うもの
更新	一般に老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することをいう。
固定資産台帳	すべての固定資産を1単位(口座)ごとに記帳する台帳をいう。固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、その財政を把握するためには正確な固定資産台帳整備が求められる。
公共施設	庁舎や学校など、公用または公共用に供す施設のこと。本計画では、延床面積で数量を把握する施設のことを指す。
構造	建築の構造もしくは工法の種別を指す。種別には以下の構造が挙げられる。 ● 鉄骨鉄筋コンクリート構造（SRC構造） ● 鉄筋コンクリート構造（RC構造） ● 鉄骨コンクリート（SC構造） ● コンクリートブロック構造 ● プレストレスコンクリート構造（PC構造） ● 鉄骨造（S構造） ● 軽量鉄骨造（LS構造） ● 木造
構造（鉄骨鉄筋コンクリート構造）	Steel Reinforced Concrete の略で、SRC構造とも呼ばれる。鉄筋コンクリートに鉄骨を内蔵させた建築構造のこと。
構造（鉄筋コンクリート構造）	Reinforced-Concrete（補強されたコンクリート）の略でRC構造とも呼ばれる。
構造（鉄骨コンクリート構造）	Steel Concrete の略で、SC構造とも呼ばれる。無筋コンクリートに鉄骨を内蔵させた建築構造のこと。
構造（コンクリートブロック構造）	コンクリートであらかじめつくった小型の中空ブロック（コンクリートブロックという）を、縦・横に鉄筋を入れて補強しながらモルタルを介して積み上げ、ブロック内部の空洞にコンクリートを打って建築物の壁面を構築する構造。
構造（プレストレスコンクリート構造）	Prestressed Concrete の略で、PC構造とも呼ばれる。鉄筋コンクリート構造をプレストレスにより補強した構造である。プレストレスとは、梁の中に内蔵した高強度の鋼より線（PC鋼より線）を油圧ジャッキで緊張することによりコンクリートに与えられる圧縮応力のこと。
構造（プレキャストコンクリート造）	プレキャストコンクリート（Precast Concrete）は、現場で組み立て・設置を行うために、工場などであらかじめ製造された

	コンクリート製品、あるいはこれを用いた工法をいう。
構造（鉄骨造）	建築物の躯体に鉄製や鋼製の部材を用いる建築の工法・構造のこと。
構造（木造）	木製の建築構造のこと。
構造（軽量鉄骨造）	厚さが6 mm未満の鋼材を使用した鉄骨造のことをいう。
公有財産	普通地方公共団体の所有に属する財産（基金に属するものを除く）のうち、不動産及び船舶等並びにこれらの従物、地上権等、特許権等、株券等の有価証券、出資による権利、不動産の信託の受益権をいう。
コンストラクション・マネジメント	専門家が発注者側の立場に立って、施設の計画立案や設計（基本設計、詳細設計）の段階から、コスト管理や品質管理などを行う業務である。
さ行	
指定管理者制度	平成 15（2003）年の改正地方自治法の施行により創設された制度で、公共施設の管理を民間事業者等に幅広く委任することができるようになった。また、公共施設使用許可という行政処分の一部についても、指定管理者に委任することができるようになる。
指定緊急避難場所	災害が発生した時に災害の危険から緊急に逃れるために、必要に応じて市が開設する場所。
指定避難場所	災害が発生した時に被災者が一定期間滞在するために、必要に応じて市が開設する施設。
事後保全	施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。
受益者負担	特定のサービスを受ける者に対し、受益に応じた負担を求めることをいう。
た行	
耐用年数	機械・設備などの、経済的に使用可能な見積期間のこと。
長寿命化	建物を計画的に保全することにより、劣化の進行を遅らせ、長期間建物を使用すること。もしくは、耐用年数が到来、又は近いときに延命的工事を行うこと。
な行	
ネーミングライツ	公共施設等に名称を付けることができる権利。
延床面積	建築物の各階の床面積の合計のこと。

は行	
ファシリティマネジメント（FM）	企業・団体等が保有又は私用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動（公益社団法人ファシリティマネジメント協会による定義）。
普通財産	行政財産以外の一切の公有財産をいう。 普通財産は、間接的に行政執行に寄与するものであり、その経済的な価値に主眼がおかれているため、貸付、売却、私権の設定等が可能とされる反面、原則として民法その他一般私法が適用される。
複合施設	複数の異なる機能の施設が同一建物、敷地内にまとまった施設のこと。
や行	
予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。
ら行	
ライフサイクルコスト（LCC）	プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストをいう。
ライフサイクルマネジメント	公共施設等の企画・設計、建設から維持管理、解体までの生涯に着目して、計画や管理を行う考え方。
ランニングコスト	組織や施設が事業経営を維持していくために必要な費用、運転資金をいう。
老朽化	年数の経過に伴い、躯体や構成材が物理的あるいは化学的に劣化すること。